

上ノ国町地域防災計画 (見直し案)

令和3年3月
上ノ国町防災会議

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 節 計画策定の目的	1
第 2 節 計画の構成	2
第 3 節 計画推進に当たっての基本となる事項	2
第 4 節 用語	3
第 5 節 計画の修正要領	3
第 6 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第 7 節 町民及び事業者の基本的責務	9
第 2 章 上ノ国町の概況	12
第 1 節 自然条件	12
第 2 節 災害の記録	14
第 3 章 防災組織	19
第 1 節 防災会議	19
第 2 節 災害対策本部	21
第 3 節 住民組織等の活用	29
第 4 節 気象業務に関する計画	30
第 4 章 災害予防計画	43
第 1 節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	43
第 2 節 町民の心構え	47
第 3 節 防災訓練計画	49
第 4 節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	51
第 5 節 相互応援（受援）体制整備計画	53
第 6 節 自主防災組織の育成等に関する計画	55
第 7 節 避難体制整備計画	59
第 8 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	65
第 9 節 情報収集・伝達体制整備計画	71
第 10 節 建築物災害予防計画	73
第 11 節 消防計画	74
第 12 節 水防予防計画	75
第 13 節 風害予防計画	78
第 14 節 雪害予防計画	79

第 15 節	融雪災害予防計画	82
第 16 節	高波、高潮災害予防計画	84
第 17 節	土砂災害予防計画	85
第 18 節	積雪・寒冷対策計画	89
第 19 節	複合災害に関する計画	92
第 20 節	業務継続計画の策定	93
第 5 章	災害応急対策計画	95
第 1 節	動員計画	95
第 2 節	災害情報収集・伝達計画	99
第 3 節	災害通信計画	104
第 4 節	災害広報・情報提供計画	108
第 5 節	避難対策計画	111
第 6 節	応急措置実施計画	123
第 7 節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	128
第 8 節	広域応援・受援計画	132
第 9 節	ヘリコプター等活用計画	134
第 10 節	救助救出計画	137
第 11 節	医療救護計画	139
第 12 節	防疫計画	143
第 13 節	災害警備計画	147
第 14 節	交通応急対策計画	149
第 15 節	輸送計画	155
第 16 節	食料供給計画	157
第 17 節	給水計画	159
第 18 節	衣料、生活必需物資供給計画	161
第 19 節	石油類燃料供給計画	163
第 20 節	上下水道施設対策計画	165
第 21 節	応急土木対策計画	167
第 22 節	被災地宅地安全対策計画	169
第 23 節	住宅対策計画	171
第 24 節	障害物除去計画	175
第 25 節	文教対策計画	177
第 26 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	181
第 27 節	家庭動物等対策計画	183
第 28 節	応急飼料計画	184
第 29 節	廃棄物等処理計画	185
第 30 節	防災ボランティアとの連携計画	187
第 31 節	労務供給計画	189

第 32 節	職員派遣計画	190
第 33 節	災害救助法の適用と実施	192
第 6 章	地震・津波災害対策計画	195
第 1 節	計画の目的	195
第 2 節	上ノ国町における地震・津波の想定	195
第 3 節	災害予防計画	201
第 4 節	災害応急対策計画	218
第 5 節	災害復旧・被災者援護計画	238
第 7 章	火山災害対策計画	239
第 1 節	基本方針	239
第 2 節	渡島大島の概況	239
第 3 節	災害予防対策	241
第 4 節	災害応急対策計画	242
第 5 節	災害復旧	251
第 8 章	事故災害対策計画	252
第 1 節	海難対策計画	252
第 2 節	流出油等対策計画	258
第 3 節	航空災害対策計画	265
第 4 節	道路災害対策計画	270
第 5 節	危険物等災害対策計画	275
第 6 節	大規模な火事災害対策計画	283
第 7 節	林野火災対策計画	288
第 8 節	大規模停電災害対策計画	295
第 9 章	災害復旧・被災者援護計画	300
第 1 節	災害復旧計画	300
第 2 節	被災者援護計画	302

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び上ノ国町防災会議条例（昭和38年条例第7号）第2条第1号の規定に基づき、上ノ国町防災会議が作成する計画であり、上ノ国町（以下「本町」という。）の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて住民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 本町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、北海道警察、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること。
- 5 地震・津波等大規模な災害の発生又は発生するおそれのある場合の災害予防及び応急対策に関すること。
- 6 災害復旧に関すること。
- 7 防災訓練に関すること。
- 8 防災思想の普及に関すること。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール11、13の達成に資するものである。



※ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の構成

上ノ国町地域防災計画は、次の各章から構成し、水防法に基づく上ノ国町水防計画とも整合を図るものである。

- 第1章 総則
- 第2章 上ノ国町の概況
- 第3章 防災組織
- 第4章 災害予防計画
- 第5章 災害応急対策計画
- 第6章 地震・津波災害対策計画
- 第7章 火山災害対策計画
- 第8章 事故災害対策計画
- 第9章 災害復旧・被災者援護計画
- 資料編

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

- 5 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 用 語

この計画において各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基 本 法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救 助 法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
水 防 法	水防法（昭和24年法律第193号）
防 災 会 議	上ノ国町防災会議
本 部（長）	上ノ国町災害対策本部（長）
現地本部（長）	上ノ国町災害対策本部現地対策本部（長）
防 災 計 画	上ノ国町地域防災計画
道 防 災 計 画	北海道地域防災計画
防 災 関 係 機 関	上ノ国町防災会議条例第3条に定める委員に属する機関等

第5節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき。

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道開発局 函館開発建設部 江差道路事務所	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 災害対策機材等の地域への支援に関すること。 (3) 国道の整備並びに災害復旧に関すること。
北海道財務局 函館財務事務所	(1) 公共土木施設、農林水産施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。 (2) 災害時において有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置について要請に関すること。 (3) 地方公共団体の災害復旧事業及び災害つなぎ資金の融資に関すること。 (4) 災害時における預貯金の払出し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関すること。 (5) 災害時において、地方公共団体、土地改良区に対し国有財産の無償使用を許可、又は無償貸付に関すること。
北海道農政事務所	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
林野庁 北海道森林管理局 檜山森林管理署	(1) 国有林の復旧治山及び予防治山を実施に関すること。 (2) 林野火災の予防対策をたて、その未然防止に関すること。 (3) 災害時において地方公共団体の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
北海道運輸局 函館運輸支局	(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関すること。 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 (3) 自動車輸送事業の安全の確保に関すること。
第一管区海上保安本部 函館海上保安部 江差海上保安署	(1) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 (3) 災害時における傷病者、医者、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。 (4) 海上における人命の救助に関すること。 (5) 海上交通の安全確保に関すること。 (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
函館地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。
北海道労働局 函館労働基準監督署	(1) 事業場、工場等の産業災害の防止対策に関すること。

2 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊 第28普通科連隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

3 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
檜山振興局	(1) 檜山振興局地域災害対策要綱に関する事務及び運営に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (5) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
檜山振興局 保健環境部 保健行政室	(1) 医療・救護・防疫対策に関すること。 (2) 被災地における保健衛生に関すること。
渡島総合振興局 函館建設管理部 江差出張所	(1) 災害時の公共土木被害調査及び災害復旧対策に関すること。 (2) 災害時の関係河川の水位、雨量の情報の収集及び報告に関すること。 (3) 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。 (4) ダム施設の管理及びダム放流警報・通報等に関すること。 (5) 水防技術の指導に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
渡島総合振興局 西部森林室	(1) 国有林の保安林の配置適正化及び施業の合理化に関すること。 (2) 道有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。 (3) 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。 (4) 災害時において地方公共団体の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
檜山教育局	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
北海道立江差病院	(1) 災害時における罹災者の収容、治療及び助言にあたること。

4 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道警察 函館方面 江差警察署	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 災害警備本部の設置運用に関すること。 (4) 被災地、避難場所、危険個所等の警戒に関すること。 (5) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (6) 危険物に対する保安対策に関すること。 (7) 広報活動に関すること。 (8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

5 上ノ国町、消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
上ノ国町	(1) 町防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 (3) 自主防災組織の充実を図ること。 (4) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (6) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
上ノ国町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
檜山広域行政組合 上ノ国消防署	(1) 火災等の予消防活動及び水防活動に関すること。 (2) 災害時における住民の避難誘導及び救助並びに応急対策等の実施に関すること。 (3) 災害時の予報及び警報・注意報並びに情報等の収集を行うこと。 (4) 災害時における危険区域の警戒等を行うこと。

6 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便株式会社 江差郵便局及び 町内郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること。 (2) 郵便の非常取扱いを行うこと。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
東日本電信電話株式会社 北海道事業部 北海道南支店	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報・電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
株式会社N T T ドコモ 北海道支社 函館支店	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
K D D I 株式会社 北海道総支社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ソフトバンク株式会社 北海道オフィス	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本赤十字社北海道支部 檜山地区	(1) 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく医療、助産等の救助業務を実施すること。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。
日本放送協会函館放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
電源開発株式会社 北海道事務所	(1) 所管の電力施設等の防災管理を行うこと。
株式会社ジェイウインド	(1) 所管の電力施設等の防災管理を行うこと。
日本通運株式会社 道南支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について、関係機関の支援を行うこと。
北海道電力ネットワーク株式会社 江差ネットワークセンター	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。

7 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエム・ノース ウェーブ 株式会社S T Vラジオ	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 気象等、特別警報・警報・注意報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
一般社団法人 檜山医師会	(1) 災害時における救急医療を行うこと。
上ノ国土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策を行うこと。 (2) 農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。
一般社団法人 函館地区トラック協会	(1) 災害時における救援物資及び災害対策用資機材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
上ノ国町社会福祉協議会	(1) 災害時におけるボランティアセンターに関すること。 (2) 被災生活困窮者の救護を行うこと。
上ノ国建設協会	(1) 災害時における応急対策業務を行うこと。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
新函館農業協同組合 上ノ国支店 ひやま漁業協同組合 上ノ国支所 檜山南部森林組合	(1) 協同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (3) 共済金支払いの手続を行うこと。
上ノ国町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
診療所、歯科診療所	(1) 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
日本水難救済会 上ノ国救難所	(1) 沿岸における海難救助に関すること。 (2) 漁港等防災対策への協力に関すること。
上ノ国町連合町内会	(1) 自主防災組織の設置、促進を行うこと。 (2) 町内会等への防災意識の啓発を行うこと。 (3) 災害時における応急対応業務を行うこと。
運送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。

第7節 町民及び事業者の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 町内会における要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- オ 町及び防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第

105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- エ 予想被害からの復旧計画策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

4 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、町をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。

第2章 上ノ国町の概況

第1節 自然条件

1 位置及び面積

当町は北海道渡島半島の西南、檜山振興局管内の最南端にあつて、北は江差町、厚沢部町、南は松前町、福島町に隣接し、東は渡島山脈の分水嶺をもって、上磯郡木古内町、知内町と境し、西は日本海に面している。

東端	東経	140° 21' 23"		
西端	東経	139° 58' 55"		
南端	北緯	41° 33' 53"		
北端	北緯	41° 51' 20"		
東西	31.5km	南北	27.4km	総面積 547.60 km ²

2 地勢

平坦地は少なく、大部分が大千軒岳（1,072m）、七ッ岳（957m）、大赤岳（735m）、赤岳（719m）、大岳（775m）等が連なる山岳地帯と、300～600m 台の山地で構成され、総面積の92%を山林が占めているが、町の北部を北西に流れて日本海に注ぐ天野川と大安在川、南部を日本海に注ぐ石崎川等の河川によって刻まれ、下流部には平野、低地が形成されている。

(1) 町内の主なる山

名称	標高	備考
八幡岳	664.5m	(別図1-1) 厚沢部町界
下ノ沢山	573.5m	(別図1-2)
瓜谷山	548.8m	(別図1-3) 木古内町界
尖岳	604.0m	(別図1-4) //
袴腰岳	699.1m	(別図1-5) 知内町界
親岳	695.0m	(別図1-6) //
七ッ岳	956.8m	(別図1-7) 福島・知内町界
燈明岳	931.0m	(別図1-8) 福島町界
大千軒岳	1,071.6m	(別図1-9) //
松倉山	622.0m	(別図1-10) //
木無山	871.0m	(別図1-11) //
大滝山	543.6m	(別図1-12)
木無山	647.0m	(別図1-13)
大岳	775.4m	(別図1-14)
赤岳	719.2m	(別図1-15)
八平岳	519.4m	(別図1-16)
大赤岳	734.9m	(別図1-17)
黄金山	785.0m	(別図1-18)

(2) 町内の主要な河川

水系名	河川名	流域面積	流路延長	備考
石崎川水系	石崎川	176.6km ²	23.0km	別図2-1
	小砂子川	16.6km ²	7.0km	別図2-2
	目名川	10.1km ²	6.4km	別図2-3
	左股川	70.4km ²	17.5km	別図2-4
	赤井川	18.8km ²	7.0km	別図2-5
子安在川水系	小安在川	9.0km ²	7.3km	別図2-6
大安在川水系	大安在川	24.0km ²	11.0km	別図2-7
	住川	10.2km ²	8.0km	別図2-8
天野川水系	天野川	297.0km ²	28.6km	別図2-9
	上ノ国目名川	25.0km ²	17.3km	別図2-10
	古川	6.8km ²	7.3km	別図2-11
	苦符川	20.7km ²	13.7km	別図2-12
	厚志内川	13.2km ²	8.7km	別図2-13
	宮越内川	24.9km ²	12.8km	別図2-14
	檜内沢川	14.4km ²	9.8km	別図2-15
	上ノ沢川	52.1km ²	17.6km	別図2-16
	下ノ沢川	23.5km ²	18.2km	別図2-17
	中ノ沢川	21.4km ²	13.7km	別図2-18
	神明の沢川	25.3km ²	11.3km	別図2-19

(3) 地質

地質は、第三紀層によるものがほとんどで、母材は、頁岩、砂岩、礫岩、集塊岩等で占められている。第三紀層以外ではごく小部分安山岩や水成岩、火成岩が存在する。また河川流域の平坦地は、沖積土により形成されている。

高台地帯は、駒ヶ岳噴出とされる火山灰が覆い、表土は薄く、下層は粘土で構成されている。

(4) 気候

本町は、日本海を北上する対馬暖流の影響をうけて、道内でも比較的暖かい地域である。

春にはやや強い東風（当地方では「ヤマセ」という）が吹き、夏は南東の軟風が多いが、冬は北西の強い季節風が吹く。

降水量は年間 1,200mm 程度で 8～9 月にやや多い。降雨量は海岸地域で少なく山間部が多い。

第2節 災害の記録

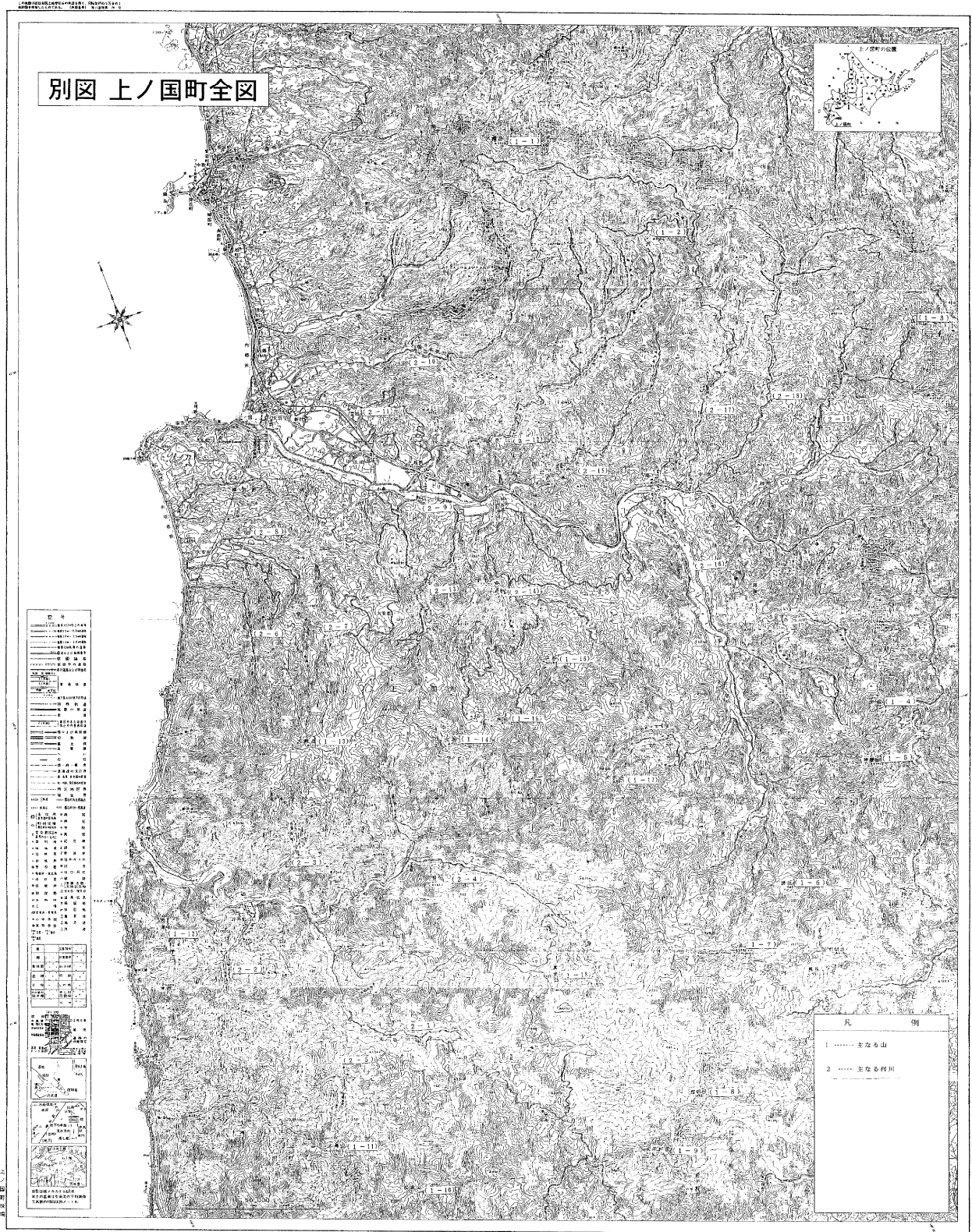
過去に発生した災害の主なものは、次表のとおりである。

発生年月	災害種別	被害地域	被害状況
寛文 2年 7月	地震		春彗星見る、大平山鳴動し、天河海口ふさがり陸となる。
寛文15年 旧8月6日	台風		台風来襲し、大風、大雨、洪水により溺死者47人、破船100隻に及ぶ。
寛保 1年 7月	噴火・津波	檜山全域	大島噴火、根部田～熊石津波襲来、死者1,467名、流出家屋729戸、家屋破壊33戸、船流出破壊1,521艘に及ぶ。
天明 1年 8月	火災	石崎	大火により殆どの世帯り災す。
弘化 3年	火災	上ノ国	火災により26戸焼失、潰家3軒。
明治 9年	山火	北村	江差五勝手から出火14日間にわたって燃え続け、檜、雑木等789千本焼失。
明治17年 7月	洪水	石崎	石崎川氾濫し、民家等30余戸流出。
明治18年	火災	上ノ国	大火により32戸焼失。
明治37年 7月	火災	石崎	大火により30戸（29棟）焼失、半焼1戸。
昭和10年 9月	豪雨	上ノ国	天野川氾濫し、水田の流失決壊42町、畑の流失決壊18町に及ぶ。
昭和12年	火災	北村	大火により14戸（12棟）焼失。
昭和20年	なだれ	上ノ国	なだれにより八幡宮弊殿倒壊。
昭和20年	なだれ	中外	石崎左股太陽ベニヤ工場造材小屋倒壊し、12名死亡す。
昭和25年 7月	火災	汐吹	大火により59棟焼失。
昭和29年 9月	台風15号 (洞爺丸台風)	町内一円	全壊家屋10棟、半壊家屋30余棟、浸水家屋不明。
昭和33年 7月	火災	湯ノ岱	大火により全焼住家34戸、非住家20戸、半焼住家5戸、非住家20戸。
昭和33年	洪水	石崎	石崎川氾濫し流失家屋41戸、浸水家屋166戸、護岸決壊6ヶ所、道路決壊6ヶ所。
昭和40年 9月	台風23号	町内一円	半壊家屋1棟、床上浸水23棟、床下浸水51棟、冠水田畑170ha、土木被害40ヶ所、林道被害8ヶ所。
昭和41年 1月	暴風波浪	町内一円	全壊家屋2棟、土木被害3ヶ所、漁船損傷6隻、漁港被害2ヶ所。

発生年月	災害種別	被害地域	被害状況
昭和42年 8月	集中豪雨	町内一円	床上浸水28棟、床下浸水94棟、冠水田畑141.6ha、土木被害58ヶ所、林業被害4ヶ所。
昭和45年 1月	低気圧による暴風雨	町内一円	床上浸水70棟、床下浸水113棟、土木被害4ヶ所、漁船損傷3隻。
昭和45年 8月	集中豪雨	町内一円	床上浸水46棟、床下浸水159棟、道路決壊5ヶ所、河川決壊1ヶ所。
昭和56年 8月	台風15号	町内一円	床上浸水2棟、床下浸水45棟、冠水田畑235ha、道路決壊4ヶ所、河川決壊17ヶ所。
昭和62年 8月	台風から変わった低気圧	町内一円	重傷1名、損傷家屋11棟、冠水田畑481ha、海岸護岸決壊4ヶ所、漁船流失・沈没8隻、漁船損傷14隻。
平成 5年 7月	地震 (北海道南西沖地震)	町内一円	半壊家屋2棟、一部損壊家屋9棟、田畑3ha、土木被害44ヶ所。
平成 6年 9月	集中豪雨	町内一円	床上浸水2戸、床下浸水17戸、冠水田畑114.7ha、土木被害8ヶ所、林業被害8ヶ所、水道被害1ヶ所。
平成 7年 8月	集中豪雨	町内一円	床上浸水9戸、床下浸水25戸、冠水田畑20.7ha、土木被害20ヶ所、林業被害13ヶ所。
平成 7年 8月	集中豪雨	町内一円	流出1戸、一部損壊3戸、床上浸水20戸、床下浸水50戸、冠水田畑32.32ha、土木被害40ヶ所、漁港被害1ヶ所。
平成 8年 8月	集中豪雨	町内一円	一部破損2戸、床上浸水4戸、床下浸水41戸、冠水田畑30.6ha、土木被害55ヶ所、林業被害14ヶ所。
平成 9年 8月	低気圧・温暖前線による大雨	町内一円	床下浸水2戸、冠水田畑3.4ha、農作物被害2.0ha、土木被害21ヶ所、林業被害3ヶ所、水産被害1ヶ所、水道被害2ヶ所、その他施設1ヶ所。
平成10年 5月	低気圧による豪雨	町内一円	床下浸水1戸、冠水田畑5.2ha、農作物被害1.35ha、土木被害56ヶ所、農業被害7ヶ所、林業被害12ヶ所、漁港被害2ヶ所、水産被害1ヶ所、水道被害3ヶ所、教育施設6ヶ所、その他施設6ヶ所。
平成10年 9月	台風 5号	湯ノ岱 石崎	土木被害9ヶ所、林業被害2ヶ所、水道被害2ヶ所。
平成11年 3月	低気圧による暴風	町内一円	住家一部損壊3戸、非住家全壊2戸・半壊7戸、営農施設被害8ヶ所、水産被害2ヶ所、商工被害1ヶ所、公立文教被害2ヶ所、社会教育施設被害1ヶ所。
平成11年 8月	停滞前線による長雨	宮越、小森、 大安在	土木被害8ヶ所。
平成11年 9月	台風18号	町内一円	住家一部損壊1戸、非住家半壊3戸、農家被害1棟、商工被害1ヶ所、公立文教被害3ヶ所、その他施設2ヶ所。
平成11年10月	低気圧による強風・波浪	北村、向浜、石崎	水産被害4件。

発生年月	災害種別	被害地域	被害状況
平成12年 8月	停滞前線による大雨	町内一円	床下浸水4戸、農作物9ha、農業用施設2戸、土木被害34ヶ所、水道被害1ヶ所、林業被害8ヶ所、衛生被害1ヶ所、公立文教施設1ヶ所、その他施設2ヶ所。
平成12年12月	低気圧による暴風	町内一円	土木被害9ヶ所、公立文教被害3ヶ所。
平成13年 9月	台風15号	町内一円	床下浸水2戸、農家被害1ヶ所、土木被害13ヶ所、林業被害4ヶ所。
平成14年 8月	前線停滞による長雨	町内一円	土木被害11ヶ所、林業被害6ヶ所。
平成15年 1月	低気圧による暴風	町内一円	住家一部損壊1戸、非住家一部損壊7戸、公立文教被害2ヶ所。
平成16年 9月	台風18号	町内一円	住家一部損壊26戸、非住家一部損壊32戸、土木被害10ヶ所、衛生被害5ヶ所、その他17ヶ所。
平成17年 8月	停滞前線による大雨	町内一円	土木被害6ヶ所、林業被害2ヶ所。
平成18年11月	低気圧による大雨	町内一円	床上浸水1戸、床下浸水9戸、農家被害2ヶ所、土木被害26ヶ所、林業被害8ヶ所、衛生被害2ヶ所。
平成20年 8月	前線・低気圧による大雨	町内一円	床下浸水20戸、冠水畑15ha、農家被害5ヶ所、河川被害24ヶ所、道路被害27ヶ所、橋梁被害1ヶ所、林業被害12ヶ所、水産被害1ヶ所、水道被害8ヶ所、その他施設被害1ヶ所。
平成20年12月	暴風	中須田、大留、大崎	道路照明電柱1基、営農施設1棟、風車運転施設1ヶ所
平成21年 4月	強風	中須田、汐吹、小砂子	住家一部損壊1戸、非住家一部損壊1戸、カーブミラー損壊2基
平成21年12月	落雷	石崎	衛生被害1ヶ所
平成22年 3月	強風	小砂子	住家一部損壊1戸
平成22年 7月	大雨	石崎	床下浸水2戸
平成22年 8月	前線の通過・台風4号	町内一円	冠水畑1.56ha、河川被害5ヶ所、道路被害15ヶ所、林道被害3ヶ所、その他施設被害2ヶ所
平成22年11月	落雷	大留	公立文教施設1ヶ所
平成22年11月	落雷	大留	公共建物（機器）1ヶ所
平成23年2月	大雪	中須田	営農施設被害1ヶ所
平成24年2月	大雪	中須田	営農施設被害1ヶ所
平成24年5月	低気圧による波浪	上ノ国	漁港施設被害1ヶ所

発生年月	災害種別	被害地域	被害状況
平成24年8月	低気圧による大雨	町内一円	林道被害5ヶ所
平成24年11月	低気圧による暴風	北村	その他被害1ヶ所（神社内倒木による電線切断）
平成24年12月	低気圧による暴風	北村	農業用施設被害1ヶ所
平成25年3月	低気圧による暴風	石崎	非住家被害1棟
平成25年8月	低気圧による大雨	小森、木ノ子	林道被害2ヶ所
平成25年8月	低気圧による大雨	木ノ子	道路被害1ヶ所
平成26年8月	低気圧による大雨	中須田、小森、新村、大留	農作物被害2.23ha
平成26年8月	前線通過による大雨	上ノ国	非住家全壊1棟、道路被害1ヶ所
平成26年11月	前線通過による暴風	大崎、木ノ子、大留	非住家半壊2ヶ所、水産施設被害1ヶ所、農業用施設被害1ヶ所
平成27年4月	前線通過による暴風	町内一円	住家一部損壊3棟、非住家半壊7棟、その他被害1ヶ所、農業用施設被害5棟
平成27年9月	前線通過による暴風	町内一円	住家一部損壊1棟、非住家半壊2棟
平成29年4月	暴風	町内一円	非住家半壊4棟、農業用施設被害23ヶ所、畜産被害1ヶ所、道路被害4ヶ所、水産(その他)被害1ヶ所、林業(その他)被害1ヶ所、社会教育施設被害1ヶ所
平成29年9月	台風18号による暴風雨	町内一円	住家一部損壊3棟、床下浸水22棟、非住家全壊1棟、半壊2棟、農作物被害3.8ha、河川被害4ヶ所、道路被害8ヶ所、水産(その他)被害2ヶ所、林道被害5ヶ所、林業(その他)被害1ヶ所、社会教育施設被害3ヶ所
平成30年2月	大雪	中須田	農業用施設3ヶ所、畜産施設1ヶ所
平成30年7月	大雨	勝山	林地被害1ヶ所
平成30年9月	胆振東部地震	新村	農作物被害2.5t
令和元年6月	暴風	石崎	道路被害1ヶ所 その他被害1ヶ所
令和2年8月	暴風	小安在、石崎、大留	非住家一部損壊2棟、道路被害1ヶ所



第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 防災会議

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく上ノ国町防災会議条例（昭和38年町条例第7号）第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、本町における防災に関する計画を作成し、その実施を推進するとともに、町の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集し、関係機関相互の連絡調整等を行うものとする。

総務班

【資料編 3-1-1 上ノ国町防災会議条例】

1 防災会議の組織と運営

(1) 防災会議の組織

防災会議の組織は、下記のとおりとする。



(2) 防災会議の運営

上ノ国防災会議条例及び上ノ国町防災会議運営規程の定めるところによる。

【資料編 3-1-2 上ノ国町防災会議運営規程】

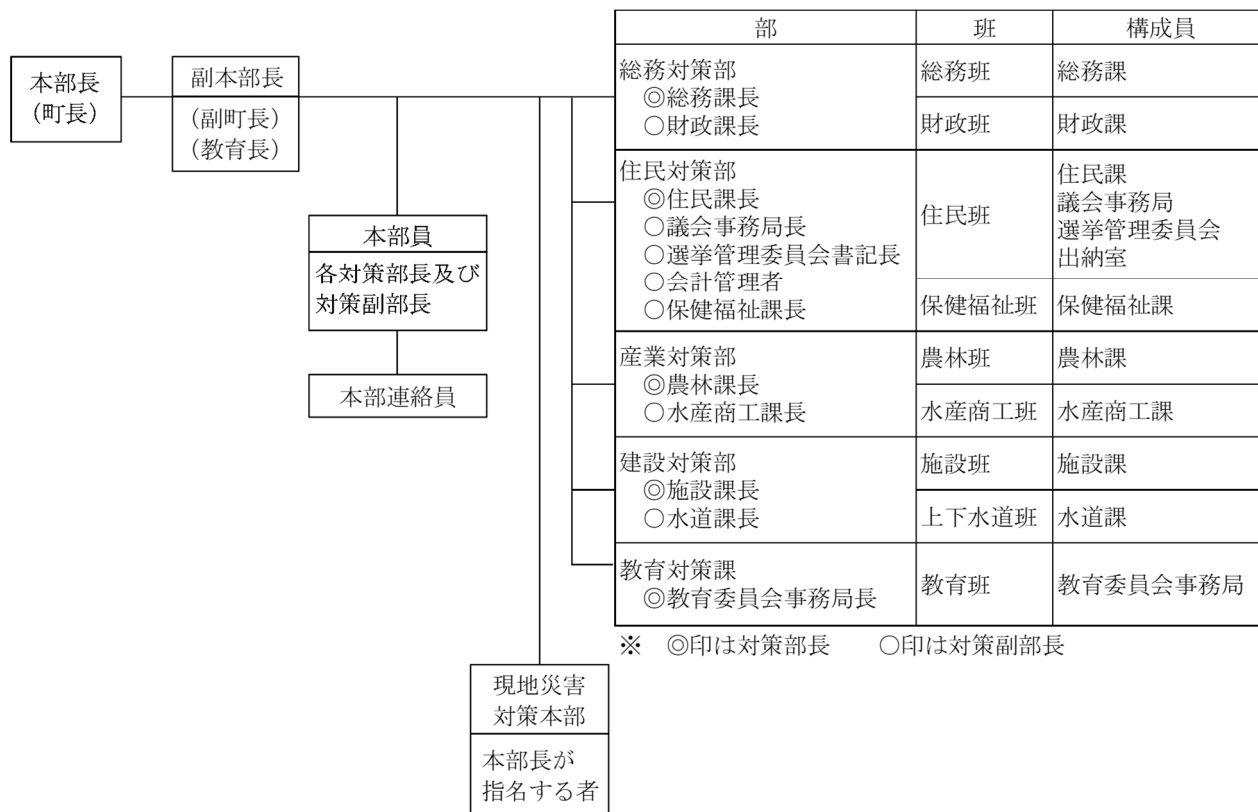
第2節 災害対策本部

本町地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るために必要があると認めるときは、町長は、基本法第23条の2及び上ノ国町災害対策本部条例（昭和38年条例第14号）の規定に基づき災害対策本部及び現地災害対策本部を設置し、本部長に町長、副本部長に副町長及び教育長、本部員に各対策部長及び各対策副部長をあて、災害応急対策を実施する。

【資料編 3-2-1 上ノ国町災害対策本部条例】

1 本部及び現地災害対策本部の組織系統

町災害対策本部の組織は、下記のとおりとする。



2 各部の主な所掌事務

部	班	所掌事務
総務対策部	総務班	1 災害対策本部の統括に関する事
		2 災害対策本部の設置・廃止に関する事
		3 職員の招集に関する事
		4 防災会議その他の関係機関との連絡調整に関する事
		5 予報(注意報を含む)、警報及び情報等並びに災害情報等の受理、伝達に関する事
		6 災害の情報等の収集、集計及び報告に関する事
		7 被害状況調査に関する事
		8 避難の指示・勧告に関する事
		9 避難場所の設置に関する事
		10 自衛隊の災害派遣要請に関する事
		11 所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事
		12 災害の予算関係統括に関する事
		13 災害記録に関する事
		14 罹災証明に関する事(土木関係を除く)
		15 災害時の避難場所等の周知広報に関する事
		16 国、道及び関係機関への陳情等の調整に関する事
		17 災害時におけるシステム及びネットワーク等の管理運営に関する事
		18 報道機関に対する情報提供及び報道協力依頼に関する事
		19 災害報道記事及び災害記録写真の収集に関する事
		20 その他各班に属さない事項に関する事
	財政班	1 被災地域、被災者、家屋等の被害状況調査及び報告に関する事
		2 被災納税者の税の減免及び徴収猶予等に関する事
		3 災害対策対応車両の調整及び管理に関する事
		4 災害対策及び復旧対策等に要する予算調整及び資金計画に関する事
		5 災害対策等に要する燃料及び物品等の調整に関する事
		6 その他災害に関する所掌事項に関する事
住民対策部	住民班	1 保育所施設他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事
		2 所管施設の避難、誘導に関する事
		3 被災者及び避難者等の避難所への収容に関する事
		4 被災者及び避難者に対する食料、被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与に関する事
		5 入浴及びトイレ施設の確保に関する事
		6 被災者の生活保護に関する事
		7 被災者相談室の開設に関する事
		8 日本赤十字社の救助活動に係る連絡調整に関する事
		9 災害支援団体及び災害ボランティアの受入れ、管理等に関する事
		10 遺体の処理及び埋葬に関する事
		11 被災地の防疫等環境衛生に関する事
		12 災害時のごみ・し尿収集及び処理に関する事

部	班		所 掌 事 務
住民対策部	住民班	13	避難場所における避難者の人員調査及び名簿の作成に関すること
		14	町内会との連絡調整に関すること
		15	災害義援金の受付及び配分に関すること
		16	災害弔慰金等に関すること
		17	災害時の交通安全対策に関すること
		18	飼養動物の取扱いに関すること
		19	その他災害に関する所掌事項に関すること
	保健福祉班	1	社会福祉施設その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること
		2	所管施設の避難・誘導及び収容者の情報提供に関すること
		3	災害時要配慮者の避難支援対策に関すること
		4	災害時の医療班の編制及び医療救護・助産に関すること
		5	避難所の保健衛生対策及び被災者の健康管理に関すること
		6	医薬品、衛生材料等の調整及び運搬等に関すること
		7	感染症対策に関すること
		8	その他災害に関する所掌事項に関すること
産業対策部	農林班	1	農地、農作物、農業用施設、営農施設その他農業振興関係施設等所管施設の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること
		2	土地改良関係施設、農道等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること
		3	林地、林道、林産物、林業用施設その他林業関係施設等所管施設の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること
		4	家畜、畜産施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること
		5	災害時の農業用、畜産用及び林業用資材等の確保及び輸送に関すること
		6	農業被害、林業被害及び畜産被害関係資金等の斡旋に関すること
		7	被災農地及び農作物の防疫に関すること
		8	被災農家の営農指導に関すること
		9	林道の交通不能箇所の調査及び危険表示に関すること
		10	被災林野の防疫に関すること
		11	林野火災予消防対策に関すること
		12	被災家畜の防疫及び死亡獣畜の処理等に関すること
		13	家畜の転飼収容に関すること
		14	その他災害に関する所掌事項に関すること
	水産商工班	1	漁船、漁具、漁港、漁港施設、水産施設その他水産関係施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること
		2	水産物、製品等の被害状況調査に関すること
		3	出漁漁船の避難に関すること
		4	沿岸排出油対策に関すること
		5	応急対策に必要な漁業用資材等の確保及び輸送に関すること
		6	被災漁家の援護に関すること

部	班		所掌事務		
産業対策部	水産商工班	7	被災漁家の営漁指導に関すること		
		8	漁業被害関係資金等の斡旋に関すること		
		9	商工業施設、観光施設その他商工観光関係施設等所管施設の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること		
		10	被災商工観光業者の援護及び復旧指導に関すること		
		11	商工観光業被害関係資金等の斡旋に関すること		
		12	観光施設等における入込客の避難対応に関すること		
		13	災害時の物価対策及び生活必需品等の流通対策に関すること		
		14	応急主要食糧品、衣料、燃料及び生活必需品等の調達・輸送に関すること		
		15	その他災害に関する所掌事項に関すること		
		建設対策部	施設班	1	道路、橋梁、河川、建築物その他所管施設の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること
				2	応急対策に必要な土木建築用資材等の確保及び輸送に関すること
				3	被災地の交通不能箇所の調査及び危険表示並びに交通路線の決定に関すること
				4	障害物の除去及び応急措置に関すること
				5	市街地の浸水対策に関すること
				6	災害危険区域の巡回・調査に関すること
7	応急対策に係る町内建設業者の協力要請に関すること				
8	土木に係る罹災証明に関すること				
9	応急仮設住宅の建築等に関すること				
10	被災建物、被災宅地の危険度判定に関すること				
11	被災住宅の応急修理等に関すること				
12	被災地域の住宅建設指導に関すること				
13	住宅金融支援機構の特別融資及び災害住宅融資の斡旋に関すること				
14	公有財産の応急利用に関すること				
15	その他災害に関する所掌事項に関すること				
	上下水道班		1	水道施設、下水道施設その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること	
			2	被災者に対する応急給水に関すること	
			3	応急対策に係る指定業者の協力要請に関すること	
			4	応急対策に必要な資材等の確保及び輸送に関すること	
			5	その他災害に関する所掌事項に関すること	
教育対策部	教育班	1	学校施設、文教施設、社会教育施設その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること		
		2	被災児童生徒等の救援及び応急教育対策に関すること		
		3	災害時における児童生徒、父母等への災害情報等の周知に関すること		
		4	被災児童生徒の医療・防疫に関すること		
		5	災害時における教科書・学用品の調達及び支給に関すること		
		6	所管施設の避難・誘導に関すること		
		7	所管施設の衛生管理に関すること		
		8	文化財の保全対策に関すること		
		9	その他災害に関する所掌事項に関すること		

3 災害対策本部の設置基準

本部の設置は、基本法第23条の2の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置するものとする。

(1) 設置

災害対策本部設置基準

風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
火山	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動による被害の発生が予想されるとき。
大事故等	
海上災害	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 ・多くの死傷者が発生したとき。
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が複数の市町村にわたり、消火活動の難航が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模停電災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき。
その他大規模災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。

※ なお、地震及び津波災害の基準は、第6章地震・津波災害対策計画に登載しているので省略する。

(2) **廃止の時期**

町長は、災害の発生のおそれなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

(3) **設置及び廃止の通知、公表**

本部を設置したときは、速やかに本部員、防災会議構成機関、檜山振興局、その他の防災関係機関及び住民に対し電話、文書その他の方法で通知及び公表するとともに、本部の表示を役場庁舎正面玄関に掲示する。廃止した場合もこれに準ずる。

(4) **本部の名称**

本部の名称は、冒頭に災害名を付し、「〇〇災害・上ノ国町災害対策本部」とする。

4 現地災害対策本部

- (1) 本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、災害発生地域に現地災害対策本部を設置できる。
- (2) 現地災害対策本部には、災害対策本部の職員のうちから、本部長が指名する者をもって組織する。
- (3) 現地災害対策本部員は、常に本部と連絡を保ち、的確な指示、情報交換により適切な措置を講ずる。

総務班

全部署

5 災害対策本部の配備体制

(1) 非常配備に関する基準

被害の防御及び軽減並びに災害発生後における災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとる。この場合の配備指示者は町長とする。

なお、本部が設置されない場合であっても、非常配備をとる必要がある場合は、気象情報、又は災害情報に応じて、非常配備に関する基準に準じた体制をとる。

配備基準	配備時期	配備体制	担当対策部
第1非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、水象及び地象に関する警報又は情報を受け、必要により町長が非常配備を指令したとき。 2 火山に関する異常通報を受けたとき。 	情報の収集・連絡・調整及び災害が発生した場合に速やかに対処するための所要の人員をもってあたり、状況により次の配備体制へ移行できる体制	総務対策部 産業対策部 建設対策部 (各対策部 1～2名)
第2非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。 2 局地的に災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したとき。 3 渡島大島において噴火警報(火口周辺)が発表され、重大な影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想されるとき。 4 その他、必要により町長が当該非常配備を指令したとき。 	災害の発生とともに関係対策部の所要の人員をもって速やかに災害応急活動を開始できる体制	全対策部 (主査以上)
第3非常配備 (災害対策本部の設置)	災害対策本部設置基準による。	災害の発生とともに全対策部の人員をもって速やかに災害応急活動を開始できる体制	全対策部 (全職員)

備考 災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

地震及び津波災害の基準は、第6章地震・津波災害対策計画に登載しているので省略する。

(2) 職員の配備体制

配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。

(3) 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、配備計画に基づき、自身の安全の確保に十分配慮しつつ、直ちに所属、又は予め指定された場所に参集し配備につく。

(4) 休日・夜間の連絡体制の確保

災害時には、初動時の対応が最も重要であることから、休日、夜間においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

また、通信の途絶等により職員との連絡がとれない場合を想定した自主参集などについても、連絡体制の中に定める。

6 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、本部の職務遂行上の重要事項について協議する。

総務班

(1) 本部会議の開催

ア 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し開催する。

イ 災害の規模及び態様により、本部長は、職務遂行上特に必要と認めた本部員により会議を開催することができる。

ウ 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な情報や資料等を収集する。

エ 本部員は、必要により所属職員を伴って会議に出席することができる。

オ 本部員が会議の招集を必要と認めたときは、総務対策部長にその旨申し出る。

(2) 本部会議の協議事項

ア 非常配備体制に関すること。

イ 災害情報及び被害状況の分析並びに災害対策活動の基本方針に関すること。

ウ 防災関係機関等に対する応援の要請及び救助法の適用要請に関すること。

エ その他災害対策に関する重要な事項

(3) 会議事項の周知

会議決定事項のうち本部長及び本部員が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

7 町長の職務の代理

町長は、本部会議の招集や災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。また、副町長もその職務を代理することが困難な場合は、教育長がその職務を代理する。

第3節 住民組織等の活用

1 協力要請事項

各住民組織等に対し協力を要請する事項は、災害の状況に応じておおむね次のとおりとする。

- ア 災害情報の収集、伝達と町(本部)等への連絡に関する事。
- イ 災害情報等の地域住民に対する広報に関する事。
- ウ 避難勧告、指示の発令時に避難場所への誘導に関する事。
- エ 災害現地又は避難所における炊き出し、物資の配布及び救護活動に関する事。
- オ その他、救護活動に必要で町長(本部長)が協力を求める事項。

2 住民組織等の名称

令和3年3月現在

団体名	事務局	備考
日本赤十字奉仕団	上ノ国町役場住民課	
上ノ国町連合町内会	上ノ国町役場住民課	20町内会
上ノ国町商工会女性部	上ノ国町商工会	
上ノ国町女性団体連絡協議会	上ノ国町教育委員会	7団体
ひやま漁協 女性部上ノ国支部	ひやま漁業協同組合 上ノ国支所	
上ノ国高校ボランティア局	上ノ国高等学校	
上ノ国町歌謡研究会	上ノ国町社会福祉協議会	
正派若柳流上ノ国柳の会	上ノ国町社会福祉協議会	

総務班
住民班
教育班

第4節 気象業務に関する計画

暴風、竜巻、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪、土石流等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

全部署

1 気象業務組織

(1) 予報区と担当官署

ア 予報区

- ① 予報区は、全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に56に分割した府県予報区から成っている。

北海道においては、全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。渡島・檜山地方を担当する官署は次のとおりである。

府県予報区名称	区 域	担当官署
渡島・檜山地方	渡島総合振興局及び檜山振興局管内	函館地方気象台

- ② 予報区及び警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおり。

a 一次細分区域

府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

b 二次細分区域

警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある。

c 市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

注) 警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

府県予報区 (担当気象官署)	一次細分 区域名	市町村等を まとめた地域	二次細分区域名
渡島・檜山地方 (函館地方気象台)	渡島地方	渡島北部	長万部町、八雲町八雲
		渡島東部	函館市、北斗市、森町、七飯町、鹿部町
		渡島西部	松前町、知内町、木古内町、福島町
	檜山地方	檜山北部	せたな町、八雲町熊石、今金町
		檜山南部	江差町、乙部町、厚沢部町、上ノ国町
		檜山奥尻島	奥尻町



イ 海上予報区

海上予報区は、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を12に分割した地方海上予報区から成っており、北海道の海上予報区は札幌管区気象台が担う。

海上予報区の細分区域

地方海上予報海域名	細分海域
日本海北部及びオホーツク海南部 ※1	サハリン西方海上 宗谷海峡 北海道西方海上 サハリン東方海上 網走沖
北海道南方及び東方海上 ※2	北海道東方海上 釧路沖 日高沖 津軽海峡 檜山津軽沖

※1 茂津多岬の突端から270度に引いた線以北及び知床岬の突端から90度に引いた線以北並びに千島列島以北の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。

※2 尻屋崎から110度に引いた線以北及び青森県と秋田県の境界線から315度に引いた線以南並びに千島列島以南の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。

(2) 予報区担当官署の業務内容

気象官署は、前述のように気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等を発表する担当区域を異にしており、またその業務内容も官署によって異なっている。

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等は府県予報区担当気象官署及び分担気象官署、地方海上予報や警報は札幌管区気象台が担当する。

気象官署別の気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の種類は、次のとおりである。

担当官署	予報警報等の種類	回数
札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方週間天気予報 地方季節予報 早期天候情報 1か月予報 3か月予報 暖候期予報 寒候期予報 地方気象情報	毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11、17時) 原則毎週2回(月・木) 毎週1回(木) 毎月1回 毎年1回(2月) 毎年1回(9月) 随時
函館地方気象台 (府県予報区担当官署)	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 気象等に関する特別警報・ 警報・注意報 府県気象情報	毎日3回(05、11、17時) 毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11、17時) 随時 随時
札幌管区気象台 (地方海上予報区担当官署)	地方海上予報 地方海上警報 地方海氷情報	毎日2回(07、19時) 随時 随時

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）、及び消防法（昭和23年法律第186号）の規程に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

ア 種類及び発表基準

① 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	

※地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

② 気象警報

大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

③ 気象注意報

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意について雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

④ 高潮警報及び注意報

高潮警報	台風や低気圧等によって、異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等によって、異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

⑤ 波浪警報及び注意報

波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

⑥ 洪水警報及び注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

【資料編 3-4-1 警報・注意報発表基準一覧表】

イ 防災気象情報と警戒レベル

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1 ※1可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※3	(大雨特別警報(土砂災害))※3
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※2 ※2緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※4
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報(警報級の可能性)			

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

ウ 特別警報・警報・注意報の伝達

次に示す系統図に基づき、電話、防災行政無線、広報車、口頭、その他最も有効な方法により迅速かつ的確に通報、伝達する。

なお、執務時間外における関係課長に対する災害情報等の伝達系統は、あらかじめ各部署が活動要項を定め、職員に対し周知する。

① 受領伝達責任者

関係法令に基づく「特別警報・警報・注意報並びに情報等」の受領、周知の責任者（以下、「受領責任者」という。）は、総務課長とする。なお、総務課長が不在の場合は、総務課長があらかじめ指名したものとする。

② 特別警報・警報・注意報並びに情報等を収受した場合の措置

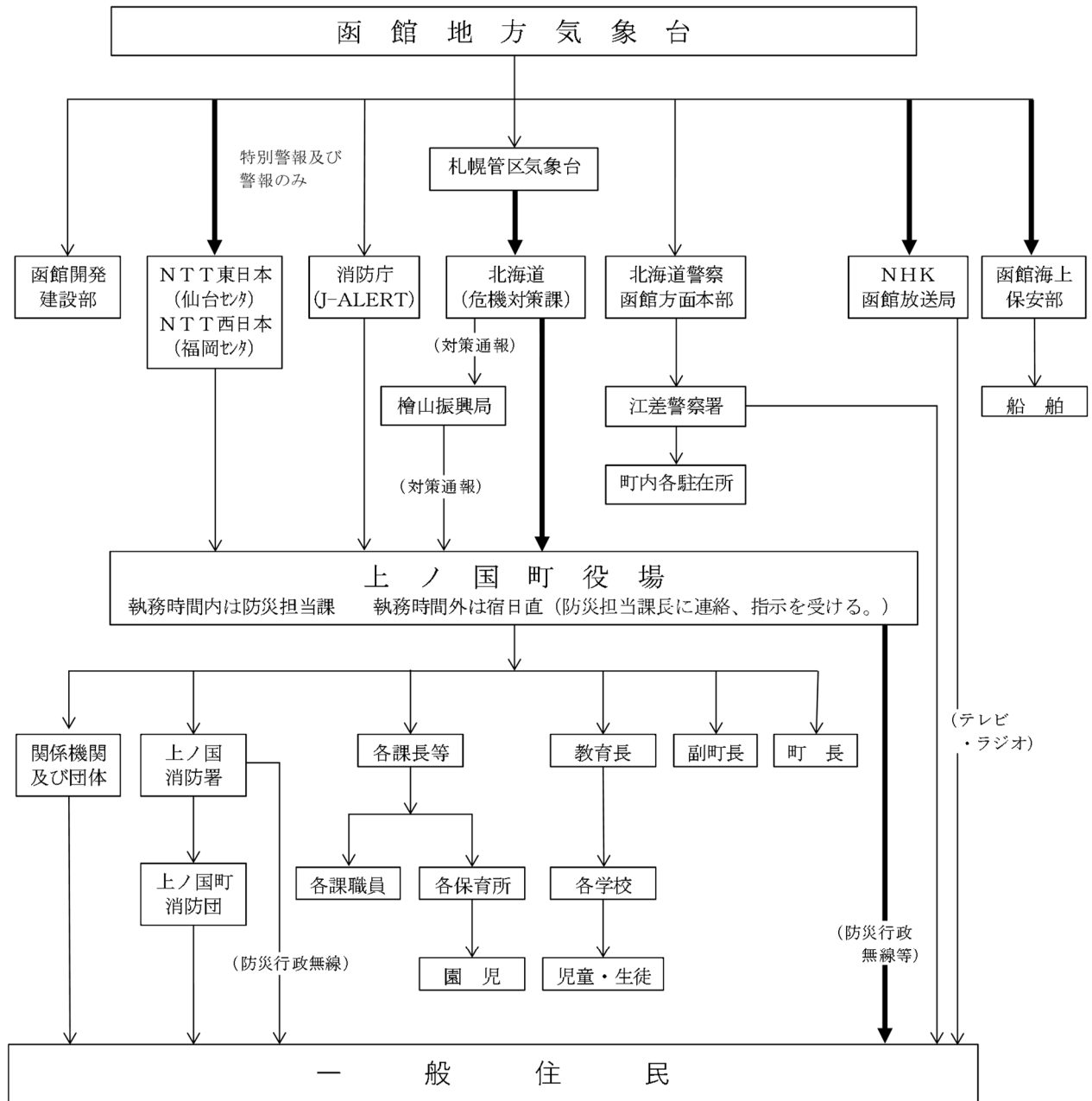
a 執務時間内の場合

総務課職員は、「特別警報・警報・注意報並びに情報等」を受けたときは、直ちに総務課長に報告してその指示を受け、必要に応じて関係各課及び関係機関に通知する。

b 執務時間外の場合

執務時間外の「特別警報・警報・注意報並びに情報等」の取り扱いは、休日（週休日及び祝日）、夜間の場合は宿日直が受領し、受領責任者に連絡する。

特別警報・警報・注意報並びに情報等伝達系統図



(注) 太線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

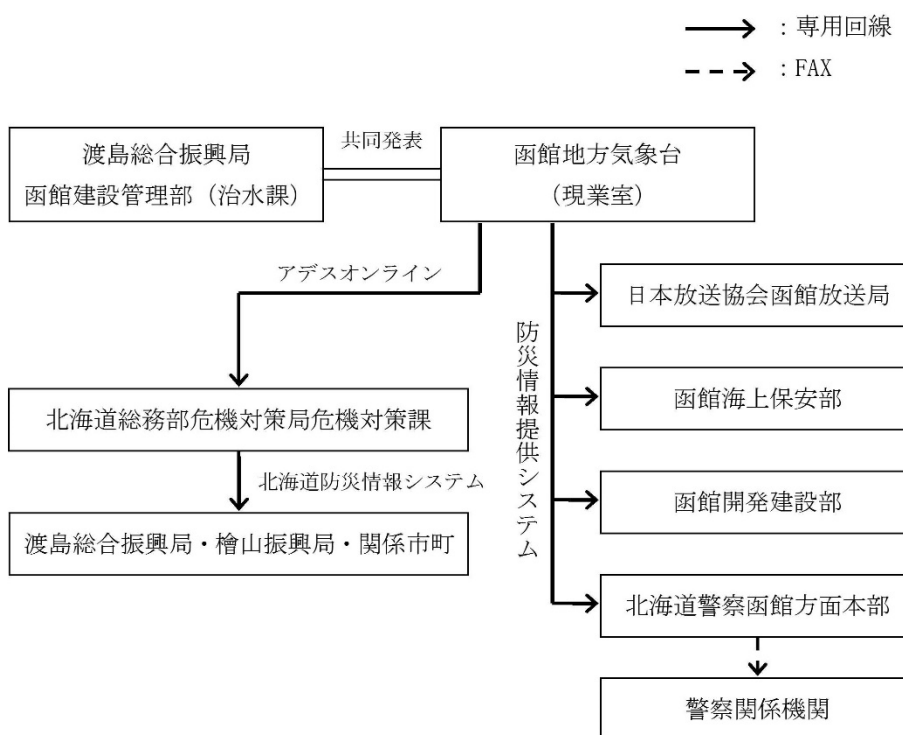
(2) 土砂災害警戒情報

渡島総合振興局と函館地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった時に、市町村長が防災活動・避難勧告等を発令する際の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、市町村等ごとに発表する。

なお、これを補足する情報である気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報（<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

伝達は次の系統により行う。

土砂災害伝達系統図



(3) 火災気象通報（函館地方気象台発表）

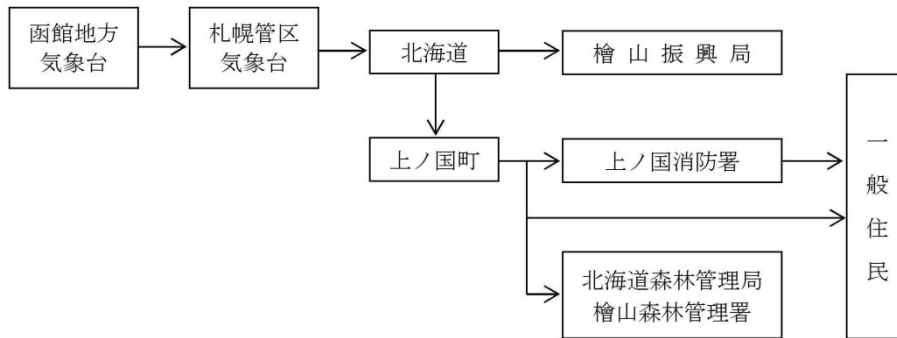
ア 発表基準

発表官署	地域名 (一次細分区域名)	通報基準
函館地方気象台	檜山地方	実効湿度 65%以下にして、最小湿度が 35%以下、若しくは、平均風速が 13m/s 以上（檜山奥尻島では 15m/s 以上）と予想される場合。 ※上記通報基準の平均風速は陸上を対象とした予想である。また、平均風速が基準以上の予想であっても降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

【資料編 3-4-2 火災気象通報に関する申し合わせ】

イ 伝達

火災気象通報の伝達系統図は次のとおりである。



(4) 気象情報等

ア 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。

イ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

ウ 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

※ 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）：

<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html>

※ 大雨警報（浸水害）の危険度分布：

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>

※ 洪水警報の危険度分布：

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

発表官署	対象区域	1時間雨量(mm)
函館地方気象台	渡島・檜山地方	100

エ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

※ 高解像度降水ナウキャスト（竜巻発生確度ナウキャスト）：

<https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/>

- 【資料編 3-4-3 雨の強さと降り方】
- 【資料編 3-4-4 風の強さと吹き方】
- 【資料編 3-4-5 台風の大きさと強さの基準】

(5) 海上警報の種類、発表基準及び伝達

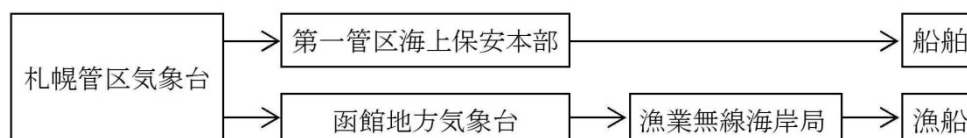
ア 種類及び発表基準

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表する。

種別	呼 称		
	英 文	和 文	説 明
一般警報	WARNING	かいじょうかぜけいほう 海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級 7(28～33kt)の場合
		かいじょうのうむけいほう 海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合(海上の規定 500m 以下又は 0.3 海里以下)
強風警報	GALE WARNING	かいじょうきょうふうけいほう 海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級 8(34～40kt)及び9(41～47kt)の場合
暴風警報	STORM WARNING	かいじょうぼうふうけいほう 海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級 10(48～55kt)以上の場合(熱帯低気圧により風力階級 12(64kt～)の場合を除く)
台風警報	TYPHOON WARNING	かいじょうたいふうけいほう 海上台風警報	熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級 12(64kt～)の場合
警報なし	NO WARNING	かいじょうけいほう 海上警報なし かいじょうけいほうかいじょ 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

(注) この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を付した警報を行うことがある。(例：海上着氷警報)

イ 海上警報の伝達



(6) 水防活動用気象警報及び注意報の種類、発表基準及び伝達

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行する。

なお、水防活動等の詳細については、「水防計画」にて取り扱う。

ア 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報

イ 伝達

水防活動の利用に適合する警報及び注意報の伝達系統図は、38 ページの「特別警報・警報・注意報並びに情報等伝達系統図」のとおりとする。

3 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務（基本法第 54 条第 1 及び 2 項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

(2) 警察官等の通報（基本法第 54 条第 3 項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

(3) 町長の通報（基本法第 54 条第 4 項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、次の気象官署に通報しなければならない。

あて先官署名	電話番号	地 域
函館地方气象台	函館(0138)46-2212（観測予報）	渡島総合振興局
函館市美原 3-4-4	46-2211（防災）	檜山振興局地域管内

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町及び防災関係機関は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、当該地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災諸活動を円滑に行い、かつ防災の成果をあげることを目的として、防災関係職員及び町民に対し行う防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

全部署

1 実施責任者

(1) 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

(2) 上ノ国町

- ア 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。
- イ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。
- ウ 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- エ 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

2 配慮すべき事項

- (1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- (2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- (4) 地域の防災力を高めていくため、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (5) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (6) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (7) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及

- (2) ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- (3) インターネット、SNSの活用
- (4) 新聞、広報誌（紙）等の活用
- (5) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (6) 広報車両の利用
- (7) 広報誌、テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (8) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- (9) 学校教育の場の活用
- (10) その他

4 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 上ノ国町地域防災計画の概要
- (2) 災害に対する一般的知識
- (3) 災害の予防措置
 - ア 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ 船舶等の避難措置
 - キ その他
- (4) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領・方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 災害時の心得
 - ①（家庭内、組織内の）連絡体制
 - ② 気象情報の種別と対策
 - ③ 避難時の心得
 - ④ 被災世帯の心得
- (5) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- (6) その他必要な事項

5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積

極的に推進する。

- (2) 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (6) 社会教育においては、PTA、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 町民の心構え

町民は、「自助、共助。」「備えあれば憂いなし。」が基本であるとの自覚をもち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが大切である。

災害発生時には、家庭又は職場において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害を最小限に止めるために必要な措置をとるものとする。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所及び家庭との連絡方法を家族皆で話し合い確認をする。
- イ がけ崩れ、津波、出水、火山噴火等に注意をする。
- ウ 建物の補強、家具等の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 消火器等の用意をする。
- カ 非常用食料、飲料水、救急用品、非常用持出品等を準備する。
- キ 防災講演会、研修会等や地域の防災訓練に参加する。
- ク 配布される広報紙、防災ハンドブック、ハザードマップ等をよく読む。
- ケ 隣近所と災害時の協力等について話し合う。

(2) 災害発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ がけ、海岸、河岸等危険な場所には近寄らない。
- ウ 地すべり、がけ崩れ、津波、土石流・泥流、火山噴火現象等に注意する。
- エ 皆が協力しあって、応急救護を行う。
- オ 防災行政無線、ラジオ、テレビ等により正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされず、冷静な行動をとる。
- カ 秩序を守り、衛生に注意をする。

2 職場における措置

(1) 平常時の心構え

- ア 消防計画、予防規定などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ 重要書類等の非常用持出品を確認すること。
- エ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

(2) 災害発生時の心得

- ア すばやく火の始末をすること。
- イ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- エ 正確な情報を入手すること。
- オ 近くの職場同志で協力し合うこと。

第3節 防災訓練計画

全部署

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 水防訓練
- (2) 土砂災害に係る避難訓練
- (3) 消防訓練
- (4) 救難救助訓練
- (5) 情報通信訓練
- (6) 非常招集訓練
- (7) 総合訓練
- (8) 防災図上訓練
- (9) その他災害に関する訓練

3 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

4 民間団体等との連携

町及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、町内会、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域

住民等と連携した訓練を実施するものとする。

5 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

総務班

町は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保にも努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

1 食料その他の物資の確保

- (1) 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

[備蓄品の例]

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用、大人用）

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、灯油

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

【資料編 4-5-1 災害時における協定等一覧】

- (2) 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 防災資機材の整備

町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、町は、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、道及び関係機関は、町の整備の取組を支援し、補完する。

3 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。

【資料編 4-4-1 町有備蓄倉庫一覧】

第5節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

総務班
住民班

また、町及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。

併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

【資料編 4-5-1 災害時における協定等一覧】

2 相互応援（受援）体制の整備

(1) 町

ア 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

ウ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

【資料編 4-5-1 災害時における協定等一覧】

【資料編 4-5-2 上ノ国町応急危険度判定応援業務マニュアル】

(2) 防災関係機関等

あらかじめ、道や他の市町村その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- (2) 町及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (3) 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第6節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、町は自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ研修の実施等により自主防災組織のリーダー育成に努める。なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、予め組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう町内会等の単位として適正な規模で編成する。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

4 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対す

る正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。なお、訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

① 情報収集伝達訓練

町及び防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

② 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

③ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

④ 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

⑤ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、町及び防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、予め次の事項を決めておくようにする。

- ① 連絡をとる防災関係機関
- ② 防災関係機関との連絡のための手段
- ③ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

町長等から避難勧告、避難指示や避難行動に時間を要する要配慮者・避難行動要支援者などに対する避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

なお、避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

オ 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D○はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

(3) 避難行動要支援者の援護活動

独居老人、身体障害者等を対象とした緊急通報システム導入による火災、急病等の平常時緊急連絡体制が整備されているが、システム上の限界から震災などの大規模災害時には、有線途絶に伴い、活用が不可能となる。

このため、地区の避難行動要支援者の保護、安全確認は、民生（児童）委員との連携による町内会または自主防災組織等の活動、協力を基本として実施する。また、避難行動要支援者に対する避難準備情報等が出された場合は、地域住民が一体となって避難にあたる。

- ア 住民の安全確認と保護
- イ 医療手配などの応急対応
- ウ 避難誘導援護

保健福祉班

第7節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

1 避難誘導体制の構築

- (1) 町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
- (5) 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (6) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

2 指定緊急避難場所の確保等

- (1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるとき

は、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

異常な現象		崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	津波	地震
		基準							
管理の基準		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの (* 下記a2の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる)							
施設の構造の基準又は立地の基準 (A)・(B)いずれに該当	構造(A)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)					施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3)		
	《例》津波はa1、a2、a3を満たす	異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によつて、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1)							
立地(B)	安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある					当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない			

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水
 ※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等
 ※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

- (2) 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (4) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (5) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

3 指定避難所の確保等

- (1) 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定する。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配付することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
 - ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けられることができる体制が整備されること。
 - ウ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 町は、避難所の指定にあつては、次の事項について努めるものとする。
 - ア 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - イ 老人福祉センターや障害福祉施設等を活用し、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

オ 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

(6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

(7) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。

【資料編 4-7-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧】

【資料編 4-7-2 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所位置図】

【資料編 4-5-1 災害時における協定等一覧】

○指定緊急避難所: 居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設
又は場所

○指定避難所: 避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

4 町における避難計画の策定等

(1) 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町は、適時・適切に避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

【資料編 4-12-1 洪水ハザードマップ】

【資料編 6-3-1 地震ハザードマップ】

【資料編 6-3-3 津波ハザードマップ】

(3) 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- ア 避難指示・避難勧告・避難準備情報を発令する基準及び伝達方法
- イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）
- エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- オ 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ① 給水、給食措置
 - ② 毛布、寝具等の支給
 - ③ 衣料、日用必需品の支給
 - ④ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - ⑤ 負傷者に対する応急救護
- カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - ① 避難中の秩序保持
 - ② 住民の避難状況の把握
 - ③ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

④ 避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

- ① 防災行政無線等による周知
- ② 緊急速報メールによる周知
- ③ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
- ④ 避難誘導者による現地広報
- ⑤ 住民組織を通じた広報

(4) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

5 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

6 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、道および町は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

教育班
保健福祉班
住民班

第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

保健福祉班

1 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

2 避難行動要支援者への対応

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する「避難行動要支援者」の安全を確保するため、基本法の規定に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報の保護に留意しながら、消防機関、警察、社会福祉協議会、自主防災組織や民生委員・児童委員をはじめとする関係者と連携して、地域住民等の幅広い協力を得た避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等の環境整備に努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者名簿に記載するものの範囲

町が整備する「避難行動要支援者名簿」の対象範囲は、次のとおりとし、生活の基盤が自宅にある者とする。

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ その他、災害時において配慮を必要と認められた者（難病患者等）。ただし、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、以下のケースにより避難行動要支援者として「避難行動要支援者名簿」に掲載を求めることができる。

- a 避難支援関係者等の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めた場合
- b 形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めた場合

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項（生命を維持するために必要な機器利用の有無等）

(2) 避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報によるほか、町で把握できない情報については、必要に応じて道やその他の関係機関に対して情報提供を求めることとする。

(3) 避難支援者等への事前の名簿情報の提供

ア 町は、災害の発生に備え、避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等のため、避難行動要支援者本人に十分な説明を行い、原則、書面による同意を得たうえで、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供する。なお、避難行動要支援者本人が重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合には、親権者や法定代理人等から同意を得ることとする。ただし、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供することができる。

イ 避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ① 上ノ国消防署
- ② 江差警察署
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 町内会又は自主防災組織
- ⑤ その他避難支援等の実施に携わる関係者

(4) 避難行動要支援者名簿の管理

ア 情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿について適正な管理が行われるよう、情報セキュリティ対策について、常時適正な管理が行われるよう徹底する。

災害の規模等によっては町の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の整備に努める。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

イ 避難行動要支援者名簿の更新

町は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿状態を最新の状態に維持する。

ウ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有するものとする。

町は、避難支援等関係者からの請求があったときは、必要な限度で名簿情報を提供する。

(5) 情報漏えい防止の町が求める措置及び町が講ずる措置

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

イ 町内会又は自主防災組織に提供する場合は、他の区域の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する情報が無用に共有、利用されないよう指導すること。

ウ 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

エ 避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所へ厳重なる保管を行うよう指導すること。

オ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。

カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。

キ 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況を報告させること。

ク 避難行動要支援者名簿の提出先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修等を実施し、適正な取り扱いの指導、啓発に努めること。

(6) 要配慮者が円滑に避難するための通知又は警告の配慮

町は、自然災害発生時に要配慮者が、円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼びかけ」「避難注意情報」等の避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等の判断基準（具体的な考え方）を適時適切に発表し、関係機関及び住民その他必要な団体に伝達する。

また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。

特に、避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発表及び伝達にあたっては、以下の配慮を行う。

- ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること
- イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることから留意すること
- ウ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと
- エ 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時は、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯電話端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

したがって、避難支援要支援者には、避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうものとする。

3 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間を想定した防災訓練も定期的に実施するよう努める。

4 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

5 観光客に対する対策

(1) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策に努める。

水産商工班

(2) 観光客への防災情報の提供

町は、避難場所等の標識の適切な配置、コンビニエンスストアなど多くの人が集まる場所での情報提供の充実など、地域に不慣れな観光客に対する情報提供体制等の充実を図る。

第9節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

総務班

1 防災会議構成機関

- (1) 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、予め町防災会議会長に報告するものとする。
- (2) 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有する。
- (3) 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

2 町及び防災関係機関

- (1) 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある町で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
- (2) 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線（戸別受信機を含む）等の無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

また、電気事業者は停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、国、道、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。

- (3) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて実効性の確保に留意するものとする。

なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

- (4) 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。

- (5) 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。

- (6) 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

第10節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

施設班

1 建築物防災の現状

人口及び産業の市街地への集中が見られ、市街地における災害の危険性が增大している。

2 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

3 がけ地に近接する建築物の防災対策

- (1) 町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。
- (2) 町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する。また、国、道及び町は、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

※町内には大規模盛土造成地は存在しない。(令和2年3月確認)

第11節 消防計画

この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条及び基本法第42条の規定に基づき、町管内における火災及びその他の災害を防除し地域住民の生命、身体及び財産を保護し、かつ被害を軽減するために必要な事項について事前又は事後の計画を総合的に定めることを目的とするもので、その運営等の内容については、別に定める「上ノ国町消防計画」による。

上ノ国消防署

【4-5-1 災害時における協定等一覧】
【上ノ国町消防計画を参照】

第12節 水防予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

施設班
総務班

1 現況

水防法第13条の規定に基づき、知事が洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川に、天野川が指定されている。

また、北海道防災会議が定めた「災害危険区域現地調査実施要領」等の規程に基づく本町の関係する災害危険箇所は、水防区域2ヶ所、高波・高潮・津波等危険箇所18ヶ所、市街地における低地帯の浸水予想区域は3ヶ所となっている。

【資料編 4-12-1 洪水ハザードマップ】

2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第15節「融雪災害予防計画」による。

(1) 北海道、町

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

(2) ダム管理者

ダムゲートの操作に当たっては、常時、上・下流一帯の水利関係に障害を及ぼさないことに留意するとともに、当該ダムのダム操作規則に定めるゲート操作基準により適正な操作を行うものとする。

また、不測の事態に備え、操作に必要な非常用電源や燃料等については、あらかじめ確保しておくものとする。

(3) 町

ア 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

イ 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - a 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - b 大規模な工場その他の施設（aに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出あつた施設に限る。）

ウ 町地域防災計画において上記イ③に掲げる事項を定めるときは、当該地域防災計画において、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める者へ洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- ① 要配慮者利用施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）
- ② 大規模な工場その他の施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

エ 浸水想定区域をその区域を含む町長は、町地域防災計画において定められた上記イ①～②に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

オ 町は、水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

3 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した「上ノ国町水防計画」の定めるところによる。

【上ノ国町水防計画を参照】

第13節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

施設班
農林班

1 予防対策

国、道及び町等は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道森林管理局、北海道

海岸線及び内陸部における風害(霧害を含む)を防ぐため、海岸防災林造成事業や防風林造成事業等の治山事業を推進するものとする。

(2) 北海道

農作物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の成育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

(3) 北海道、町

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

(4) 町、施設管理者

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第14節 雪害予防計画

雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、本計画の定めるところにより、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

施設班

【資料編 4-14-1 北海道雪害対策実施要綱】

1 路線別除雪実施責任者

地域における道路交通の確保を必要と認める路線については、次の区分により除雪を分担し実施する。

- (1) 国道路線（函館開発建設部）
- (2) 道道路線（渡島総合振興局函館建設管理部）
- (3) 町道等（町、建設対策部施設班）

2 各機関の除雪作業の基準

(1) 北海道開発局（函館開発建設部江差道路事務所）

北海道開発局が管理する道路で冬期間 24 時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道（渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所）

北海道が管理する道路で路線の区分に応じて冬期間除雪作業を行う。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

(3) 上ノ国町

町が管理する道路で冬期間除雪作業を行い交通の確保を保つ。除雪作業は 2 車線（5.5m 以上）の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。異常降雪等においては、極力 1 車線以上の確保を図り、路線の緊急順位は次の通りとする。

- ア 国道、道道へ通ずる町道
- イ 避難場所へ通ずる町道
- ウ 消防水利の存在する町道及び消防水利に通ずる町道
- エ 公共施設に通ずる町道
- オ バス路線となっている町道
- カ 通学用道路となっている町道
- キ 交通量の多い町道及び産業道路として重要な町道

【資料編 4-14-2 除雪作業による交通確保目標（北海道）】

3 雪害対策の体制及び窓口

- (1) 平日…………… 上ノ国町役場（施設課土木建築グループ）
- (2) 土、日、祝日…………… 上ノ国町役場（宿日直、施設課土木建築グループ）

4 雪害情報の連絡体制

第5章第2節「災害情報収集・伝達計画」に準ずる。

5 なだれ警戒対策

建設対策部及び関係機関は、なだれ発生危険箇所の点検及び防護柵の設置等を実施し、標示板による標示を行い住民に周知を図る。

6 積雪時における消防対策

「上ノ国町消防計画」に定めるところによる。

7 孤立予想地域及び医療助産対策

大雪時における孤立地域の食糧供給、急患医療救護対策については、町有除雪機械のほか、除雪民間委託業者の協力を得る。

8 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

9 雪害による人的被害対策

雪害による人的被害の原因としては、下記のものがあり、積雪時には、広報等により住民の注意を喚起するものとする。

- (1) 雪崩により、家屋等が倒壊したことによるもの
- (2) 雪崩に車両等が巻き込まれたことによるもの
- (3) 屋根の雪おろし中、誤って転落したことによるもの
- (4) 屋根雪等の落下によるもの
- (5) 除排雪中に川等に転落したことによるもの
- (6) 除雪して積み上げておいた雪が崩れたことによるもの

- (7) 雪により、ビニールハウス等が倒壊したことによるもの
- (8) 吹雪等により走行不能となった自動車内にとじこめられ、一酸化炭素中毒症等になったもの、あるいは凍死したもの
- (9) 吹雪等により道路等の識別が困難になり、道に迷って凍死したもの、あるいは川等に転落したことによるもの
- (10) 除雪作業中、負傷あるいは死亡したもの（除雪機に巻き込まれたもの、除雪機が横転し、下敷きになったもの等を含む。）

10 通信施設の雪害防止対策

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社北海道総支社及びソフトバンク株式会社は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

11 電力施設の雪害防止対策

北海道電力株式会社函館支店は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

第15節 融雪災害予防計画

融雪災害に対処するための予防対策及び応急対策は、本計画の定めるところにより、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

【資料編 4-15-1 北海道融雪災害対策実施要綱】

1 気象情報の把握

受領周知責任者は、気象官署等関係機関との緊密な連絡のもとに、降雪量、低気圧の消長及び経路、降雨、気温の上昇等の気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 重要水防区域等の警戒

警戒区域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずる。

- (1) 建設対策部（施設班）は、常時巡視警戒を行い、その状況を随時受領周知責任者に報告する。
- (2) 建設対策部（施設班）及び関係機関は、なだれ、積雪等により河道が著しく狭められ被害発生が予測される場所、又は、流水等により橋梁の決壊を防止するため、常に河道内及び側溝等の障害物の除去に努め流下能力の確保を図る。

【資料編 4-12-1 洪水ハザードマップ】

3 融雪災害対策の体制及び窓口

- (1) 平日…………… 上ノ国町役場（施設課土木建築グループ）
- (2) 土、日、祝日…… 上ノ国町役場（宿日直者、施設課土木建築グループ）

4 避難体制等の整備

避難収容施設は、本章第7節「避難体制整備計画」の定めるところによる。

5 水防資機材の整備、点検

水防活動を迅速かつ効率的に行うため、現有水防資材の整備点検を随時行い、水防資材の確保に努める。

6 道路の除雪等

建設対策部及び関係機関は、なだれ、積雪、滞溜水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪及び結氷の破砕等障害物の除去に努め、交通の確保を図る。

7 住民に対する水防思想の普及徹底

融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう日頃から広報紙等を活用して水防思想の普及徹底に努める。

また、道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努める。

8 融雪に伴う水防活動

融雪水に伴い水防作業を必要とする事態が発生したときは、施設対策部は被害を未然に防止又は被害の拡大を防ぐため、水量、流速、流域等の状況を考慮して可能な限り最も適切な水防工法等を選択し作業を実施する。

また、必要に応じ民間から重機等の借入調達や作業従事者の雇用を行う。

第16節 高波、高潮災害予防計画

高波、高潮による災害の予防については、本計画の定めるところによる。

総務班

1 現況

本町における高波・高潮・津波等危険区域は、資料編による。

【資料編 6-3-3 津波ハザードマップ】

2 予防対策

- (1) 高潮特別警報・警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- (2) 住民に対し、高波・高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。

第17節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

施設班
総務班

1 現況

- (1) 本町における、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所は、次のとおり。

【R3.3月現在（令和2年度公表）】

自然現象の種域	土砂災害警戒区域	内特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	40	38
土石流	32	22
地すべり	5	0
指定箇所数計	77	60

- (2) 本町における、山地災害危険地区は、次のとおり。

区 分	箇所数
山腹崩壊危険地区	94
崩壊土砂流出危険地区	425
地すべり危険地区	17
なだれ危険地区	0

【資料編 4-17-1 土砂災害警戒区域等一覧】

【資料編 4-17-2 山地災害危険地区一覧】

2 予防対策

町及び道は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所について、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

(1) 警戒、避難に関する情報の収集

気象庁や道が提供する情報（気象、雨量情報、土砂災害警戒情報など）を収集するとともに、住民及び防災関係機関から予兆現象や災害発生を収集する。

(2) 避難勧告等の発令及び伝達

避難勧告等の発令基準及び伝達方法は、次によるものとする。

ア 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難勧告等を発令するものとする。

避難勧告等の発令判断基準

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (土砂災害危険箇所内の住家等を基本とする)
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	1 大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】が発表された場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切りかえる可能性が高い旨に言及されている場合	北海道土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】の発表基準を超過した区域（赤）
【警戒レベル4】 避難勧告	1 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】が発表された場合 2 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】の発表基準に予想で到達する区域が土砂災害警戒区域・危険箇所等と重なった全ての区域（薄紫） 当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域 (土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。)
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	〈緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令〉 1 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】が発表されており、避難していない人に対し、すでに災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況のため、より強く避難を促す場合	避難勧告が発令されているメッシュ情報で土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】の発表基準を実況で超過した区域（濃紫）
【警戒レベル5】 災害発生情報	1 土砂災害が発生した場合	当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域 (土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。)

- ・重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- ・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確

にできないものも考慮し、メッシュ情報で土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】の発表基準を超過していない場合も総合的に判断を行う。

- 立退き避難が困難となる夜間において、避難勧告等を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】が夜間にかけて継続する場合、または大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】に切り替える可能性が言及されている場合）

イ 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務課	北海道防災情報システムへの入力 (Lアラート(災害情報共有システム)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	町内に滞在する携帯電話保持者
	防災行政無線(同報系)		住民等
	広報車		住民等(巡回ルート)
	電話	檜山振興局 函館開発建設部 函館地方気象台 江差警察署等	
上ノ国消防署	消防車		住民等(巡回ルート)
	警鐘、サイレン		住民等
	防災行政無線(同報系)又は電話		消防団
保健福祉課	電話	要配慮者利用施設(※) 避難支援関係者	
住民課	電話	町内会、自主防災組織	
教育委員会	電話	学校等	

※ 要配慮者利用施設に対して、避難準備・高齢者等避難開始の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

(3) 警戒避難体制の整備等

土砂災害防止法による土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域にあっては、区域内の住民に対して、警戒区域の位置及び説明、情報の伝達方法、避難所、避難経路等を図示した防災マップなどを配布し、住民が土砂災害に備えることができるよう周知・啓発を図るものとする。

(4) 警戒区域内の災害時要支援者関連施設への情報伝達

警戒区域内の主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設には、当該施設の利用者の円滑な避難が行われるよう土砂災害に関する情報等

を当該施設管理者等に適切な方法によって伝達するものとする。

3 警戒体制

町は、異常降雨等により土砂災害が予想される場合は、当該危険区域の巡視を行い、その警戒に当たるものとする。

警戒に当たっては、次の事項に注意するものとする。

- (1) 表層の状況
- (2) 地表水の状況
- (3) 湧水の状況
- (4) 亀裂の状況
- (5) 樹木等の傾倒状況

第18節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

施設班
総務班

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、道、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

【資料編 4-14-1 北海道雪害対策実施要綱】

2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

3 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、道及び町等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
- イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3) 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

4 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。道及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

道及び町は、孤立が予想される集落の緊急時ヘリポートの確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

5 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

6 寒冷地対策の推進

(1) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

(2) 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

(3) 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 住宅対策

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

7 スキー客に対する対策

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、リフト、ロッジ等の損壊などにより多数のスキー客の被災が懸念される。

町は、本計画にスキー場利用客の対策について定めておくものとする。

また、施設管理者は施設の避難計画等を定めておくとともに、その計画に基づいた防災訓練等を実施し、スキー場利用客の安全対策を図るものとする。

教育班

第19節 複合災害に関する計画

町及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

全部署

1 予防対策

- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
- (3) 町は、複合災害時における道民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

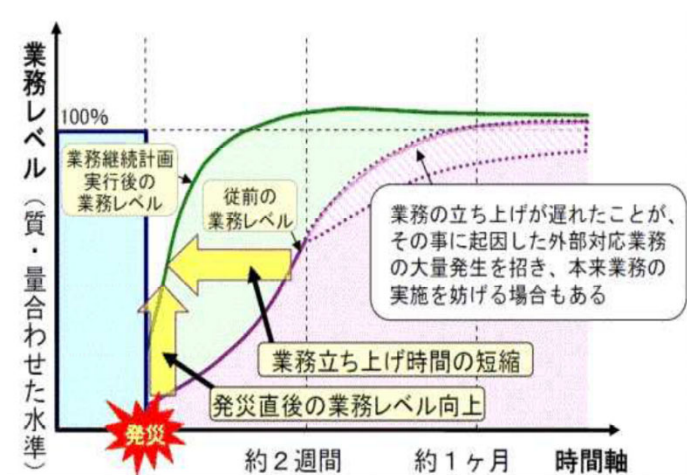
第20節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

全部署

1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に道、市町村及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



業務継続計画の作成による業務改善のイメージ

2 業務継続計画（BCP）の策定

(1) 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市町村の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、商工会は中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 動員計画

災害応急対策活動要員系統及び人数等は、次のとおりとする。

全部署

1 配備体制

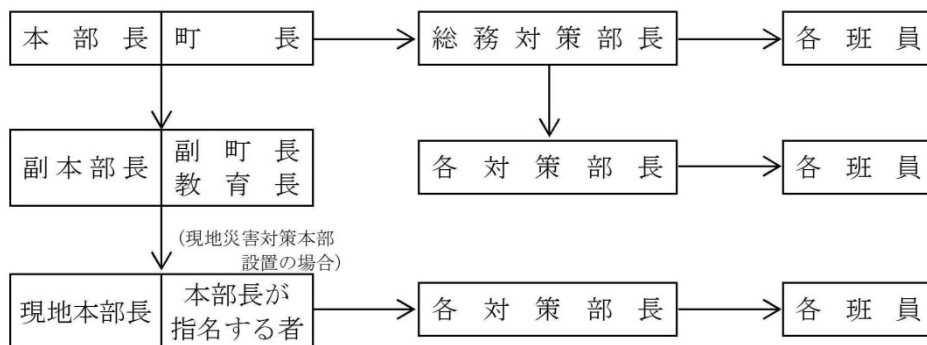
災害発生時における応急対策の迅速かつ的確な推進を図るため、非常配備の体制をとる。配備の種別、配備内容、配備時期等については、本部及び現地災害対策本部の非常配備に関する基準によるが、災害の規模別動員人数等は、各対策部長が別に定め、平常時から配備班員に周知徹底する。なお、本部及び現地災害対策本部が設置されない場合であっても、非常配備の体制を必要としたときは、これに準ずる。

2 動員体制

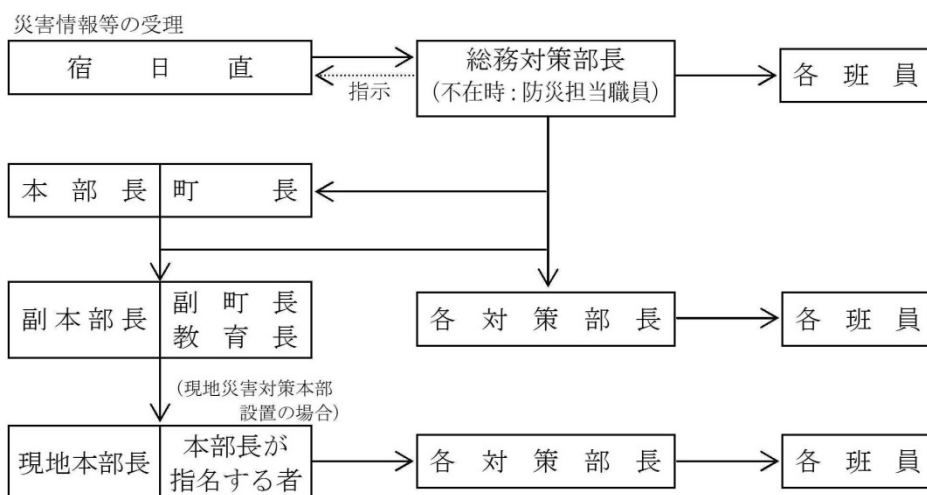
本部長の配備決定に基づき、総務対策部長は次の動員配備伝達系統図により行う。

動員配備伝達系統図

(1) 平常勤務時の場合（口頭、庁内放送、電話等）

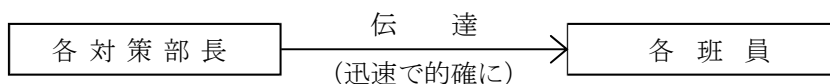


(2) 夜間休日の場合（電話、防災行政無線、伝達員等）



3 伝達の方法

平常執務時においては口頭、庁内放送、電話等で行い、夜間休日においては電話、防災行政無線、伝達員等により行うものとし、その細部にわたる方法及び順序等は各対策部長が班員と協議し、最も迅速で的確な方法をあらかじめ定めておくこととする。



〈参考資料〉 災害時の職員の基本的心構え**1. 自覚をもって**

職員は、まず、一人ひとりが公共の秩序を維持し、町民の生命、身体、財産をあらゆる災害から守るという重要な役割を持っているということを自覚すること。

2. 迅速に

災害においては特に「迅速」ということが大切。

優れた防災対策でも時機を逃せば、その効果は減じて、なくなってしまいます。

3. 協力しあって

ほかの課・部局や外部の防災関係機関とも協力しあって防災対策に当たることが大切。

責任をなすりつけあっては災害では、手遅れになります。

平常時の連絡協調精神や協力体制が災害時には、大きな力となります。

4. 積極的に

災害は、町民の生命、身体、財産及び日常生活を営むうえのいろいろな機能に、大きな被害をもたらします。

したがって、災害予防、災害救助などの応急対策、災害復旧などは、積極的に実施することが大切です。特に急迫した状態で、応急対策の実施について迷うときは、積極策をとること。

5. 親切に

災害時には、特に被害を受けた人達との対応が多くなるので、被災者の気持ちを汲んで、できるだけ親切な対応が必要です。

ただし、限度もあるため、そのような心がけを持つことが大切。

6. 気象情報、緊急災害情報に注意

日頃からテレビ、ラジオなどによる気象情報、緊急災害情報、ニュースなどに注意し、災害の発生や発生のおそれがあることを知ったときは、所属課長・局長等や役場と連絡をとるなどし、防災の初動体制などを、自ら知るよう努めることが大切。

7. 連絡体制をはっきりと

災害が発生するおそれがある場合は、できるだけ早く連絡がとれるように、自分の所在や連絡方法等を明確にしておく。

8. 報告は忘れずに

災害時は、役場の中が騒然としており、上司に対する各種災害情報・防災情報等の報告を忘れがちです。

大事な情報は、速やかにメモなどにより報告をすること。

9. 日頃からの防災意識

「災害から自分の生命、身体、財産を守る最大の力となるものは、日頃からの自分自身の防災意識なのです。」

自分が住んでいる地域や地域の地質・地形・環境等をよく知り、地域に伝わる災害文化・災害史を知ること。

災害や防災対策に関する防災教育を学び、防災知識の向上を日頃から心掛ける。

10. 備えあれば憂いなし

日頃から災害時に対する備えを十分にしておくこと。

日頃からの小さな積み重ねが、いざという時に大きく役に立ちます。

第2節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画に定めるところによる。

1 災害情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

特に、被災時に町から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、これら多様な手段の効果的活用のほか、関係機関から被災地に職員を派遣するなど、被災情報等の相互把握に努めるものとする。

2 災害情報収集及び連絡

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を檜山振興局長に報告するものとする。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする

- (2) 町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の伝達・連絡体制は、第3章第4節の2「情報等伝達系統図」に準じるものとし、災害情報等連絡責任者は、総務課長又は防災担当者とする。

3 災害時の内容及び通報の時期

(1) 災害対策本部の設置

ア 町が災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、道及び関係する防災関係機関へ通報する。

イ 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

(2) 道への通報

町及び防災関係機関は、以下の発災後の情報等について、道（危機対策課）に通報する。

- ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・対策本部等を設置した時直ちに
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(3) 町の通報

- ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

4 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事（檜山振興局長）に報告するものとする。

但し、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信の途絶等により知事（檜山振興局長）に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

【資料編 5-2-1 災害情報等報告取扱要領】

【資料編 5-2-2 「直接即報基準」に該当する火災・災害等】

5 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時間帯	平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT 回線	電話	03-5253-7527
	FAX	03-5253-7537
		03-5253-7777
		03-5253-7553

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)	
NTT 回線	電話	03-5253-7514
	FAX	03-5253-7553

6 災害の発生または異常現象発見時の情報に関する措置

(1) 発見者の通報義務

災害が発生した場合または災害が発生するおそれがある異常現象等を発見した者は、遅滞なく、その旨を町長又は警察官若しくは消防署員に通報しなければならない。この場合においては、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

【資料編 5-2-3 通報者からの情報受理書】

(2) 警察官等の町への通報

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は消防署員は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

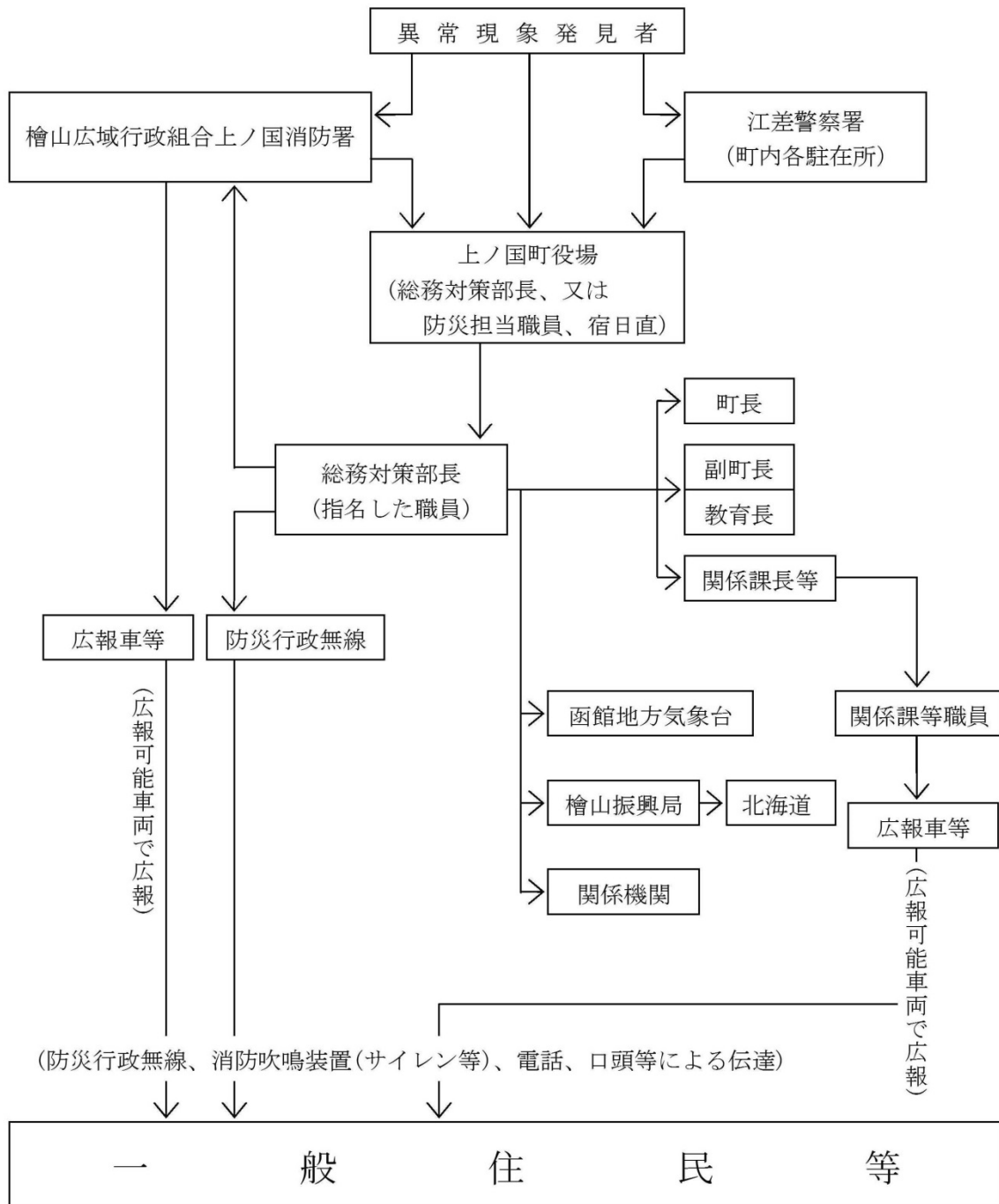
(3) 町長から関係機関への通報及び住民への周知

異常現象等に関する通報を受けた町長は、必要に応じ、速やかに檜山振興局(北海道)及び函館地方气象台並びに関係機関に通報するとともに住民に周知する。なお、住民に対する周知は、防災行政無線、広報車等により徹底を図る。

(4) 宿日直の災害情報、被害状況等の取扱い

宿日直は地域住民から災害の発生または異常現象発見の通報を受理した際は、速やかに総務課対策部長に報告し、その指示により処理する。

災害情報連絡系統図



「伝達は、迅速かつ的確に実施する。」

7 地区別情報連絡責任者

地区別情報連絡責任者は、災害対策本部等からの気象警報等を区域住民に伝達するとともに、区域内に災害が発生したときは、その情報を速やかに本部に伝達しなければならない。

伝達を必要とする災害情報は、おおむね次の事項とし、地区別情報責任者は「地区別情報連絡責任者一覧」のとおりである。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行状況
- (2) 降雨、降雪、河川水位、崖等の急傾斜地、海岸水位の異常状況
- (3) 住民の生命と財産の安否、住民の避難状況
- (4) 水防等の応急措置の状況及び電気、水道、ガス、通信等の被害状況
- (5) 人畜、建物、農地、山林、漁港、河川、海岸、道路等の被害状況
- (6) 食糧、その他緊急に補給すべき物資及び数量

【資料編 5-2-4 地区別情報連絡責任者一覧】

第3節 災害通信計画

総務班

1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

2 災害発生時における通信手段

(1) 災害時優先電話の利用

災害に伴う電話輻輳時においても、救援や公共の秩序のために必要な通信を優先的に接続出来る、災害時優先電話を使用する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

(2) 電報による通信

ア 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

イ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

ウ 非常・緊急電報の利用方法

- ① 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。
- ② NTTコミュニケータがでたら
 - a 「非常または緊急扱いの電報の申込み」と告げる。
 - b 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。
 - c 届け先、通信文等を申し出る。

エ 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

① 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含む)の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

② 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間(①の8項に掲げるものを除く) (2) 緊急事態が発生、又は発生するおそれがあることを知った者と、(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する、新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定める病院相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1) 水道・ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体の機関(①の表及び本表1~5(2)に掲げるものを除く)相互間

(3) 専用通信施設及び無線通信施設の利用

公衆電気通信施設が使用不能の場合は、次の専用通信施設及び無線通信施設並びに北海道地方非常通信協議会(事務局:北海道総合通信局無線通信部陸上課内)が定める機関別通信系統により、各無線通信局の協力を求めて通信の確保を図るものとする。

専用・無線通信施設設置場所等

設置機関	施設の種類	通信範囲	利用の手続方法
北海道	北海道総合行政情報ネットワークシステム	全道各市町村及び道庁並びに道出先機関相互	なし
上ノ国町役場	防災行政無線	上ノ国町行政区域内	なし
檜山広域行政組合 上ノ国消防署	消防無線	檜山管内の各消防署及び消防本部相互、消防全国共通波	口頭申請
江差警察署	警察電話(有線)	全国警察機関相互	口頭申請
	警察無線	江差警察署 — 上ノ国駐在所 中須田駐在所 湯ノ岱駐在所 滝沢駐在所 石崎駐在所 函館方面本部 北海道警察本部	口頭申請
	移動(車載)無線	函館方面本部区域内	口頭申請
函館開発建設部 防災ステーション	移動無線(車載)	町の区域内及び近隣町村	口頭申請
	多重無線電話	全国国土交通省関係機関相互間	

(4) 通信途絶時における措置

災害時における通信途絶地区を想定し、消防無線移動局等を配備するなどの、通信の確保に努める。

また、地区別情報連絡責任者等との通信についても車両、バイク、自転車等を利用して連絡手段の確保に努める。

さらに、地元にあるアマチュア無線クラブ等に協力を依頼するなど、臨機応変な措置を講じ、通信の確保を図るものとする。

ア 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、(1)から(3)までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- ① 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出
- ② 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

イ 防災関係機関の対応

防災関係機関は、アの措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

- ① 移動通信機器の借受を希望する場合
 - a 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - b 借受希望機種及び台数
 - c 使用場所
 - d 引渡場所及び返納場所
 - e 借受希望日及び期間
- ② 移動電源車の借受を希望する場合
 - a 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - b 台数
 - c 使用目的及び必要とする理由
 - d 使用場所
 - e 借受期間
 - f 引渡場所
- ③ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
 - a 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - b 希望エリア
 - c 使用目的
 - d 希望する使用開始日時
 - e 引渡場所及び返納場所
 - f 借受希望日及び期間
- ④ 臨機の措置による手続きを希望する場合
 - a 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - b aに係る申請の内容

ウ 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室
(直通電話) 011-747-6451

第4節 災害広報・情報提供計画

町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

総務班

1 広報資料の収集要領

- (1) 総務班派遣による災害現場の取材
- (2) 一般住民、報道機関その他関係機関取材による資料の収集
- (3) その他災害の状況に応じて各班の派遣による資料の収集

2 災害広報及び情報等の提供の方法

町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

(1) 住民に対する広報等の方法

ア 町及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）への情報提供をはじめ、町防災行政無線（戸別受信機を含む）、緊急速報メール、登録制メール、IP告知システム、広報車両、インターネット、SNS（Twitter等）、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

イ 町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

ウ アのほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

(2) 町の広報等の内容

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始、避難場所・避難所、医療機関、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(3) 報道機関に対する情報発

報道機関に対する情報発表の方法及び内容、収集した被害状況、災害情報等は、状況に応じ、通常発表（2時間から3時間ごと）と緊急発表（緊急の場合）に区分し、次の事項を報道機関に発表する。

- ア 災害の種別及び発生日時
- イ 災害発生の場所及び被害状況
- ウ 応急対策の状況
- エ 一般住民に対する避難勧告・指示の内容、及び被災者に対する協力並びに注意事項
- オ 本部の設置及び解散

(4) 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を住民に広報するとともに、災害対策本部に対し情報の提供を行う。

3 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

ア 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

イ 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族(アに掲げる者を除く。) ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

エ 町は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

(2) 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第5節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

全部署
上ノ国消防署

1 地域住民等の自主的避難

(1) 自主的避難の開始等

地域住民、滞在者等は、危険が切迫し、又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民等に状況を伝えるとともに、町に氏名、避難・連絡先、避難人数等を連絡するか、避難カード等に記載し玄関に表示するよう努める。

また、危険の切迫により避難する際は、要配慮者の安全確保と避難時の補助等を心がける。

【資料編 5-5-1 避難カード及び記入例】

(2) 町が行う支援措置等

町長は、地域住民、滞在者等が自主的な避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動を把握し、避難の支援や避難場所等の開放措置を行う。

また、町は、避難場所の鍵を避難場所に近接する施設管理人等に保管させ、自主的な避難収容に対応できるようにしておく。

2 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震、火山噴火、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難勧告等を行う。

特に、町は住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告、避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令する必要がある。

なお、避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

また、避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップを作成し、災害に応じた避難の実施に努める。

(1) 町長（基本法第60条）

ア 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によっ

て得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

- ① 避難のための立退きの勧告又は指示
- ② 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
- ③ 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示

イ 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ウ 町長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに檜山振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）

(2) 水防管理者（水防法第29条）

ア 水防管理者（町長）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

イ 水防管理者（町長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を檜山振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

(3) 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ア 知事（檜山振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（檜山振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

イ 知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第5章第15節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する

(4) 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ア 警察官又は海上保安官は、(1)のイにより町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避

難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。

イ 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

(5) 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

イ 他人の土地への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

オ 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

3 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

(1) 連絡

町、道（檜山振興局）、北海道警察本部（江差警察署）、第一管区海上保安本部（江差海上保安署）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

(2) 助言

ア 町

町は、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要なと認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難勧告等を発令する際に必要な助言を求めよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

イ 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難勧告等の対象地域、判断

時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

なお、国及び道は、町長による水害時における避難勧告等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

(3) 協力、援助

ア 北海道警察

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

イ 第一管区海上保安本部

避難指示（緊急）等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

4 避難の勧告等の発令基準

町長は、次の発令基準によって、避難の勧告または指示を行う。

種 別	発 令 基 準
避難準備 (避難行動要 支援者避難)	(1) 特別警報または警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断される時。 (2) 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当である時。
避難勧告	(1) 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断される時。 (2) 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される時。
避難指示	(1) 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められる時。 (2) 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められる時。

5 避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報及び避難準備・高齢者等避難開始の周知

町長は、避難勧告等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難勧告等の発令に当たっては、上ノ国消防署等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メー

ル機能含む。)、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

(1) 勧告、指示又は避難準備情報の伝達事項

ア 避難勧告、避難指示（緊急）、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容

イ 避難場所及び経路

ウ 火災、盗難の予防措置等

エ 携行品等その他の注意事項

注) 津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 ※1
警戒レベル 4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急) ※2
警戒レベル 3	・高齢者は立退き避難する。 ・その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル 2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報
警戒レベル 1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性)

※1 可能な範囲で発令

※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令

(2) 伝達方法

次に掲げる事項のうち、災害の状況、地域の実情等を考慮し、2以上の方法を併用して伝達する。

ア 広報車による伝達

広報車（町有車両で放送設備積載のもの）、消防広報車及び消防自動車により伝達する。また、必要ある場合は警察のパトロールカー等の出動を要請し、

伝達する。

イ 信号による伝達

警鐘、サイレン等を利用する。

ウ 防災行政無線による伝達

役場、上ノ国消防署に設置してある防災行政無線を利用し伝達する。

エ 電話による伝達

N T T回線電話により住民組織、官公署等に伝達する。

オ 戸別訪問による伝達

夜間、停電時、放送施設の被害時や広報車、消防自動車の運行が交通しや断等により伝達不可能な場合は、消防団又は伝達班を編成し、個別訪問により伝達する。

カ ラジオ、テレビ放送による伝達

各報道機関の協力を得て、ラジオ、テレビ放送を利用できる場合は、これにより伝達する。

(3) 関係機関への報告

ア 道に対する報告

避難の事前措置を行ったときは、すべて受領周知責任者（総務対策部長）から檜山振興局（地域政策部地域政策課）を經由し、道知事に報告する。

報告事項は、発令者、発令の理由、発令日時、避難の対象区域、避難先等とする。

イ 警察官に連絡し協力を得る。

ウ 避難場所として利用する施設の責任者に対し、至急連絡し、協力を得る。

6 避難方法

(1) 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するこ

住民班
保健福祉班

とに努めるものとする。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

(2) 移送の方法

ア 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、町において車両、船艇等によって移送する。

イ 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

ウ 道は、前記要請を受けた時は、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。

7 避難行動要支援者の避難行動支援

(1) 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

保健福祉班

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接町等へ応援を要請する。

8 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

9 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

10 指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所（緊急的に避難する施設又は場所）を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

11 指定避難所の開設

(1) 町は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(3) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものと

する。

- (4) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (5) 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足する場合には、住民対策部及び施設対策部が各対策部の協力を得て仮設避難所の設営を行うほか、近隣市町村との相互受入協定等により、広域避難収容に関する応援を要請するものとする。なお、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- (6) 指定避難所を開設した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

ア 避難者世帯名簿

イ 避難所設置及び収容状況

ウ 避難所収容台帳

- (7) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

【資料編 4-7-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧】

【資料編 4-7-2 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所位置図】

【資料編 5-5-2 避難者世帯名簿】

【資料編 5-5-3 避難所設置及び収容状況】

【資料編 5-5-4 避難所収容台帳】

12 指定避難所の運営管理等

- (1) 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

- (2) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運營業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。

- (3) 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- (4) 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (5) 町は、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や町、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (6) 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (7) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- (8) 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (9) 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。

(10) 道及び町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする

(11) 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援助物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

(12) 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

(13) 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

13 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

ア 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、道内の他の市町村長に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ 道内広域一時滞りの協議をしようとするときは、町長は、あらかじめ檜山振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ 町長は、協議先の市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。

エ 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先の市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

(2) 道外への広域一時滞在

ア 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、知事に対し、他の都府県知事に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。

イ 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

ウ 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

(3) 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により町外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難先の市町村との連携に配慮する。

第6節 応急措置実施計画

本町の区域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、町長及び関係機関等が実施する応急措置は、本計画の定めるところによる。

全部署

1 実施責任者

- (1) 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- (2) 消防機関及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- (3) 警察官及び海上保安官
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- (5) 道知事
- (6) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (7) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

2 町の実施する応急措置

町長及びその所轄の下に行動する消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防衛又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。

また、町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

(1) 警戒区域の設定

ア 町長（基本法第63条、地方自治法第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

イ 消防吏員又は消防団員（消防法第28条・第36条、水防法第21条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

また、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

ウ 警察官又は海上保安官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）

- ① 警察官又は海上保安官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。
- ② 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。
- ③ 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

オ 知事による代行（基本法第73条）

知事は、災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定することとする。

(2) 応急公用負担の実施

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

ア 工作物及び物件の占有等に対する通知

町長は、当該土地建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下「工作物等」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を上ノ国町公告式条例（昭和36年条例第18号。以下「公告式条例」という。）を準用して町役場の掲示場に掲示する等の措置をしなければならない。

- ① 名称又は種類
- ② 形状及び数量
- ③ 所在した場所
- ④ 処分の期間又は期日
- ⑤ その他必要な事項

イ 損失補償

町は当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 障害物の除去及び保管

町長は、本町地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき現場の災害を受けた工作物等で当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは当該工作物等を保管しなければならない。

なお、保管したときは、基本法第64条第3項から第6項の規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

ア 町長は、当該工作物等の占有者、所有者、その他工作物等について権原を有するものに対し当該工作物等を返還するため、次に掲げる事項及び方法により公示しなければならない。

- ① 工作物等を保管した場合の公示事項
 - a 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
 - b 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時
 - c その工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
 - d その他保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

② 工作物等を保管した場合の公示の方法

公示するにあたっては、次に定める方法によるほか、公告式条例を準用して行う。

- a 公示は保管を始めた日から起算して14日間、町役場の掲示板に掲示すること。

- b 公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、所有者、その他工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を町の広報誌又は新聞紙に掲載すること。
 - c 前2号の方法による公示を行うとともに保管工作物等一覧簿を本町総務課に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。
- イ 町長は、保管した工作物が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数料を要するときは、次に掲げる手続きにより当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- ① 保管した工作物等の売却は、競争入札に付さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。
 - a 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある工作物等
 - b 競争入札に付しても入札者がいない工作物等
 - c 前2号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でない認められる工作物等
 - ② 競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期間日の前日から起算して少なくとも5日前までに、工作物等の名称又は種類、形状、数量、その他必要な事項を公示しなければならない。
 - ③ 競争入札のうち指名競争入札に付そうするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に工作物等の名称又は種類、形状、数量、その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。
 - ④ 随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。
- ウ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。
- エ 公示の日から起算して、6ヶ月を経過してもなお保管した工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は本町に帰属する。

(4) 他の市町村長等に対する応援の要求等

- ア 町長は、本町の地域にかかる災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第67条及び「北海道及び市町村相互の応援に関する協定書」等に基づき、他の市町村等に対し、応援を求めるものとする。

【資料編 4-5-1 災害時における協定一覧】

- イ 前号の応援に従事するものは、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村指揮のもとに行動するものとする。

(5) 道知事に対する応援の要求等

町長は、本町地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第68条第1項及び「北海道及び市町村相互の応援に関する協定書」等に基づき、道知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請するものとする。

(6) 住民等に対する緊急従事指示等

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。(基本法第65条)

イ 町長及び消防署長は水防のためやむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。(水防法第17条)

ウ 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。(消防法第29条第5項)

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近に在る者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。(消防法第35条の10第1項)

第7節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合の、自衛隊（指定部隊等の長）に対する自衛隊法第83条に基づく部隊等の災害派遣要請は、本計画の定めるところによる。

1 派遣要請権者

- (1) 知事（檜山振興局長）
- (2) 海上保安庁長官
- (3) 第一管区海上保安本部長
- (4) 空港事務所長（函館）

2 要請先（指定部隊長の長）

隊名	指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話
陸上自衛隊	第11旅団 函館駐屯地司令 (第28普通科連隊長)	連隊 第3科	函館市広野町6-18	0138-51-9171 内線239(当直302) FAX 0138-51-9171
海上自衛隊	大湊地方総監	防衛部 3室	むつ市大湊町4-1	0175-24-1111 内線2224
	函館基地隊司令	警備科	函館市大町10-3	0138-23-4241 FAX 0138-27-9806
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	防衛部	青森県三沢市後久保 125-7	0176-53-4121 内線2353
	第2航空団司令	防衛部	千歳市平和	0123-23-3101 内線2231

3 災害派遣要請基準

自衛隊の派遣要請は、人命及び財産の保護のため、おおむね次の基準により行う。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

4 災害派遣要請の手続

- (1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に要求する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び当該町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

但し、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続を行うものとする。

【資料編 5-7-1 自衛隊災害派遣要請文の様式】

5 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町の担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を予め定めておくものとする。

6 経費

- (1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担するものとする。
- ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ くみ取料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

7 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助

- (3) 遭難者等の捜索救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

8 自衛隊との連携強化

(1) 連携体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

(2) 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

9 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。但し、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

10 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事（檜山振興局長）に、その旨を報告する。なお、日時を要するときは、口頭又は電話等で報告し、その後文書を提出する。

【資料編 5-7-2 自衛隊災害派遣撤収要請文の様式】

第8節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時など、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章第5節「避難対策計画」による。

【資料編 4-5-1 災害時における協定等一覧】

1 応援・受援活動

(1) 応援協定による応援

町長は、大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

(2) 基本法による応援

① 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないとされている。

② 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事(檜山振興局長)に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事(檜山振興局長)は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。

(3) 町は、他市町村との応援の円滑な実施を図るため、必要な情報等の相互交換を行うほか、予め連絡担当部局を定めるなど、他市町村との応援の受け入れ体制を確立しておくものとする。

2 応援の種類

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等(避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。)の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん

- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

3 消防機関

- (1) 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- (2) 他の消防機関等に対する応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- (3) 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第9節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

1 基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

【資料編 4-5-1 災害時における協定等一覧】

2 ヘリコプター等の活動内容

次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その他必要性が認められる場合に運航する。

(1) 災害応援対策活動

- ア 被災状況調査などの情報収集活動
- イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急・救助活動

- ア 傷病者、医師等の搬送
- イ 被災者の救助・救出

(3) 火災防御活動

- ア 空中消火
- イ 消火資機材、人員等の搬送

(4) その他

- ア ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

3 ヘリコプター等保有機関の活動等

(1) 北海道

道災害対策本部等の指示、又は市町村の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や本章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより都道府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

(2) 札幌市

北海道広域消防相互応援協定に基づく応援を行うとともに、道の消防防災ヘリコプターと連携し、活動を行う。

(3) 北海道開発局、第一管区海上保安本部、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

(4) 自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

4 実施方法

(1) 要請の要件

町長は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次のいずれかに該当する場合は、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

- ア 災害が隣接する町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 町の消防力等によっては災害応急対応が著しく困難な場合
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2) 要請方法

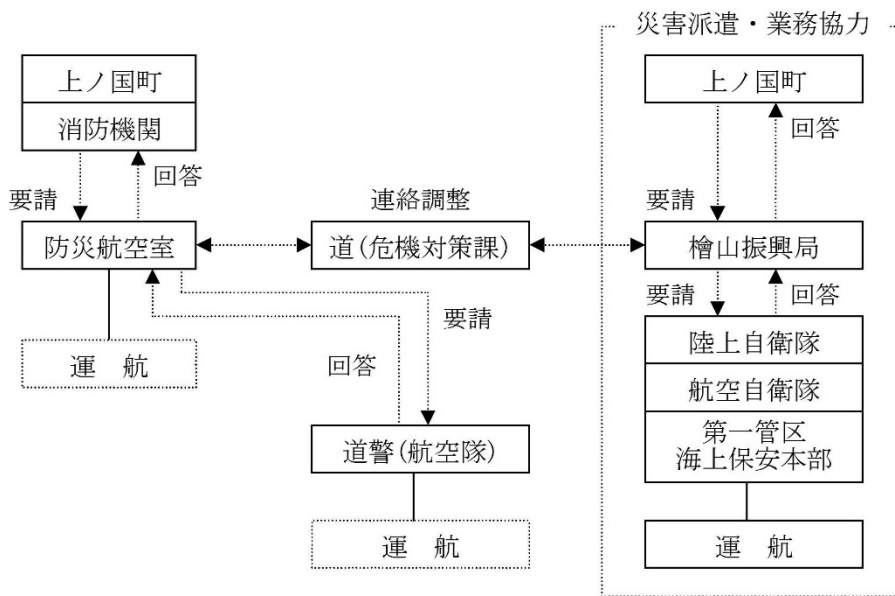
知事（危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

(3) 要請先

名 称	電話番号	F A X 番号	道防災行政無線
北海道総務部危機対策局 危機対策課防災航空室	011-782-3233	011-782-3234	6-210-39-897、 898

北海道消防防災ヘリコプター使用手続系統図（防災関係業務分）



【資料編 5-9-1 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領】

【資料編 5-9-2 北海道消防防災ヘリコプターの運航系統】

5 ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道、開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。

6 町の対応等

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

(1) 離着場所の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

【資料編 5-9-3 ヘリコプターの離着陸場所】

【資料編 5-9-4 北海道消防防災ヘリコプター臨時離着陸場所選定条件】

第10節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

全部署
上ノ国消防署

1 実施責任者

(1) 町

町(救助法を適用された場合を含む。)は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町は救助力が不足すると判断した場合には、隣接町、北海道等の応援を求める。

(2) 道

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市町村から救助救出についての応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、市町村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

(3) 江差警察署

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

(4) 江差海上保安署

海上における遭難者の救助救出を実施する。

2 救助救出活動

(1) 被災地域における救助救出活動

町及び江差警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

(2) 海上における救助救出活動

江差海上保安署は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

第11節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

1 基本方針

- (1) 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、道又は町が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。

また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。

- (2) 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- (4) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。
- ア トリアージ
 - イ 傷病者に対する応急処置及び医療
 - ウ 傷病者の医療機関への搬送支援
 - エ 助産救護
 - オ 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
 - カ 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- (5) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時におけるこころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- (6) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりとする。
- ア 傷病者に対する精神科医療
 - イ 被災者及び支援者に対する精神保健活動

2 実施責任者

災害発生時において、医療の方途を失った者に対する医療及び助産の救護は、町長が行う。救助法による救助は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし救助法第30条第1項の規定により、必要により委任される救助については、町長が行う。医療救護活動は、原則として道又は町が設置する救護所において、医療班により実施するが、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）

を被災地に派遣要請する。

(1) 町

ア 町長は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。

イ 町長は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

【資料編 5-11-1 災害医療救護隊(班)出動要請文の様式】

【資料編 5-11-2 災害医療救護隊(班)活動報告文の様式】

(2) 北海道

ア 道は、災害発生時に町等からの支援要請による救護班の派遣、受入等を円滑に実施するため、救護班の派遣等についての調整を行う「救護班派遣等調整本部」を設置し、円滑な医療提供体制の構築に努める。

イ 道は、災害救助法を適用した場合、又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時適切な場所に救護所を設置する。また、避難所の設置が長期間に渡る場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。

ウ 道は、被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。

エ 道は、災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣する。

カ 道は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり災害医療コーディネーターは、道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

キ 道は、必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。

ク 道は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施

する。

また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケアの手引き」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

(3) 災害拠点病院

ア 災害拠点病院は、道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。

イ 災害拠点病院は、被災患者を収容するとともに、医薬品、医療機材等の応急資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

【資料編 5-11-3 国立、道立、町内医療機関等一覧】

3 輸送体制の確保

(1) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊等により移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

(2) 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として地元消防機関が実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、道、町又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊等により搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

【資料編 5-9-1 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領】

【資料編 5-9-2 北海道消防防災ヘリコプターの運航系統】

【資料編 5-9-3 ヘリコプターの離着陸場所】

4 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。但し、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

【資料編 5-11-4 災害時備蓄医薬品等の供給フロー】

5 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被

災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第12節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

住民班
保健福祉班

1 実施責任者

町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

(1) 町

- ア 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- イ 当該地域を管轄する保健所長の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

(2) 北海道

- ア 感染症の発生を予防し、またはまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律114号、以下「感染症法」という。)に基づく防疫措置を実施する。
- イ 町が実施する防疫に関する業務の指導、支援し、かつその総合調整を行う。
- ウ 地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努めるものとする。

2 防疫の実施組織

(1) 検病調査班の編成

- ア 知事は、検病調査等のため検病調査班を編成するものとする。
- イ 検病調査班は、医師1名、保健師1名(又は看護師)その他職員1名をもって編成するものとする。ただし、知事は調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて必要と認められるときは、保健師(看護師)1名、その他1名等をもって編成する複数の班を医師が統括することができるものとする。

(2) 防疫班の編成

- ア 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。
- イ 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2~3名をもって編成するものとする。

3 感染症の予防

(1) 防疫の措置

知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、町における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行うものとし、町長は速やかに協力するものとする。

- ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症予防法第27条第2項）
- イ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症予防法第28条第2項）
- ウ 生活用水の供給に関する指示（感染症予防法第31条第2項）
- エ 物件に係る措置に関する指示（感染症予防法第29条第2項）
- オ 公共の場所の清潔方法に関する指示
- カ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条第1項及び第9条）

(2) 検病調査及び保健指導等

検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施するものとする。

- ア 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上行うこと。集団避難所においては、北海道の検病調査班と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。
- イ 町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- ウ 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

(3) 予防接種

町長は、道知事の指示により感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

(4) 清掃方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長は、道知事の指示により、管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施するものとする。

ア ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

イ し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の

方法により不衛生にならないよう処分する。

(5) 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

【資料編 5-12-1 消毒のポイント(1~3 類感染症)】

(6) ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

(7) 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

上下水道班

(8) 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

4 感染症患者に対する措置

町長は、知事が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第12条で定めるところにより、感染症のまん延を防止するため、入院する患者を当該入院に係る病院又は診療所に移送するときは、協力する。

5 指定避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

(1) 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法等の実施

檜山振興局の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。

また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

上下水道班

6 防疫活動に必要な資機材

防疫活動を行うに当たり、町が保有する消毒器等の防疫用資機材が不足した場合は、必要に応じて町内業者等から調達する。

【資料編 5-12-3 防疫活動に必要な町有の資機材等】

7 家畜防疫

農林班

(1) 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

(2) 実施の方法

檜山家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めるときは、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、被災地域の立入検査・消毒等、防疫体制の整備等を行う。

第13節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、北海道警察及び第一管区海上保安本部が実施する警戒、警備については、本計画の定めるところによる。

1 北海道警察

北海道警察は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

(1) 災害警備体制の確立

風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより災害警備本部等を設置するものとする。

(2) 応急対策の実施

ア 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。

イ 住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。

ウ 風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

エ 防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たるものとする。

2 第一管区海上保安本部

第一管区海上保安本部は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。

(2) 巡視船艇・航空機により警戒区域（基本法第63条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。

(3) 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

3 職員の訓練

北海道警察及び第一管区海上保安本部は、災害警備に関して職員の教育訓練を計画的に実施する。

第14節 交通応急対策計画

災害時における道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

(1) 北海道公安委員会（江差警察署）

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないうとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置を命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(2) 第一管区海上保安本部（江差海上保安署）

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

(3) 北海道開発局（函館開発建設部江差道路事務所）

国道（直轄区間）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

(4) 北海道（渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所）

ア 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

イ 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車輛等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしな
がら、交通の確保に努める。

ウ 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする
とともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行う
ものとする。

(5) 町

ア 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるととも
に、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は
制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通
の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとし
る。

イ 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、
車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実
施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、
所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命
ずることができる。

ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、
その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることが
できないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その
他の物件を破損することができる。

(6) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官及び海上保安官がそ
の場にはいない時に次の措置をとることができる。

ア 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は
自ら当該措置を実施すること。

イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずるこ
と。

ウ 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（江差警察署）は、相
互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災

施設班
財政班
上ノ国消防署

地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- ア 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会（江差警察署）は、次の方法による交通規制を実施する。

- ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会（江差警察署）が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

3 北海道公安委員会による交通規制

北海道公安委員会は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるために必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

また、通行禁止等の措置を行った場合には、町及び関係機関に連絡するとともに、区域内に在る者に対し、広報媒体等を通して広報、周知の措置をとる。

(1) 警察署長の行う交通規制

警察署長は、管轄区域内の道路が災害等による決壊等で危険な状況が発生し、又はその状況により必要があると認めるときは、道路交通法の規定に基づき、歩行者及び車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 警察官が行う交通規制

警察官は、災害発生時において交通に対して、緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法の規定に基づき、一時的に歩行者及び車両の通行を禁止し、又は制限する。

(3) 町長への通知

警察署長は、前記(1)及び(2)の交通規制を行った場合は、速やかにその内容を町長に通知する。

4 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部（江差海上保安署）は、海上交通の安全確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
- (2) 海難の発生、その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (4) 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (5) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

5 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 通知

北海道公安委員会（江差警察署）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続

ア 知事（檜山振興局長）又は北海道公安委員会（江差警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（檜山振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

エ 緊急通行車両

- ① 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。
 - a 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - h 緊急輸送の確保に関する事項
 - i その他災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- ② 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- ③ 事前届出制度の普及等

町、道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

【資料編 5-14-1 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領】

(3) 規制除外車両

北海道公安委員会（江差警察署）は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

ア 確認手続

- ① 北海道公安委員会（江差警察署長）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。
- ② 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

③ 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制除外車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。ただし、前記①に定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

イ 事前届出制度

① 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会（江差警察署）は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- a 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- b 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- d 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

② 事前届出制度の普及

北海道公安委員会（江差警察署）は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

(4) 放置車両対策

ア 北海道公安委員会（江差警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

イ 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

ウ 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

第15節 輸送計画

全部署

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

1 実施責任

災害応急対策のための輸送は、町長が実施するものとする。

また、町長は、必要と認める場合は、知事（檜山振興局長）へ自衛隊の派遣、出動を依頼する。

2 輸送の対象

- (1) 避難のための住民の輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 応急対策のために必要な人員、機材等の輸送
- (4) 運搬給水による飲料水確保のための輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他災害対策本部が行う輸送

3 輸送の方法

(1) 道路輸送

ア 原則として町有車両を使用するが、災害の規模に応じ、自衛隊や民間輸送業者の協力を得て輸送を行う。

イ 災害時において公安委員会等が車両の通行禁止、又は、制限をした場合、町長は、江差警察署等に対して、当該車両が緊急輸送車両であることの標章又は証明書の交付を申請するものとする。

【資料編 4-5-1 災害時における協定等一覧】

【資料編 5-15-1 町有車両の状況】

(2) 海上輸送

漁業協同組合等の協力並びに漁船の借上げをするほか、災害の救助その他の公

共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、江差海上保安署に輸送を要請する。

第16節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

住民班
水産商工班

1 実施責任

(1) 町

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

(2) 北海道

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

(3) 北海道農政事務所

必要に応じて、食料の調達及び供給については、北海道との連絡調整を実施する。

2 食料の供給

(1) 町

町は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について檜山振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に直接、又は、檜山振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

(2) 北海道

知事は、町長から要請があったとき又は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。

また、道は、支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、町への提供にあたっては、事前に経費負担の有無を明示する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、政策統括官から災害救助用米穀を確保し、町に供給する

とともに、その受領方法等について指示する。

(3) 北海道農政事務所

道及び町と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況に関する情報収集を行うとともに、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を行う。

3 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、本章第15節「輸送計画」及び本章第31節「労務供給計画」により措置するものとする。

第17節 給水計画

上下水道班

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

1 実施責任

(1) 町

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

ア 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

イ 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

ウ 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

(2) 北海道

町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水開始の指導を行う。

2 給水の実施

(1) 給水の方法

ア 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

イ 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

ウ 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認められたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

【資料編 5-17-1 給水施設の現況】

3 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず被災市町村に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

第18節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

住民班

1 実施責任

(1) 町

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

ア 物資の調達、輸送

- ① 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- ② 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- ③ 生活必需品を取り扱う小売店、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達ができる方法を定めることとする。

(2) 北海道

町事は、災害時における災害救助物資について、町の要請に基づきあつせん及び調達を行うものとする。なお、町における物資が不足し災害応急対策を的確に行うことが困難であると認められるときは、要求を待たずに物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

町長に物資を配分速達するときは、無償・有償の区分を明確化するとともに、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう助言する。

ア 要配慮者に配慮した物資の整備

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

- ① 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
- ② 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

2 実施の方法

- (1) 町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのご程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。
- (2) 知事は、町長等の要請に基づき必要物資のあつせん、調達を行うもので、災害の態様、交通の状況等により種々であるが主要経済都市を中心として行うものとし、災害の規模により必要がある場合は道外調達の方途を講ずるものとする。

3 生活必需物資の確保

- (1) 災害応急対策実施責任者は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあつせんを求めるものとする。
- (2) 知事は、生活必需品の供給の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要関係業界等（以下、「関係団体」という。）に対し、物資確保のための協力要請又はあつせん依頼を行う。また、関係団体と協定を結ぶなど、応急生活物資の調達と輸送及び生活物資の安定供給体制の確立を図る。
- (3) 知事及び北海道経済産業局長は、物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、その取り扱う物資を適正な価格で供給するよう指導するとともに、知事は、必要な物資の円滑な供給ができない場合において、特に必要があると認めるときは、基本法第71条第1項の規定に基づく保管命令又は収用処分により必要数量を確保するものとする。

4 日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

- (1) 災者の救助用物資として備蓄しているものは次のとおりである。
 - ア 毛布
 - イ 救急セット
 - ウ 拠点用日用品セット
 - エ 安眠セット
- (2) 救助物資の緊急輸送を円滑に行うために別に定める「赤十字災害救助物資備蓄（配分）要綱」及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄（配分）」によりあらかじめ地区に備蓄するものとする。

【資料編 5-18-1 日本赤十字災害救援物資一覧】

第19節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

保健福祉班
施設班
水産商工班
財政班

1 実施責任

(1) 町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

ウ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

エ LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

(2) 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）の管理者又は市町村長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、市町村等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

(3) 北海道経済産業局（指定行政機関）

灯油、ガソリン等の燃料に関する需給・価格動向等の把握及び情報提供を行うものとする。

2 石油類燃料の確保

災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあつせんを求めるものとする。

【資料編 4-5-1 災害時における協定等一覧】

第20節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

上下水道班

1 上水道

(1) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- エ 住民への広報活動を行う。

(2) 広報

水道管理者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

2 下水道

(1) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、町（上下水対策部）は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- エ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- オ 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- カ 住民への広報活動を行う。

(2) **広報**

下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第21節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、本計画に定めるところによる。 施設班

1 災害の原因及び被害種別

(1) 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象
豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
波浪
津波
山崩れ
地滑り
土石流
崖崩れ
火山噴火
落雷

(2) 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
盛土及び切土法面の崩壊
道路上の崩土堆積
トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
河川、砂防えん堤、漁港の埋塞
堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
海岸線の侵食
砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
ダム、えん堤の流失及び決壊
ダム貯水池の流木等の堆積
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害
岸壁・物揚場の決壊
航路・泊地の埋没

2 応急土木復旧対策

(1) 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

(2) 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

ア 応急措置の準備

- ① 所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法を定めておくものとする。
- ② 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

イ 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、町、道、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

ウ 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法によりイに定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

(3) 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道防災計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第22節 被災地宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2 危険度判定の支援

知事は町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

【資料編 5-22-1 被災宅地危険度判定業務実施マニュアル】

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 町は道及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- (3) 町は道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第23節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

(2) 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

2 実施の方法

(1) 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

(2) 公営住宅等のあっせん

町長は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(3) 応急仮設住宅

ア 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

ウ 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

エ 応急仮設住宅の建設用地

町及び道は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

オ 建設戸数（借上げを含む。）

道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

カ 規模、構造、存続期間及び費用

① 応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

② 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3ヶ月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる

③ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

キ 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

ク 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

(4) 平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

(5) 住宅の応急修理

町長は、必要により災害のため住家が半焼又は半壊したり災者の一時的な居住の安定を図るため、住宅の応急修理を実施する。

ア 対象者

- ① 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者。
- ② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

ウ 修理の範囲と費用

- ① 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- ② 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(6) 災害公営住宅の整備

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

- ① 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合
 - a 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
 - b 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
 - c 滅失戸数がその町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき
- ② 火災による場合
 - a 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
 - b 滅失戸数がその町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。但し、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

ウ 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

- ① 入居者資格
 - a 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
 - b 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。
 - c 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

② 構造

再度の被災を防止する構造とする。

③ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

④ 国庫補助

- a 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。但し、激甚災害の場合は3/4。
- b 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

3 資材等のあっせん、調達

- (1) 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんに依頼するものとする。
- (2) 道は、町長から資材等のあっせん依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的にあっせん、調達を行うものとする。

4 住宅の応急復旧活動

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第24節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、救助法第30条第1項の規定により、町長が知事の委任により行うものとする。

(2) 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、本章第14節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- (1) 住民の生命財産等を保護するため、速やかに障害物の除去を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (4) その他公共の立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- (2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

4 除去した障害物の集積場所

(1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の町有地、遊休地を利用するものとするが、次の点を考慮して決定する。

ア 再び人命財産に被害を与えるおそれのない安全な場所であること。

イ 交通の障害にならない場所であること。

ウ 盗難等の危険のない場所であること。又はそのための措置をとること。

(2) 町及び道は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第14節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第25節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策及び文化財の保全については、本計画の定めるところによる。

教育班

1 実施責任

(1) 学校管理者等

ア 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

イ 児童生徒等の安全確保

① 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

② 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

ウ 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

(2) 町・北海道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。

2 応急対象実施計画

(1) 施設の確保と復旧対策

ア 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

- イ 校舎の一部が使用不能となった場合
施設の一時転用などにより授業の確保に努める。
- ウ 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合
公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。
- エ 仮校舎等の建築
上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

(2) 教育の要領

- ア 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- イ 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ① 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - ② 教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - ③ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)
 - ④ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - ⑤ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- ウ 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

(3) 教職員の確保

町教育委員会及び道教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

(4) 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会（私立高等学校にあつては道及び学校設置者）は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

ア 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免

イ 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

(5) 学校給食等の措置

ア 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

イ 給食用物資が被災したときは、道や江差町ほか2町学校給食組合等関係機関と協議して給食の確保に努め、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳については関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

ウ 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

(6) 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意して保健管理をするものとする。

ア 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。

イ 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。

ウ 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。

エ 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び上ノ国町文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

【資料編 5-25-1 国・道・町指定文化財一覧】

第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理 埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

住民班

1 実施責任者

(1) 町長

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、死亡したと推定される者の捜索及び遺体の収容処理は、町長が実施する。

なお、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、道知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

(2) 警察官及び海上保安官

警察官及び海上保安官は各々の立場において協力するものとする。

2 実施の方法

(1) 行方不明者の捜索

ア 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

イ 捜索の実施

町長が、消防機関、警察官及び海上保安官に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

(2) 遺体の処理

ア 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

イ 処理の範囲

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- ② 遺体の一時保存
- ③ 検案
- ④ 死体見分(警察官、海上保安官)

ウ 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

エ 処理方法

災害により死亡し、又は遺体で発見された者で、納棺用品等必要器材を確保し遺体を収容する。

(3) 遺体の埋葬

ア 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

イ 埋葬の方法

- ① 遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。
- ② 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

(4) 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、町村応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

【資料編 5-26-1 北海道広域火葬実施要領】

(5) 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第27節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

住民班

1 実施責任

(1) 町

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

(2) 北海道

ア 檜山振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。

イ 道は、被災地の町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

2 家庭動物等の取扱い

(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(2) 災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

3 同行避難

災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

【資料編 5-27-1 災害時における動物救護活動に関する協定】

第28節 応急飼料計画

災害時における被災地の家庭用動物等の取り扱いについては、本計画の定めるところによる。

農林班

1 実施責任者

災害時における家畜飼料対策は、町長が実施する。

2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって檜山振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ北海道農政事務所等に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

(1) 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、附添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

第29節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、本章第24節「障害物除去計画」によるものとする。

住民班
農林班

1 実施責任

(1) 町

- ア 災害廃棄物の処理は、町が行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- イ 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

(2) 北海道

- ア 檜山振興局長は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導・助言を行うものとする。
- イ 道は、町長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

(1) 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき、適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

- ア 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- イ 移動できないもの及び獣畜に伝染病が発生し死亡した場合には、保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- ウ 前ア及びイにおいて埋却する場合にあっては1m以上覆土するものとする。

【資料編 5-29-1 災害廃棄物の処理に関する協定】

第30節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携については、本計画の定めるところによる。

また、北海道災害ボランティアセンター及び被災地における災害ボランティアセンターの活動等については「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営については「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」による。

1 ボランティア団体・NPOの協力

町、道及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について協力を受ける。

2 ボランティアの受入れ

町、道、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

3 ボランティア団体・NPOの町における活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動

- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート

4 ボランティア活動の環境整備

町、道及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第31節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

水産商工班

1 供給方法

- (1) 町長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、所轄の公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
- (2) 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - ア 職業別、所要労働者数
 - イ 作業場所及び作業内容
 - ウ 期間及び賃金等の労働条件
 - エ 宿泊施設等の状況
 - オ その他必要な事項
- (3) 公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを二の機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

2 賃金及びその他の費用負担

- (1) 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- (2) 労務者に対する賃金は、地域における同種の業務及び同程度の技術に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第32節 職員派遣計画

総務班

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により町長又は知事は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

1 要請権者

- (1) 町長
- (2) 道知事又は道の委員会若しくは委員

なお、町又は道の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長又は知事に予め協議しなければならない。

2 要請手続等

- (1) 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- (2) 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - ア 派遣のあっせんを求める理由
 - イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

- (1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側及び職員派遣受入側の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。
但し、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。
また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
- (2) 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。但し、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- (4) 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第33節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

総務班

1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事（檜山振興局長）が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準				摘要
被害区分 市町村の人口	市町村単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合	1 住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、消失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、消失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のものである。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいる認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数		
5,000人未満	30	15	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
5,000人以上 15,000人未満	40	20		
15,000人以上 30,000人未満	50	25		
30,000人以上 50,000人未満	60	30		
50,000人以上 100,000人未満	80	40		
100,000人以上 300,000人未満	100	50		
300,000人以上	150	75		

3 救助法の適用手続

(1) 町

ア 町長は、上ノ国町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を檜山振興局長に報告しなければならない。

イ 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに檜山振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

(2) 北海道

檜山振興局長は、町長からの報告又は要請があった時は、速やかに知事に報告する。知事は、檜山振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、檜山振興局長を経由して、町に通知するものとする。

また、知事は、救助法の適用に関すること及び被害状況等について、内閣総理大臣に情報提供する。

4 救助の実施と種類

(1) 救助の実施と種類

知事は、町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定から市町村設置～道（但し、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村
住宅の応急修理	1ヶ月以内	市町村
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具等 15日以内	市町村 市町村
埋葬	10日以内	市町村
遺体の搜索	10日以内	市町村
遺体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
精算資金の貸与		現在運用されていない

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第6章 地震・津波災害対策計画

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、上ノ国町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 上ノ国町における地震・津波の想定

1 想定地震

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ沈み込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震を整理した。

北海道での想定地震は図1及び表1となる。

(1) 海溝型地震

日本海の東縁部にもプレート境界があると考えられており、その境界には東西方向の圧縮力のために「歪み集中帯」と呼ばれる活断層・活褶曲帯が形成されている。ここでは、北海道南西沖、積丹半島沖及び留萌沖の領域で歴史地震があり、逆断層型の地震が起きている。これらの領域とサハリン西方沖の間の北海道北西沖は歴史的に大地震が知られていない領域である。なお、これらは太平洋側の海溝型地震に比べ発生間隔は長いと考えられている。北海道が示す想定のうち、本町に影響を与える可能性のある地震は以下のとおりである。

ア 北海道南西沖地震(T7)

北海道南西沖では、1993年にM7.8の「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」が発生している。地震に由来する海底堆積物の解析などから、地震は500年～1400年程度の間隔で発生すると想定されている。

イ 積丹半島沖(T8)

積丹半島沖では、1940年にM7.5の地震が起きている。地震に由来する海底堆積物の解析などから、1400年～3900年程度の間隔で発生すると想定されている。北海道南西沖及び積丹半島沖の地震は直近の発生からの経過時間が短いため、切迫性は小さいとみられている。

(2) 内陸型地震

道内の主要起震断層として地震調査研究推進本部が評価を発表しているのは9の活断層帯で、M7以上のいずれも浅い(20km以浅)逆断層型の地震が想定される。北海道が示す想定のうち、本町に重大な影響を与える可能性のある地震は以下のとおりである。

ア 黒松内低地断層帯(N3)

黒松内低地断層帯は、寿都町から黒松内町、長万部町にいたる西に傾く逆断層で、全体としてM7.3程度以上の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大5%で、この値は我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。

イ 函館平野西縁断層帯(N5)

函館平野西縁断層帯は、七飯町西部から北斗市・函館湾にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.0～7.5程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大1%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

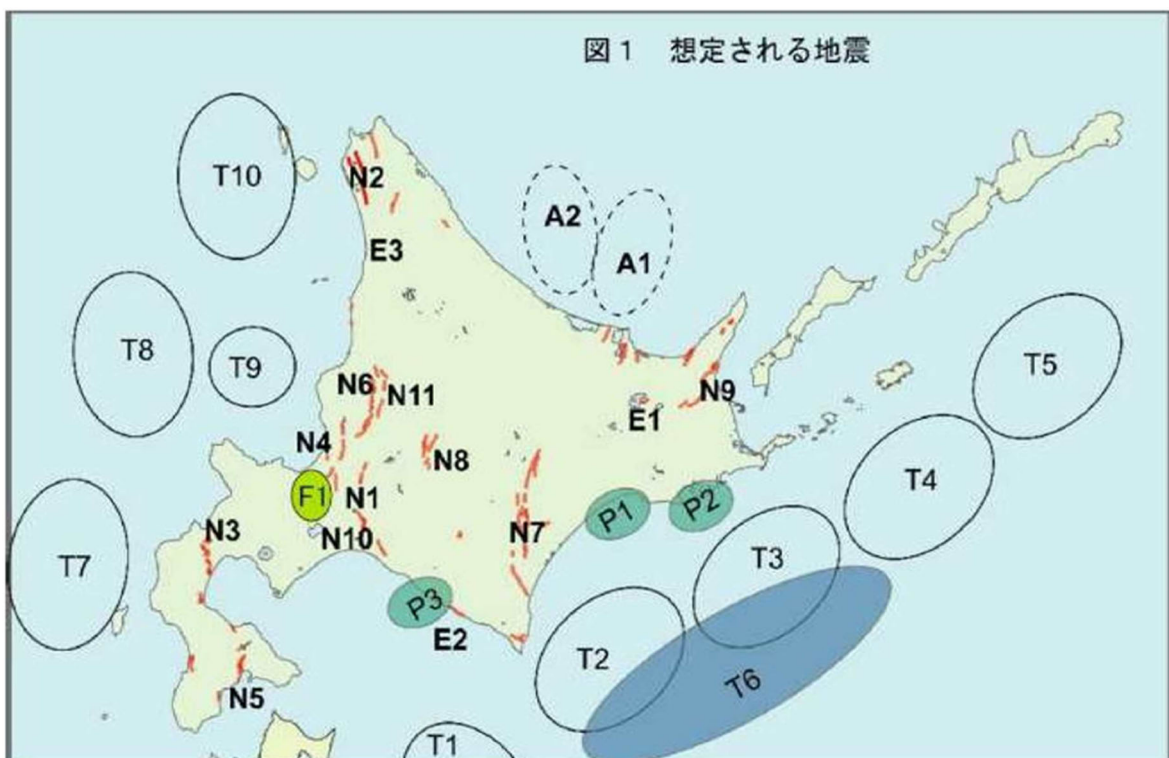


表1

地震	断層モデル*	例(発生年)	位置	マグニチュード	長さ(km)
海溝型地震					
(千島海溝/日本海溝)					
T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0 ---
T2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1 ---
T3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7.9 ---
T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8 ---
T5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.1 ---
T6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6 ---
(日本海東縁部)					
T7	北海道南西沖	---	1993年	既知	7.8 ---
T8	積丹半島沖	---	1940年	既知	7.8 ---
T9	留萌沖	---	1947年	既知	7.5 ---
T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8 ---
(プレート内)					
P1	釧路直下	---	1993年	既知	7.5 ---
P2	厚岸直下	---	1993年型	推定	7.2 ---
P3	日高西部	---	1993年型	推定	7.2 ---
内陸型地震					
(活断層帯)					
N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9 68
	主部北側				7.5 42
	主部南側				7.2 26
N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6 44
N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3 34
N4	当別	地震本部		既知	7.0 22
N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5 25
N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8 64
N7	十勝平野	地震本部		既知	
	主部				8.0 88
	光地園				7.2 28
N8	富良野	地震本部		既知	
	西部				7.2 28
	東部				7.2 28
N9	標津	地震本部		既知	7.7以上 56
N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上 54以上
N11	沼田一砂川付近	地震本部		既知	7.5 40
(伏在断層)					
F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5 ---
(既往の内陸地震)					
E1	弟子屈地域	---	1938年	推定	6.5 ---
E2	浦河周辺	---	1982年	推定	7.1 ---
E3	道北地域	---	1874年	推定	6.5 ---
(オホーツク海)					
A1	網走沖	---	未知	推定	7.8 60
A2	紋別沖(紋別構造線)	---	未知	推定	7.9 70

* 断層モデルを公表している機関、地震本部：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議。

(3) その他

上記のほか、青森県西方沖、チリ沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震、津波に対しても注意を要する。

なお、国（地震調査研究推進本部地震調査委員会）における、道内の主要な活断層や海溝型地震の地震発生確率等の長期評価については、表2のとおり。

表2

【活断層】

主要断層帯名	地震規模 (マグニ チュード)	地震発生確率			平均活動 間隔	最新活動 時期
		30年以内	50年以内	100年以内		
函館平野西縁断層帯	7.0～7.5 程度	ほぼ0～1%	ほぼ0～2%	ほぼ0～3%	13000年～ 17000年	14000年前 以後
黒松内低地断層帯	7.3程度 以上	2～5%以下	3～9%以下	7～20% 以下	3600年～5000 年程度以上	約5900年前～ 4900年前
石狩低地東縁断層帯 (主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0～ 0.002%	1000年～ 2000年程度	1739年前～ 1885年
同 (南部)	7.7程度 以上	0.2%以下	0.3%以下	0.6%以下	17000年程度 以上	不明
当別断層	7.0程度	ほぼ0～2%	ほぼ0～4%	ほぼ0～8%	7500年～ 15000年程度	約11000年前 ～2200年前
増毛山地東縁断層帯・ 沼田－砂川付近の断層帯 (増毛山地東縁断層帯)	7.8程度	0.6%以下	1%以下	2%以下	5000年程度 以上	不明
同 (沼田－砂川付近 の断層帯)	7.5程度	不明	不明	不明	不明	不明
富良野断層帯 (西部)	7.2程度	ほぼ0～ 0.03%	ほぼ0～ 0.06%	ほぼ0～ 0.1%	4000年程度	2世紀～ 1739年
同 (東部)	7.2程度	ほぼ0～ 0.01%	ほぼ0～ 0.02%	ほぼ0～ 0.05%	9000年～ 22000年程度	約4300年前～ 2400年前
十勝平野断層帯 (主部)	8.0程度	0.1～0.2%	0.2～0.3%	0.5～0.6%	17000年～ 22000年程度	不明
同 (光地園断層)	7.2程度	0.1～0.4%	0.2～0.7%	0.5～1%	7000年～ 21000年程度	約21000年前 以後に2回
標津断層帯	7.7程度 以上	不明	不明	不明	不明	不明
サロベツ断層帯	7.6程度	4%以下	7%以下	10%以下	約4000年～ 8000年	約5100年前 以後

(注)令和2年(2020年)1月1日現在

【海溝型地震】

領域又は地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間 隔	最新発生時 期		
		10年以内	30年以内	50年以内				
千島海溝沿い	超巨大地震 (17世紀型)	8.8程度以上	2～10%	7～40%	10～60%	約340～380 年	17世紀	
	十勝沖	8.0～8.6程度	0.2%	9%	40%程度	80.3年	16.3年前	
	根室沖	7.8～8.5程度	20%程度	80%程度	90%程度 以上	65.1年	46.5年前	
	色丹島沖及び択捉島 沖	7.7～8.5前後	20%程度	60%程度	80%程度	35.5年	—	
	ひとまわり小さい プレート 間地震	十勝沖・ 根室沖	7.0～7.5程度	40%程度	80%程度	90%程度	20.5年	—
		色丹島 沖・択捉 島沖	7.5程度	50%程度	90%程度	90%程度 以上	13.7年	—
	十勝沖から択捉島沖 の海溝寄りのプレー ト間地震	Mt8.0程度	20%程度	50%程度	70%程度	39.0年	—	
	沈み込んだプレー ト内のやや浅い地震	8.4前後	10%程度	30%程度	40%程度	88.9年	—	
	沈み込んだプレー ト内のやや深い地震	7.8前後	20%程度	50%程度	70%程度	39.0年	—	
海溝軸の外側で発生 する地震	8.2前後	—	—	—	—	—		
日本海溝沿い	超巨大地震（東北地 方太平洋沖型）	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550～600年 程度	8.8年前	
	青森県東方沖及び岩 手県沖北部	7.9程度	0.002～ 3%	6～30%	60～70%	97.0年	51.6年前	
	宮城県沖	7.9程度	9%	20%程度	40%程度	109.0年	—	
日本海東縁部	北海道北西沖の地震	7.8程度	0.002～ 0.04%	0.006～ 0.1%	0.01～ 0.2%	3900年程度	約2100年前	
	北海道西方沖の地震	7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400～3900 年程度	79.4年前	
	北海道南西沖の地震	7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年 程度	26.5年前	
	青森県西方沖の地震	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年 程度	36.6年前	

(注)令和2年(2020年)1月1日現在

2 想定地震津波

北海道は、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」や「平成15年(2003年)十勝沖地震」をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

北海道が示す想定のうち、本町に影響を与える可能性のある地震津波は以下のとおりである。

(1) **北海道日本海沿岸の地震**

ア 北海道北西沖（沿岸側）の地震

稚内市～初山別村および積丹町、利尻町の海岸で津波水位が 5m を超える場合もある。礼文島、利尻島、天売島、焼尻島は波源域に位置することから、地震発生直後津波が到達する。羽幌町以北でも地震発生後 20 分以内に初期水位から 1m 以上の水位上昇が生じる。

人的被害は、避難意識が低い場合で、構造物の効果がある場合には 80～290 人、構造物の効果がない場合には 110～340 人の死者が発生し、特に稚内市、羽幌町で被害が大きい。建物被害は、全体で 700 棟弱～800 棟強の全壊が生じ、特に稚内市では 400 棟弱～450 棟強の全壊被害が発生する。

イ 北海道南西沖地震

奥尻島の南西海岸及びせたな町で 10m を超える津波が到達するほか、津波水位が八雲町～寿都町の海岸で 5m を超え、上ノ国町～積丹町で 3m 以上になる。1m 以上の水位上昇が生じる時間は、奥尻島及びせたな町で 10 分以内、松前町～神恵内村で 20 分以内となる。

人的被害は、構造物の効果がある場合でも、住民の避難意識が低い場合には、170～360 人の死者が発生する。特に、せたな町では約 90 人の死者が発生する場合もある。構造物の効果がない場合には、320～470 人の死者が発生すると予測される。建物被害は、構造物の効果がある場合には全体で 900 棟強、構造物の効果がない場合には全体で 1,700 棟強の全壊が生じ、特に島牧村、せたな町及び奥尻町での被害大きい。

ウ 青森県西方沖の地震

上ノ国町で津波水位が 5m を超えるほか、せたな町～松前町の海岸で津波水位が 3m を超える場所がある。1m 以上の水位上昇が生じる時間は波源に近い檜山振興局、渡島総合振興局の海岸で早く、奥尻島及び松前町で 10 分以内、せたな町以南で 20 分以内となる。

人的被害は、避難意識が低い場合、20～100 人の死者が発生し、特に乙部町、江差町、松前町で被害が大きい。建物被害は、全体で 90～140 棟の全壊が生じると予測され、特に奥尻町、松前町での被害が大きい。

【資料編 6-2-1 北海道の活断層】

第3節 災害予防計画

全部署

地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町及び防災関係機関は、第4章「災害予防計画」の定めるところにより、災害予防対策を積極的に推進するとともに、町民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

本節では、第4章に定めることのほか、特に地震津波災害対策において必要と思われる対策を示す。

1 町民の心構え

道内で過去に発生した地震・津波災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災等の経験を踏まえ、町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、町民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

(1) 家庭における措置

ア 平常時の心得

- ① 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- ② がけ崩れ、津波に注意する。
- ③ 建物の補強、家具の固定をする。
- ④ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- ⑤ 飲料水や消火器の用意をする。
- ⑥ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- ⑦ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ⑧ 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- ⑨ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

イ 地震発生時の心得

- ① まずわが身の安全を図る。
- ② 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ③ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- ④ 火が出たらまず消火する。

- ⑤ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- ⑥ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- ⑦ 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- ⑧ 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- ⑨ みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- ⑩ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- ⑪ 秩序を守り、衛生に注意する。

(2) 職場における措置

ア 平常時の心得

- ① 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- ② 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ③ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- ④ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- ⑤ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

イ 地震発生時の心得

- ① まずわが身の安全を図る。
- ② 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ③ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
- ④ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- ⑤ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- ⑥ 正確な情報を入手すること。
- ⑦ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- ⑧ エレベーターの使用は避けること。
- ⑨ マイカーによる出勤、帰宅等は道路状況等に十分注意すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

(3) 集客施設でとるべき措置

ア 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。

イ あわてて出口・階段などに殺到しないこと。

ウ 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

(4) 街など屋外でとるべき措置

ア ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。

イ ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。

ウ 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

(5) 運転者のとるべき措置

ア 走行中のとき

- ① 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- ② 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- ③ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ④ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

(第5章第5節「避難対策計画」を参照)

(6) 津波に対する心得

ア 一般住民

- ① 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- ② 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- ③ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- ④ 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- ⑤ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性がある。
- ⑥ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
- ⑦ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。

- ⑧ 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- ⑨ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- ⑩ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ⑪ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

イ 船舶関係者

- ① 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。
 - a 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合
荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。
 - b 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- ② 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
- ③ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

2 地震・津波に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

(1) 地震に強いまちづくり

- ア 町及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川など骨格的な基盤施設の整備、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- イ 町は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

ウ 町及び防災関係機関並びに施設管理者は、ショッピングセンター等不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発生時の応急体制の整備を強化する。

(2) 建築物の安全化

ア 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。

イ 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

ウ 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

エ 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、できるだけ早い時期に完了させ、施設の耐震性の向上を図る。

オ 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

カ 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

キ 町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止対策など総合的な地震安全対策を推進する。

ク 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

(3) 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

(4) 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

(5) ライフライン施設等の機能の確保

ア 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

イ 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

ウ 町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

エ 町及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

(6) 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる公園等の整備に努める。

(7) 液状化対策等

ア 町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

イ 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

ウ 町は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

(8) 危険物施設等の安全確保

町及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

(9) 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

(10) 予防対策の推進

町は、地震による災害発生の未然防止や被害の軽減を図る予防対策として、第4章「災害予防計画」の定めるところにより、各種予防対策の計画的な推進を図るものとする。

ア 積雪時における地震の発生の場合、積雪による避難場所、避難道路等の確保に支障が生じることが懸念されるため、第4章第14節「雪害予防計画」の定めるところにより、雪害対策等の推進に努める。

イ 地震に起因して発生する多発火災、大規模火災、危険物火災等を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底等の火災予防対策等については、「上ノ国町消防計画」の定めるところにより、予防対策等の推進に努める。

ウ 地震災害応急対策を円滑に実施するため、第4章第3節「防災訓練計画」の定めるところにより、単独又は関係機関と緊密な連絡をとり各種の防災訓練を実施し、地震防災についての知識及び技能の向上並びに防災意識の普及と向上に努める。

エ 地震防災諸活動を円滑に行い、かつ地震防災の成果をあげることを目的として、第4章第1節「防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」の定めるところにより、防災関係者及び町民に対して災害予防及び応急対策等の防災知識の普及・啓発に努める。

オ 地震発生時における要配慮者の安全の確保については、第4章第8節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」の定めるところにより、予防対策等の推進に努める。

カ 町民は、本節1「町民の心構え」の定めるところにより、「自らの身の安全は自らが守る。」「備えあれば憂いなし。」が基本であるとの自覚をもち、平常時より地震災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することに努めるものとする。

また、地震災害発生時には、家庭又は職場において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害を最小限に止めるための必要な措置をとるものとする。

キ 地震災害発生の防止や災害発生時の被害の軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る。」という精神のもとに町民や事業所等が自主防災組織を結成、活動することが極めて重要であり、第4章第5節「相互応援体制整備計画」の定めるところにより、その普及啓発及び指導育成の推進に努める。

(11) 津波に強いまちづくり

津波対策の対象地域は、原則として海岸区域の全域とし、その災害予防対策に関しては次のとおりとする。

ア 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

イ 町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所及び避難路、避難階段等の整備など、避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

ウ 町は、地域防災計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。

また、職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

エ 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

3 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

地震・津波における防災知識普及計画については、第4章第1節「防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」の定めによるほか、次による。

(1) 防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震・津波に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

ア 職員に対する防災教育

町は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

イ 一般住民に対する防災教育

① 啓発内容

- a 地震・津波に対する心得
- b 地震・津波に関する一般知識

- c 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- d 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- e 災害情報の正確な入手方法
- f 出火の防止及び初期消火の心得
- g 自動車運転時の心得
- h 救急・救護に関する事項
- i 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- j 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- k 高齢者、障がい者など要配慮者への配慮
- l 各防災関係機関が行う地震災害対策

② 普及方法

- a テレビ、ラジオ、新聞の利用
- b インターネット、SNSの利用
- c 広報誌（紙）、広報車の利用
- d 映画、スライド、ビデオ等による普及
- e パンフレットの配布
- f 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

ウ 緊急地震速報についての普及・啓発

町及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

(2) 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- ア 学校においては、児童生徒等に対して、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- イ 児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。
- ウ 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- エ 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

(3) 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

4 防災訓練計画

地震・津波における防災訓練計画については、第4章第3節「防災訓練計画」に定めるところにより行うほか、次によるものとする。

災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(1) 町及び防災関係機関の行う訓練

- ア 情報通信訓練
- イ 広報訓練
- ウ 指揮統制訓練
- エ 火災防ぎょ訓練
- オ 緊急輸送訓練
- カ 避難訓練
- キ 救出救護訓練
- ク 炊き出し、給水訓練
- ケ 災害偵察訓練 等

(2) 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

(3) 民間団体等との連携

町及び防災関係機関は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

また、津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校（児童生徒等）を含めて訓練を実施するよう努めるものとする。

(4) 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

5 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。

(1) 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

ア 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸として地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防ぎよ」の発想により、国、道及び市町村の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講ずるものとする。

イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

(2) 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防ぎよすることは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、町は、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、指定緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

ア 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

① 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

- a 札幌管区气象台等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、町への大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における、これら津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。

また、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

- b 道は、防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）により、津波災害情報の伝達体制を整備する。

② 伝達手段の確保

町は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

③ 伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合等）、

事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

④ 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

⑤ 町

町は、地域住民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練の実施に努めるものとする。

⑥ 学校等教育関係機関

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

イ 津波警戒の周知徹底

町及び防災関係機関は、広報誌（紙）等を活用して津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

① 一般住民に対し、周知を図る事項

a 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりと揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。

b 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等の防災対応をとる。

c 津波の第一波は、引き波だけでなく、押し波から始まることもある。

- d 津波は、第二波、第三波などの後続波のほうが大きくなる可能性や数時間から場合によっては、一日以上にわたり継続する可能性がある。
- e 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性がある。
- f 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表され、これら津波警報等の精度には、一定の限界がある。
- g 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- h 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは、強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- i 正しい情報をラジオ、テレビ、インターネット、広報車などで入手する。
- j 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- k 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

② 船舶関係者に対し、周知を図る事項

- a 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。
 - ・ 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合
荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。
 - ・ 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- b 正しい情報をラジオ、テレビ、インターネット、無線などを通じて入手する。
- c 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

③ 漁業地域において、周知を図る事項

- a 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
- b 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

- c 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

6 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

(1) 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、火災予防条例に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

(2) 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

ア 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

イ 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。

ウ 旅館、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

(3) 予防査察の強化指導

町は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

ア 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。

イ 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

(4) 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

(5) 消防計画の整備強化

町の消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- ア 消防力等の整備
- イ 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- ウ 消防職員及び消防団員の教育訓練
- エ 査察その他の予防指導
- オ その他火災を予防するための措置

7 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防ぎよするための計画は、次のとおりである。

(1) 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

更に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づき、勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

(2) ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

(3) 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

(4) 被災建築物の安全対策

ア 町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

イ 町は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

8 液状化災害予防計画

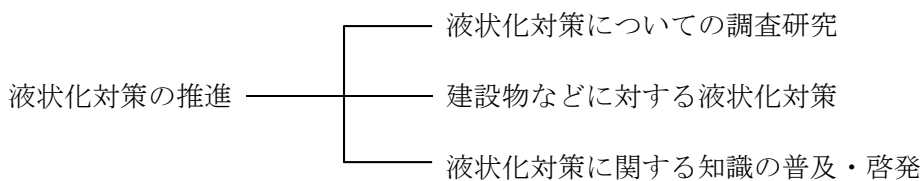
地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

(1) 液状化対策の推進

ア 政策の体系

町並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

(政策の体系)



イ 液状化対策の調査・研究

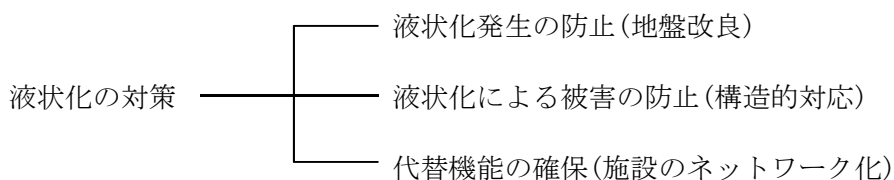
町並びに防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

ウ 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して

- ① 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- ② 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- ③ 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策が考えられる。

(手法の体系)



エ 液状化対策の普及・啓発

町並びに防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

【資料編 6-3-1 地震ハザードマップ】

【資料編 6-3-2 上ノ国町津波避難計画】

【資料編 6-3-3 津波ハザードマップ】

第4節 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、第5章「災害応急対策計画」のそれぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

本節では、第5章に定めることのほか、特に地震・津波災害対策において必要と思われる対策を示す。

1 応急活動体制

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

町災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

また、国の非常災害現地対策本部等が設置されたときは、同本部等と連携を図る。

(1) 災害対策組織

町長は、地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて、基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、町は、地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速・的確に災害応急対策を実施する。

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長は、災害の状況に応じて災害対策組織を設置し、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(2) 本部設置基準

町長は、地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の基準の一に該当し必要と認めるときは、災害対策本部を設置し災害応急対策を実施する。

災害対策本部設置基準

- 1 町内域に震度5弱以上の地震が発生したとき
- 2 北海道日本海沿岸南部に津波警報又は大津波警報（特別警報）が発表されたとき
- 3 町内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき

(3) 本部の廃止

町長は、災害の発生のおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

全部署

(4) 動員配備

ア 配備計画

町は、災害の種類・規模に応じて適切な職員配置を行うため、連絡体制、配備する人員などをあらかじめ配備計画として定めるものとする。

イ 配備基準等

配備基準及び配備体制は、次のとおりとする。

配備基準	配備時期	配備体制	担当対策班
第1非常配備	1 町域内に震度4の地震が発生したとき 2 北海道日本海沿岸南部に「津波注意報」が発表されたとき	地震・津波の情報収集を行うとともに、災害発生が予想される場合の職員参集連絡を速やかに行える体制	総務対策部 産業対策部 建設対策部 (各対策部1~2名)
第2非常配備 (災害対策部設置)	1 町域内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 2 北海道日本海沿岸南部に「津波警報」が発表されたとき 3 町内に地震・津波による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき 4 本部長が指示したとき	関係各班所管の人員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの応急活動ができる体制	総務対策部 住民対策部 産業対策部 建設対策部 教育対策部 (主査以上) 但し、総務対策部の総務班は全員 ※その他必要に応じ増員する。
第3非常配備 (災害対策部設置)	1 町域内に震度6弱以上の地震が発生したとき 2 北海道日本海沿岸南部に「大津波警報(特別警報)」が発表されたとき 3 町内に地震・津波による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき 4 本部長が指示したとき	本部全員をもってあたるもので、総力を挙げて応急活動に対処する体制	全対策部 (全職員)

備考：災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変な配備体制を整えるものとする。

ウ 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、配備計画に基づき自身の安全の確保に十分に配慮しつつ、直ちに所属、又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

エ 休日・夜間の連絡体制の確保

地震・津波災害時には、初動時の対応が最も重要であることから、町及び防災関係機関は、休日、夜間においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

また、通信の途絶等により職員との連絡が取れない場合を想定した自主参集などについても、連絡体制の中に定めておくものとする。

2 地震、津波情報の伝達計画

地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

(1) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

イ 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いて広く住民等へ緊急地震速報の提供に努めるものとする。

消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。

町、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(2) 津波警報等の種類及び内容

ア 津波警報等の種類

① 大津波警報（特別警報）及び津波警報：該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれ著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

② 津波注意報：該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

③ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を

目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模マグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

① 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

② 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 地震・津波に関する情報の種類と内容

ア 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表
その他の情報	・顕著な地震の概要、震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)や、その規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。

イ 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、(2)のイの(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照] (※1)
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※2)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※3)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を發表中	1mを超える	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を發表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が發表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を發表中	3mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を發表中	1mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・ 津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・ 津波の高さは、沖合での観測地に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

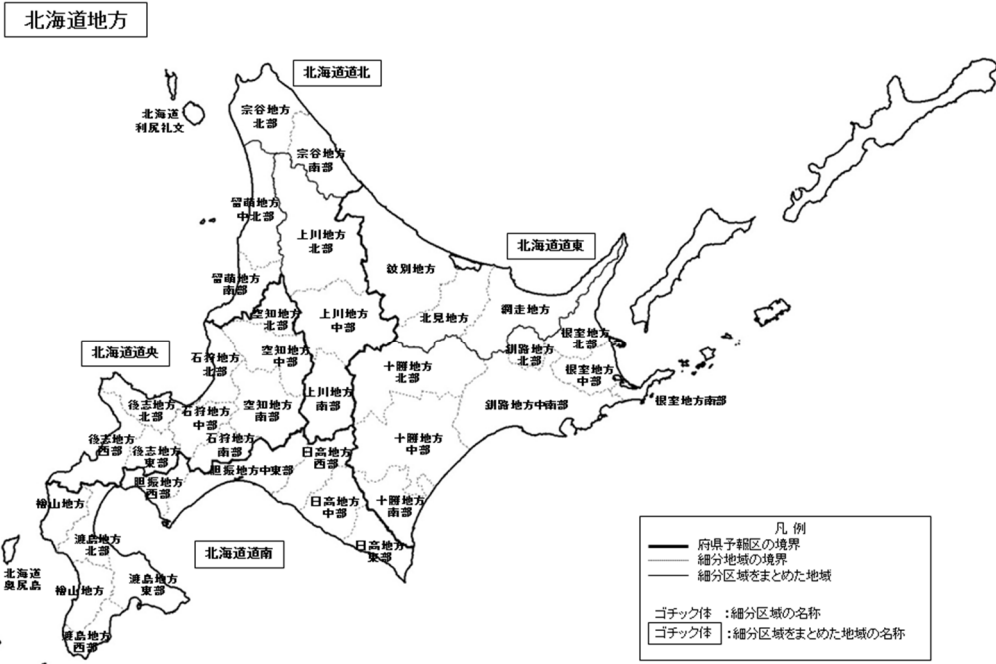
【資料編 6-4-1 気象庁震度階級関連解説表】

【資料編 6-4-2 地震及び津波に関する情報】

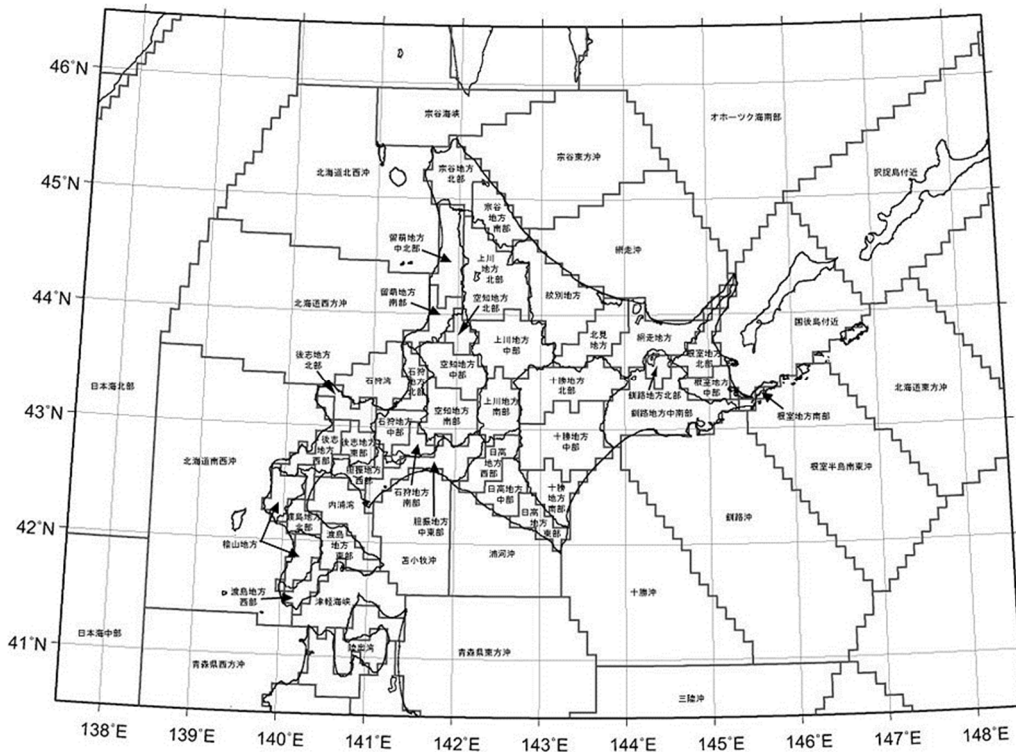
【資料編 6-4-3 地震及び津波に関する情報発表のタイミング】

(4) 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

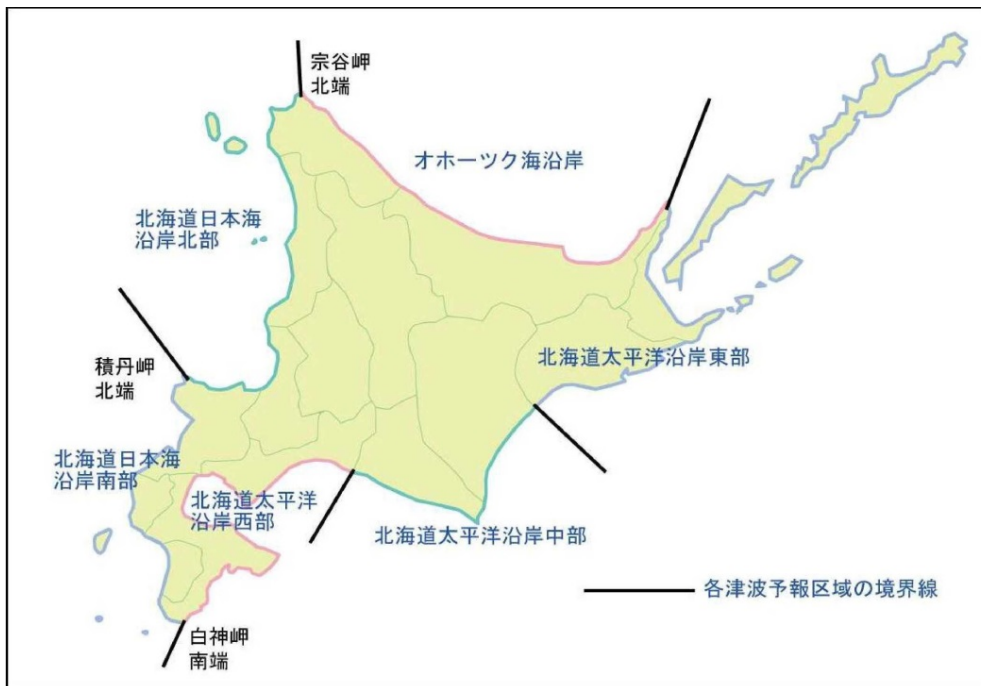
ア 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



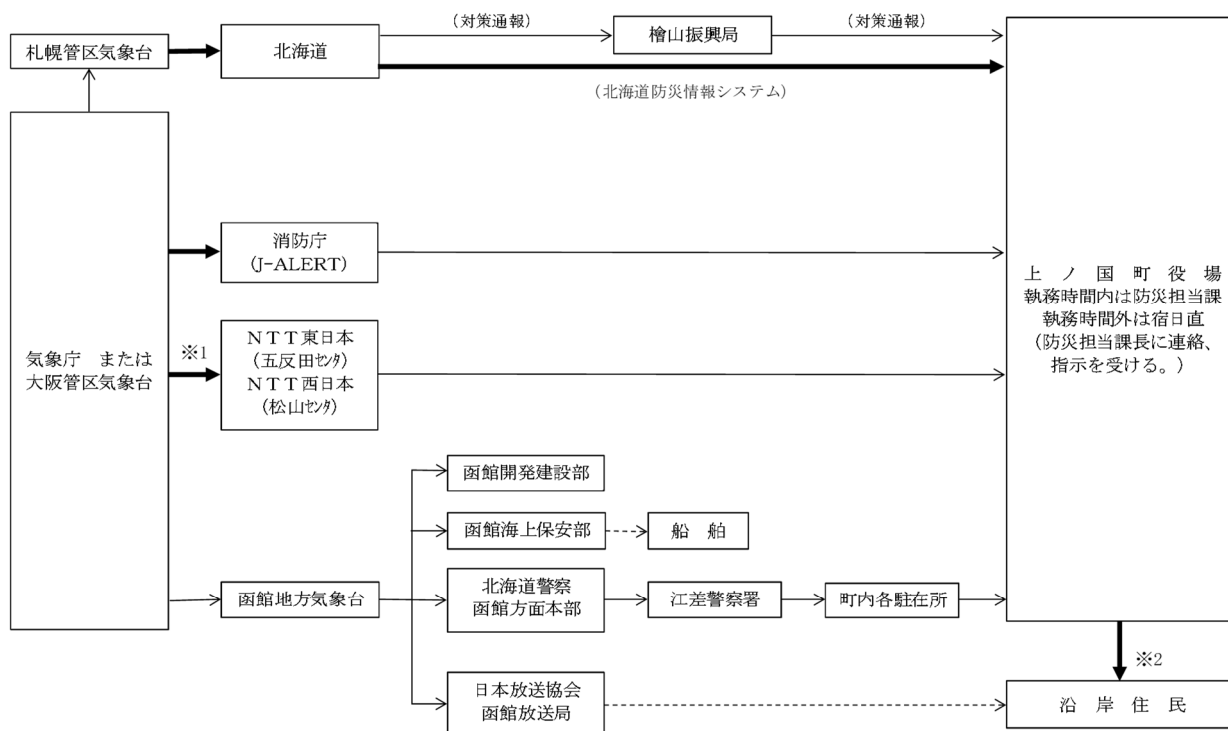
イ 震央地名



ウ 津波予報区



(5) 津波警報等の伝達



※1 大津波警報・津波警報と津波警報解除のみ通報

※2 特別警報は一般住民に対し、防災行政無線等による伝達等の周知の措置をとる。

-----> : 放送・無線

—————> : 特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

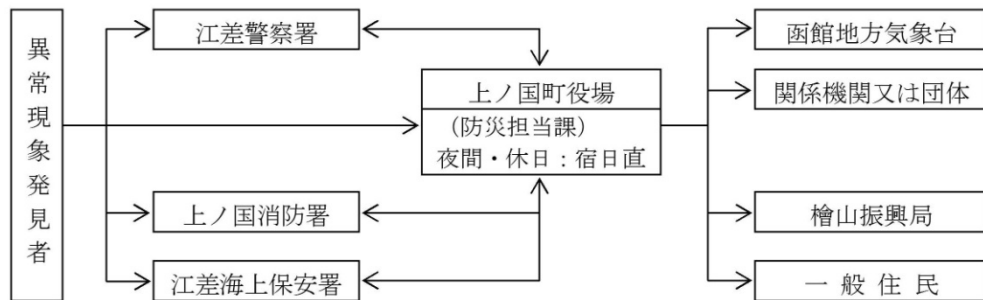
(6) 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長・消防署又は警察官若しくは海上保安官に通報する。また、通報を受けた町長は速やかに道及び気象官署等関係機関に通報する。

ア 異常気象

- ① 地震に関する事項 頻発地震、異常音響及び地変
- ② 水象に関する事項 異常潮位又は異常波浪

イ 通報系統図



(7) 情報等の収集及び伝達

第3章第4節「気象業務に関する計画」の定めるところにより、防災関係機関の通信機能を総動員し、情報の収集及び伝達を行う。

ア 海面監視

津波襲来に備えた監視体制については、上ノ国消防署及び上ノ国町消防団等の協力を得て的確な情報収集を行う。その場合、監視にあたる者の安全確保に十分配慮し、原則として津波浸水予想地域の外の高台から監視を実施する。

イ 町の報告

- ① 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。(但し、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国(消防庁経由)に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。)なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。
- ② 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国(消防庁経由)に報告する。
- ③ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道及び国(消防庁経由)への報告に努める。

火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時間帯		平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	*-90-49013	*-90-49102
	FAX	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線(注3)		5017	5010

「*」各団体の交換機の特番です。

(注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワークです。

(注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワークです。

(注3) 省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワークです。

【消防庁災害対策本部設置時の連絡先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT 回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	*-90-49175
	FAX	*-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49175
	FAX	*-048-500-90-49036
中央防災無線		5010

3 通信連絡対策

(1) 通信連絡の方法

災害時の通信連絡は、第5章第3節「災害通信計画」の定めるところによる。

(2) 無線局の確保

無線固定局、基地局を災害から極力守り、無線の安全を確保する。停電の場合は、発電機等により電力を供給し通信を確保する。

(3) 移動無線局、携帯無線局

防災関係機関等のもつ移動無線局、携帯無線局を活用し、有効適切な通信連絡体制を確保する。

(4) 被害状況等の調査・報告

通信途絶時には、災害現地の実態を把握するため、本部は災害の実情に応じて各対策部の班員を派遣して、第5章第2節「災害情報収集・伝達計画」により、被害状況等を調査・報告させる。

(5) 機動力による連絡体制の確立

交通及び電話等の通信不能地域の災害状況を把握するため、ヘリコプター、船舶、車両、オートバイ、自転車等の機動力を動員する連絡体制を確保する。

(6) 放送局、新聞社、無線関係者との協力体制の確立

放送局、新聞社との情報連絡体制を緊密にするとともに、北海道地方非常通信協議会の組織やアマチュア無線局等の協力を得て、通信の万全を図る。

(7) 放送の優先利用

道知事及び町長は、緊急を要する場合で特別の必要があるときは、関係放送局に災害に関する通知、要請、伝達又は警告等の放送を依頼することができる。放送を依頼された放送局は、最も有効かつ適切な方法で関係地域全般に周知徹底するよう努めるものとする。

4 災害広報・情報提供計画

地震・津波における災害広報・情報提供計画については、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」に定めるところにより行うほか、次のとおりとする。

(1) 広報の内容

- ア 津波に関する情報（特別警報、警報、注意報、危険区域等）
- イ 避難について（避難勧告・指示の状況、避難所の位置、経路等）
- ウ 交通・通信状況（交通機関運行状況・不通箇所・開通見込み日時・通信途絶地区）
- エ 火災状況（発生箇所、避難等）
- オ 電気、上下水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- カ 医療救護所の開設状況
- キ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- ク 衣料・生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- ケ 道路・橋梁、河川等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- コ 住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

なお、大地震の後は、混乱が生じ、人心が不安定な状況にあるので、情報を広報するときは、住民の不安を助長することのないよう十分留意する。

5 避難対策計画

地震の発生に伴う災害により住民に危険が切迫していると認めるときは、危険地帯の住民に対し、第5章第5節「避難対策計画」に定めるところにより、速やかに避難等の対応に当たるものとする。

地震災害において特別に留意すべき点は以下のとおりである。

(1) 避難場所の選定基準

ア 緊急避難

地震発生により、家屋の倒壊、火災延焼等の危険から緊急に避難する一時避難場所は、次の基準により選定するものとする。

- ① 公園、広場等相当な広さを有し、周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等が存在すること。
- ② 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物、崖等がないこと。
- ③ 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ延焼の媒体となる建造物あるいは、多量の可燃性物品のないこと。
- ④ 地割れ、崩落等のない耐震的土質の土地及び耐震耐火性の建物で、津波でも安全であること。
- ⑤ 延焼の危険のあるとき、又は収容人員の安全度を超えたときは、さらに他の場所へ避難移動ができること。

イ 収容避難

第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、避難収容場所・施設へ安全を確認のうえ収容する。

6 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、市町村における消火活動に関する計画は、次のとおりである。

(1) 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防ぎよし、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- ア 住宅密集地域の火災危険区域
- イ 崖崩れ、崩壊危険箇所
- ウ 津波等による浸水危険区域
- エ 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

(3) 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- ア 消防相互応援
- イ 広域航空消防応援
- ウ 緊急消防援助隊による応援

7 津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

(1) 津波警戒体制の確立

町など次の機関は、気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢をとる。

ア 町

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

イ 北海道

津波情報の収集、町との連絡調整等を行う。

さらに、漁港、海岸等の警戒にあたりるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

ウ 北海道警察

気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合は、速やかに警察署を通じて関係自治体にこれら警報等の内容を伝達するとともに、警戒警備等必要な措置を実施する。

エ 第一管区海上保安本部

緊急通信等により、船舶に対し、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船

舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒体制をとるよう周知する。

(2) 住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合もしくは海面監視により異常現象を発見した場合、町長及び関係機関は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

ア 津波来襲が切迫している場合、最寄りの高台などに緊急避難するよう伝達する。

イ 避難指示（緊急）により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難指示（緊急）	避難指示（緊急）の発令対象とする全ての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則とする。

※ 津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発令する。

※ 震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や町からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

ウ 避難指示（緊急）の発令判断基準

基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域
1 大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
2 津波警報が発表された場合	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域（当該区域の定めがない場合は、最大クラスの津波により浸水が想定される区域）
3 津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域

※ 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることを考慮する。

※ 遠地地震の場合の避難勧告等については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討する。

エ 避難勧告等の伝達方法

担当部署	伝達手段	伝達先	
総務課	北海道防災情報システムへの入力 (Lアラート(災害情報共有システム)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	町内に滞在する携帯電話保持者
	防災行政無線(同報系)		住民等
	広報車		住民等(巡回ルート)
	電話		檜山振興局 函館開発建設部 函館地方气象台 江差警察署等
上ノ国消防署	消防車	住民等(巡回ルート)	
	警鐘、サイレン	住民等	
	防災行政無線(同報系)又は電話	消防団	
保健福祉課	電話	要配慮施設、避難支援関係者	
住民課	電話	町内会、自主防災組織	
教育委員会	電話	学校等	

オ 避難誘導

- ① 避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立ち退きについて適宜指導する。その際、自力避難が困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

- ② 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。
- ③ 町の職員、消防職、消防団員、警察官など避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとし、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証

し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

8 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

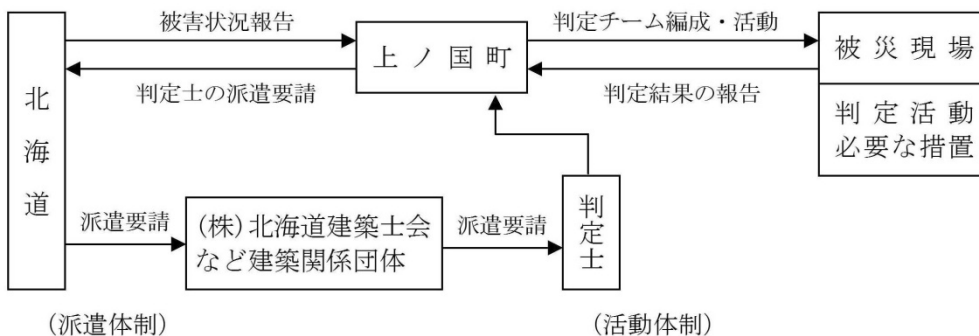
(1) 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

ア 活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



【資料編 6-4-4 北海道震災建築物応急危険度判定要綱】
 【資料編 6-4-5 上ノ国町応急危険度判定実施本部業務マニュアル】

イ 基本的事項

① 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

② 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

③ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等

の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定内容は、次のとおりである。

- ・危険「赤」：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。
- ・要注意「黄」：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。
- ・調査済「緑」：建築物の損傷が少ない場合である。

④ 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

⑤ 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

(2) 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防止するため、北海道は、町と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

9 その他必要な対策

その他必要な対策については、第5章「災害応急対策計画」の各節に定めるところにより実施し、震災時の応急対策に万全を期する。

第5節 災害復旧・被災者援護計画

地震・津波等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

地震・津波災害における災害復旧・被災者援護計画は、第9章「災害復旧・被災者援護計画」に定めるところにより行う。

全部署

第7章 火山災害対策計画

第1節 基本方針

この計画は、渡島大島が噴火し、降灰（礫）、溶岩流、火山ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれのある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、道、火山周辺市町村（以下「周辺市町村」という。）及び防災関係機関が実施する予防及び応急対策は、次に定めるところによる。

総務班

第2節 渡島大島の概況

1 現状

直径約4kmの無人島で、東山・西山・中央火口丘からなる成層火山である。1741～1742、1759年に噴火し、1786年および1790年に噴煙がみられたが、その後噴火活動は認められない。1741年の噴火では、現在の外輪山である清部岳～西山外輪山を崩壊壁として山頂部が北方向へ崩壊した。岩屑なだれが海に流れ込み、日本海で津波が発生したため、北海道をはじめとする日本海沿岸各地に死者1,475人以上、流出家屋791棟、船舶破損1,521隻にのぼる大きな被害をもたらした。

常時観測火山ではない。

2 過去の火山活動

渡島大島の噴火記録

邦 暦	西 暦	主 な 活 動
寛保元年 七月	1741年 8月	大噴火、降灰（江差・福山） 津波（日本海沿岸） 死者 1,475名以上
寛保元年～二年	1742年 1、2、5月	噴火、降灰（松前・津軽）
宝暦九年	1759年 8月	噴火、降灰（青森）
天明六年	1786年	噴煙望見
寛政二年 四月	1790年 6月	噴煙望見

3 この計画にかかる地域

この計画にかかる地域は、渡島大島周辺で上ノ国町が管轄する区域とする。

4 組織

町長は、緊急時の防災活動を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置し、隣接町、北海道、指定地方行政機関及び公共団体の協力を得て、応急活動を実施するものとする。

5 隣接町との連携

この計画の実施については、隣接町との密接な連携をとるとともに、特に火山の爆発又はそのおそれがあるときは、相互に連絡協力するものとする。

火山名	総合振興局又は振興局	市 町 村
渡島大島	渡 島	松前町、福島町、八雲町
	檜 山	上ノ国町、江差町、乙部町、せたな町、奥尻町

第3節 災害予防対策

道、周辺市町村及び防災関係機関は、火山災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

総務班

1 火山観測体制

(1) 火山観測体制

札幌管区気象台は、渡島大島における火山現象等の観測結果及び発見者から通報された異常現象を検討し、必要に応じ火山に関する情報を発表する。

(2) 通信体制の整備

災害に関する通信は、第5章第3節「災害通信計画」に定めるところにより、迅速かつ確実に行うものとする。

2 避難体制の整備

町は、避難場所及び避難路を予め指定し、日頃から住民等への周知に努めるとともに、発災時の避難誘導に関する計画を整備するものとする。

3 防災知識の普及啓発

町は、平常時から広報誌、学校教育等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及啓発に努め、併せて防災関係機関、住民と相互に連携し、実践的な防災訓練を実施するものとする。

第4節 災害応急対策計画

全部署

上ノ国消防署

1 防災組織

(1) 町

町長は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、必要に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

また、関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

2 火山現象に関する警報、予報、情報等

火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法第13条の規定により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。

なお、「火山現象警報」は気象業務法第15条第1項の規定により知事に通知され、知事は同法第15条第2項及び基本法第55条の規定により町長に通知する。

(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

札幌管区气象台が噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(2) 噴火予報

札幌管区气象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(3) 噴火警戒レベル

札幌管区気象台が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」の指標を5段階に区分し、噴火警報・噴火予報に付して発表する。

噴火警戒レベルに応じ「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を火山防災協議会で協議し、道及び各該当市町村の「地域防災計画」に定めた火山において噴火警戒レベルが運用される。

噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警報レベル (キーワード)
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは切迫してい る状態と予想される場合	レベル5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生する可能性が高まっ てきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす(この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ)噴火が発 生、あるいは切迫している状態と 予想される場合	レベル3 (入山規制)
		火口から少し 離れた所まで の火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範 囲に入った場合には生命に危険 が及ぶ)噴火が発生、あるいは発 生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規 制)
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内 で火山灰の噴出等が見られる(こ の範囲に入った場合には生命に 危険が及ぶ)。	レベル1 (活火山である ことに留意)

噴火警戒レベルが運用されていない火山(渡島大島)

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	キーワード
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは発生すると 予想される場合	居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす(この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ)噴火が発 生、あるいは発生すると予想され る場合	入山危険
		火口から少し 離れた所まで の火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範 囲に入った場合には生命に危険 が及ぶ)噴火が発生、あるいは発 生すると予想される場合	火口周辺 危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内 で火山灰の噴出等が見られる(こ の範囲に入った場合には生命に 危険が及ぶ)。	活火山である ことに留意

(4) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけではなく、関係機関からの通報等も活用する。

(5) 火山の状況に関する解説情報（臨時）

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

(6) 火山の状況に関する解説情報

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(7) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

① 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

② 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

※1：降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予想された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

③ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表する。
- ・噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

※2：降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予想された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

(8) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

(9) 火山現象に関する情報等

① 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

② 月間火山概況

前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

③ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(10) 噴火警報等の発表官署

渡島大島に係わる火山現象警報、火山現象予報及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区気象台が行う。

(11) 異常現象発見者の通報義務及び通報先

火山名	通報先官署	電話番号
渡島大島	札幌管区気象台	011-611-2421 (火山監視・情報センター)
	函館地方気象台	0138-46-2212 (観測予報現業)

(12) 噴火警報及び噴火予報等の伝達

ア 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報等の伝達は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

イ 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報等の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

① 通報及び伝達の内容

a 札幌管区気象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるとき、火山現象に関する情報を知事に通報する。

b 北海道

札幌管区気象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

c 町

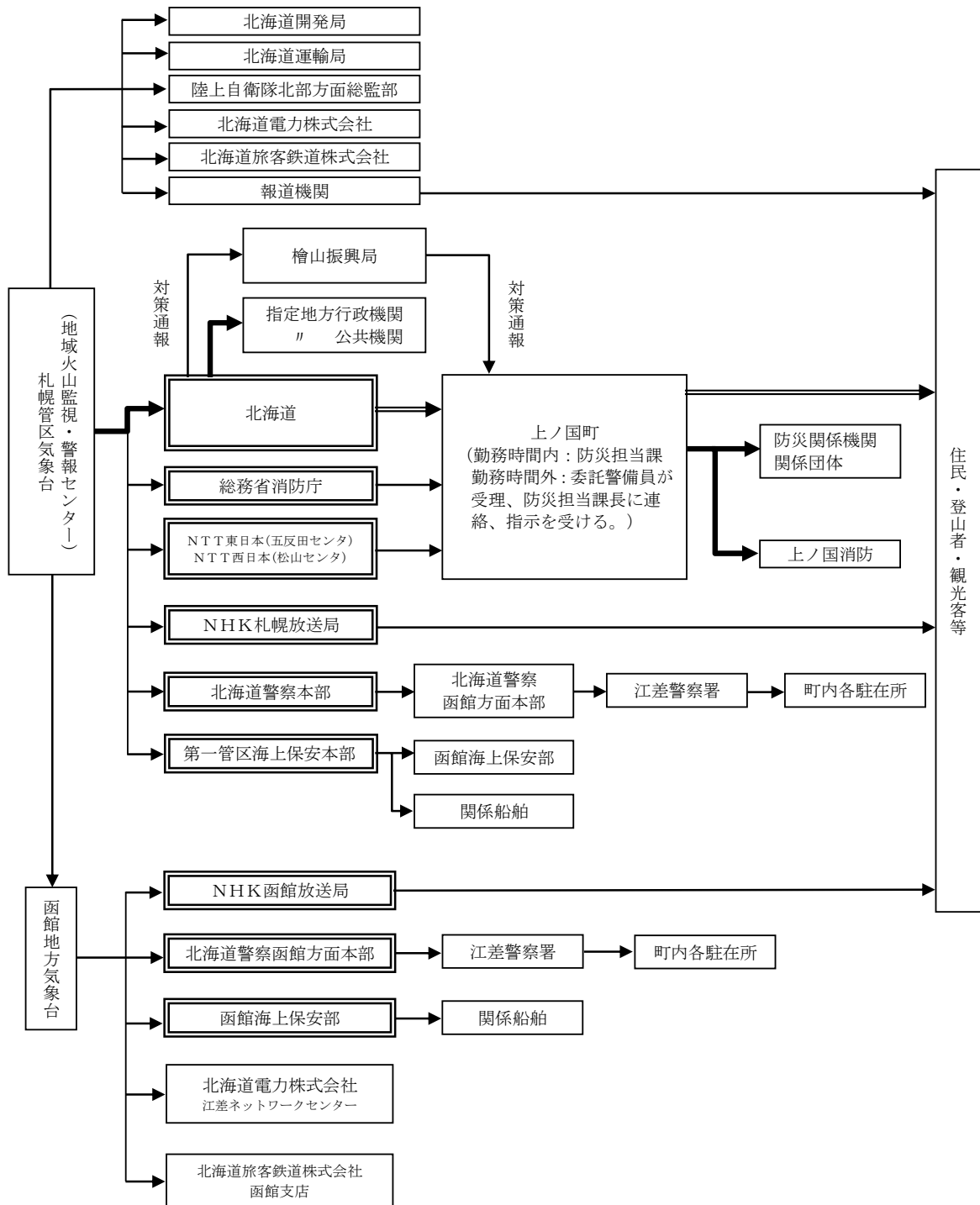
知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

② 通報及び伝達の系統

札幌管区気象台から知事に通報された後の噴火警報・火口周辺警報・噴火予報等の伝達及び対策通報並びに要請は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

噴火警報等伝達系統図



(二重枠)で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。



(太線)は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務づけられている伝達経路。



(二重線)は、
 ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等
 ・特別警報に位置づけられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

3 異常現象発見時の措置

(1) 火山の異常現象の種類

異常現象とは、おおむね次のものをいう。

- ア 地震の群発
- イ 鳴動の発生
- ウ 顕著な地形変化（山くずれ、地割れ、土地の昇沈等）
- エ 噴気、噴煙の顕著な変化（噴気孔及び火口の新生・拡大・移動並びに噴気、噴煙の色、量、臭気、温度、昇華物等の変化等）
- オ 溝水の顕著な変化（温泉の新生、枯渇、量、味、臭気、濁度の変化等）
- カ 顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大・移動及びそれに伴う草木の立枯れ、または小動物の異常行動等
- キ 海岸、湖沼、河川の顕著な変化（量、濁度、臭気、色の変化、軽石、死魚等の浮上及び発泡、温度の上昇）

(2) 発見者の通報義務

火山の異常現象を発見した者は、次の最も近いところにいる者に通報する。

- ア 町役場又は近くにいる町職員
- イ 江差警察署（交番及び駐在所を含む。）又は警察官
- ウ 消防機関又は消防吏員及び団員
- エ 海上保安官

(3) 警察官等の通報

異常現象を発見した場合あるいは地域住民から通報を受けた場合には、警察官及び消防署員等は直ちに町長に通報する。

(4) 各関係機関への通報

通報を受けた場合、町長は速やかに函館地方気象台及び檜山振興局、その他関係機関に通報する。

(5) 異常現象通報の周知について

渡島大島は、無人島であるため、観測の機会は局限されているので、町長は漁業協同組合の協力を得て、渡島大島近海に出漁する漁船に対し、火山活動の異常現象通報義務について広く周知するものとする。

4 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、第5章第2節「災害情報収集・伝達計画」及び第3節「災害通信計画」に定めるところによる。なお、道、市町村及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、無人航空機、衛星通信車、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

5 災害広報

災害応急対策に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによる。

6 応急措置

町及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、第5章第6節「応急措置実施計画」の定めるところにより応急措置を実施するものとする。

7 避難措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

8 警戒区域の設定

町及び各関係機関は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところ及び気象庁（札幌管区気象台）が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に応じた警戒区域の設定等を図り、住民への周知に努めるものとする。

なお、警報の対象範囲、噴火警戒レベルの設定に当たっては予め関係機関等と協議するものとする。

また、火山噴火に起因する土石流災害の急迫している場合において北海道開発局が行う緊急調査（土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査）及び緊急調査の結果通知される土砂災害緊急情報により、関係市町村は警戒避難体制を図るとともに住民への周知に努めるものとする。

9 救助救出及び医療救護活動等

町及び各関係機関は、第5章第10節「救助救出計画」及び第5章第11節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町及び各関係機関は、第5章第26節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

10 道路、船舶及び航空交通の規制等

北海道警察並びに防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制等を実施するものとする。

11 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

12 広域応援

町及び施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国への応援を要請するものとする。

13 食料供給計画その他の応急対策等

食料、衣料、生活必需物資の供給、給水計画その他本計画において定めのない応急対策については、町地域防災計画で定めるそれぞれの計画において実施するものとする。

第5節 災害復旧

火山災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び道は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第9章「災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

全部署

第8章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、地下街等の増加、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

この様な社会構造の変化により、海上災害、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海難対策計画

1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 海難防止推進機関

北海道運輸局函館海運支局、江差海上保安署、北海道、北海道警察函館方面本部江差警察署、上ノ国町、北海道漁船海難防止・水難救済センター上ノ国救難所、ひやま漁業協同組合

3 災害予防

海難防止推進機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

水産商工班
総務班

(1) 実施事項

ア 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ）、ひやま漁業協同組合

- ① 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- ② 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- ③ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。

イ 北海道運輸局函館海運支局、江差海上保安署、北海道、北海道警察函館方面江差警察署、上ノ国町

- ① 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- ② 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- ③ 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- ④ 海難発生時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- ⑤ 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- ⑥ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑦ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。

- a 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
- b 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- ⑧ 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導するものとする。
 - a 船体、機関、救命設備(救命用具、信号用具、消防設備等)及び通信施設の整備
 - b 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
 - c 漁船乗務員の養成と資質の向上
 - d 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
 - e 海難防止に対する意識の高揚
- ⑨ 江差海上保安署及び北海道運輸局函館海運支局は、次の事項に留意し、随時立入検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。
 - a 海技従事有資格者の乗船確認
 - b 無線従事有資格者の乗船確認
 - c 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

4 災害応急対策

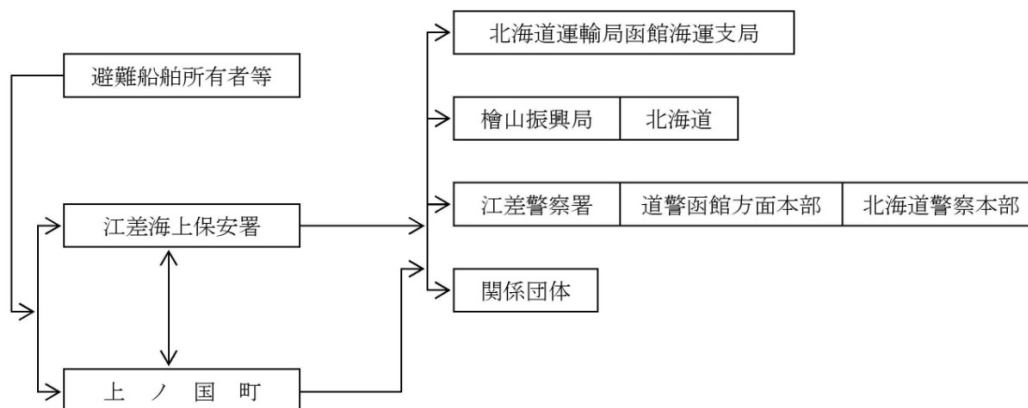
(1) 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は以下のとおりとする。

情報通信連絡系統図



イ 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 広域海難発生時の広報

第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 実施機関

船舶所有者等、ひやま漁業協同組合、北海道運輸局函館海運支局、江差海上保安署、上ノ国町、北海道、北海道警察函館方面江差警察署

イ 実施事項

① 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 海難の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

② 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- a 海難の状況
- b 旅客及び乗組員等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町

町長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 北海道

知事は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

ウ 防災関係機関

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

エ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

(5) 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、第5章第10節「救助救出計画」の定めによるほか次によるものとする。

ア 救助救出実施機関

江差海上保安署、北海道警察函館方面本部江差警察署、上ノ国町、ひやま漁業協同組合、北海道海難防止・水難救済センター上ノ国救難所

イ 実施事項

① 江差海上保安署（海上保安庁法第5条）

- a 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。
- b 船舶交通の障害の除去に関すること。
- c 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。
- d 警察庁及び都道府県警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

② 上ノ国町（基本法第62条、水難救護法第1条）

- a 遭難船舶を認知した町は、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、町計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。
- b 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

③ 北海道警察函館方面江差警察署（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代ってその職務を行うこと。

④ ひやま漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えらるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

⑤ 北海道海難防止・水難救済センター上ノ国救難所（道内に107カ所設置されているボランティア組織）

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

(6) 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、江差海上保安署と檜山広域行政組合消防本部が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

(7) 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、第5章第26節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

(9) 交通規制

海難発生時における交通規制については、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

(10) 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施するものとする。

(11) 広域応援

町、消防機関及び道は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

【資料編 8-1-1 海難対策の関係機関・団体名】

第2節 流出油等対策計画

水産商工班
総務班
上ノ国消防署

1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道開発局函館開発建設部、北海道運輸局函館海運支局、江差海上保安署、北海道、北海道警察函館方面江差警察署、上ノ国町

- ア 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- イ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- ウ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- エ 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から江差海上保安署を事務局とする「檜山南部沿岸排出油等防除協議会」会員相互の連携体制の強化を図るものとする。
- オ 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。
- カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 各行政機関の個別の実施事項

- ア 北海道開発局函館開発建設部
港湾及び漁港における直轄工事の計画、施工に関して防災上留意すべき事項について十分配慮する。

イ 江差海上保安署

- ① 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。
 - a 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料(各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料)
 - b 港湾状況(特に避難港、避難地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜まり等の状況)
 - c 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査(曳船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業)
- ② 北海道沿岸海域排出油等防除計画の普及及び檜山南部沿岸排出油等防除協議会の育成強化
- ③ 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり次の方法により関係者を指導啓発するものとする。
 - a 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等
 - b 船舶に対する訪船指導
- ④ 海事関係法令違反は、海難の発生に直接結び付くものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。
 - a 船舶安全法に基づく安全基準の励行
 - b 船舶職員及び小型船舶操縦者法、船員法等乗組員に関する法令の遵守
 - c 港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守

ウ 北海道

- ① 市町村の流出油等対策計画の樹立及び必要な資材の備蓄について指導する。
- ② 市町村等の港湾及び航路の計画、施行に関して防災上留意すべき事項について十分配慮するよう指導する。
- ③ 市町村及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。

エ 上ノ国町

- ① 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設(防舷材、けい船柱)等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- ② 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
- ③ 船舶所有者等、ひやま漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。

- a 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。
 - b 消火器具の配備。
 - c 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備。
 - d 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底。
- ④ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、予め掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

(3) 船舶所有者等、ひやま漁業協同組合

- ア 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- イ 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- ウ 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努めるものとする。
- エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

3 災害応急対策

海難事故により海上流出等をした油等の拡散防止及び回収除去のための応急措置は、その船舶所有者等（原因者）が行わなければならない。しかし、大量の流出油等で原因者の防除活動のみでは、対応ができないときは、江差海上保安署をはじめとする「檜山南部沿岸排出油等防除協議会」の関係機関等が、本計画に定めるもののほか、「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

(1) 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、本章第1節「海難対策計画」の「情報通信連絡系統図」のとおりとする。

イ 実施事項

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 実施機関

船舶所有者等、ひやま漁業協同組合、危険物関係施設管理者、北海道開発局函館開発建設部、北海道運輸局函館海運支局、江差海上保安署、上ノ国町、北海道、北海道警察函館方面江差警察署

イ 実施事項

① 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- a 油等大量流出事故災害の状況
- b 関係機関の災害応急対策に関する情報
- c 海上輸送復旧の見通し
- d 避難の必要性等、地域に与える影響
- e その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町

町長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 北海道

知事は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

ウ 防災関係機関

関係機関の長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

エ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 油等の流出又は流出する恐れがある場合の防除活動

主な防災関係機関等の実施事項は次のとおりである。

ア 事故の原因者等

速やかに江差海上保安署に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続く流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

イ 江差海上保安署

- ① 巡視船艇、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化状況等を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。
- ② 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。
特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。
- ③ 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、巡視船艇等により応急の防除措置を講じる。
- ④ 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。
- ⑤ 排出油等の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるように調整を行う。
- ⑥ 船艇等による油防除作業、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展開、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- ⑦ 第一管区海上保安本部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜き取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

ウ 北海道開発局函館開発建設部

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要に応じ、関係市町村に必要な防除資機材の応援措置を講ずるものとする。

エ 北海道、町

- ① 北海道はヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともにその情報を関係機関へ提供するものとする。
- ② 油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。
防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

オ 北海道警察函館方面江差警察署

- ① 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握する。
- ② 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施する。

(5) 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施するものとする。

ア 江差海上保安署

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて町(消防機関)に協力を要請するものとする。

イ 町

火災状況等の情報収集に努め、江差海上保安署の消火活動に協力するものとする。

(6) 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

(7) 交通規制

海上災害時における交通規制については、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施するものとする。

(9) 広域応援

町、消防機関及び道は、流出油等事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

(10) 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行うものとする。

(11) 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受け入れ等については、第5章第30節「防災ボランティアとの連携計画」の定めるところによる。

(12) その他、流出油等の防除活動に必要な措置

このほかに、とるべき応急対策は、本章第1節「海難対策計画」の定めるところにより実施する。

第3節 航空災害対策計画

1 基本方針

本町の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所

- ① 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。
- ② 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- ③ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- ④ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- ⑤ 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- ⑥ 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- ⑦ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

イ 航空運送事業者

- ① 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- ② 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- ③ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

3 災害応急対策

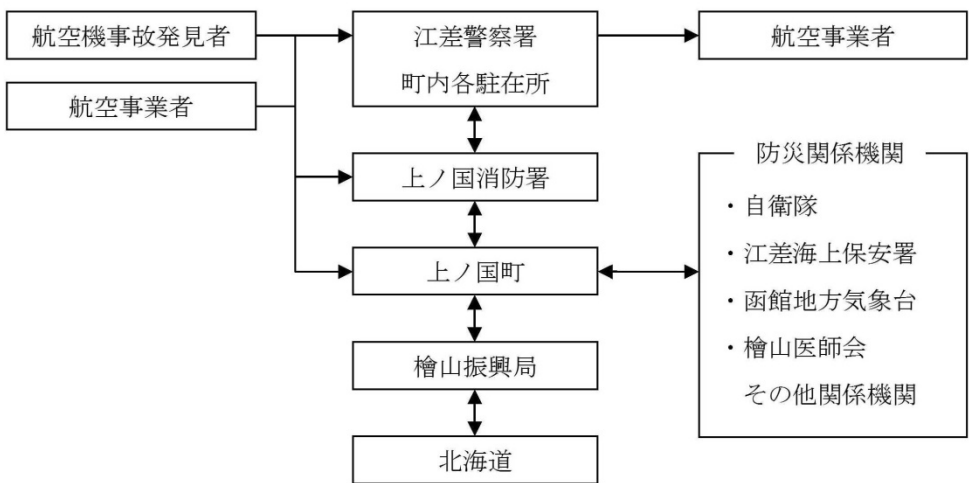
(1) 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、以下のとおりとする。

上ノ国町航空災害情報伝達系統図



イ 実施事項

- ① 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ② 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ③ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、町、北海道、北海道警察函館方面江差警察署、江差海上保安署

イ 実施事項

① 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 航空災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

② 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 航空災害の状況
- b 旅客及び乗務員等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 航空輸送復旧の見通し
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 北海道

知事は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じて応急活動体制を整え災害応急対策を実施する。

ウ 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

エ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行うものとする。

(5) 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第10節「救助救出計画」の定めにより実施する。

(6) 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

- ① 空港及びその周辺の災害時において、速やかに被害状況を把握するとともに、初期救護活動を実施するものとする。
- ② 災害の規模等により必要に応じ、平成2年8月27日付け空管第116号運輸省航空局長通知に基づく「空港医療救護活動に関する協定」等に基づき、地元医師会に医療救護活動を要請するものとする。

イ 地元医師会

「空港医療救護活動に関する協定」による要請に基づき医療救護活動を実施するものとする。

(7) 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

- ① 空港及びその周辺の災害時において、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、初期消火活動を実施するものとする。
- ② 昭和45年5月25日付け空管第124号運輸省航空局長通知に基づく「空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」等に基づき、消防機関と連携協力して化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

イ 消防機関

- ① 消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。
- ② 消防機関の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(8) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、第5章第26節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(9) 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

(10) 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施するものとする。

ア 実施機関

町、北海道

イ 実施事項

第5章第29節「廃棄物等処理計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

なお、災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第12節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

(11) 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、空港事務所長等法令で定める者が、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

(12) 広域応援

町、消防機関及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第4節 道路災害対策計画

施設班
農林班
総務班

1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 道路管理者

- ① トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- ② 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- ③ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- ④ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- ⑤ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。
- ⑥ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備するものとする。
- ⑦ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- ⑧ 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

イ 北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

3 災害応急対策

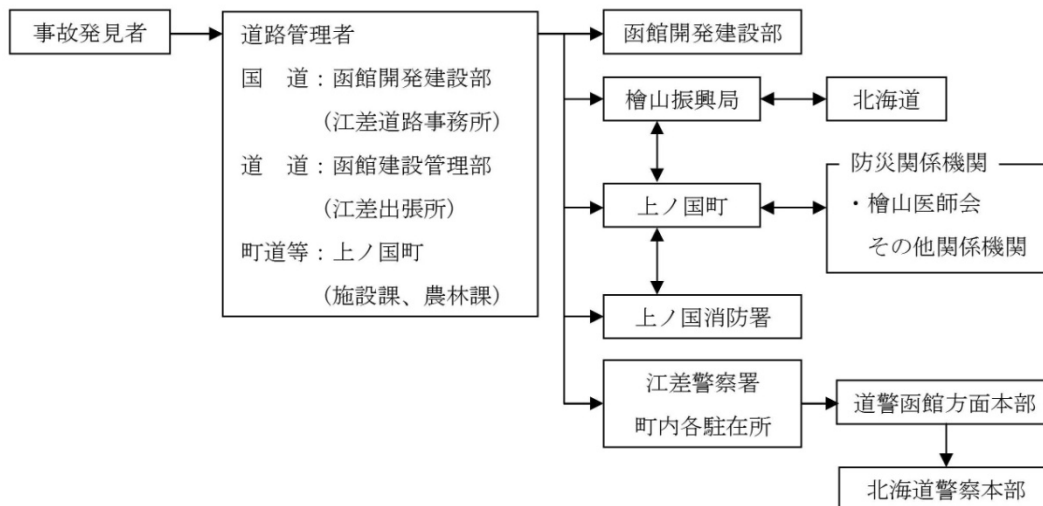
(1) 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、以下のとおりとする。

上ノ国町道路災害情報伝達系統図



イ 実施事項

- ① 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ② 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ③ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

道路管理者、町、北海道、北海道警察

イ 実施事項

① 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- a 道路災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

② 道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 道路災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 施設等の復旧状況
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 北海道

知事は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

ウ 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

エ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第10節「救助救出計画」の定めにより実施する。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

(6) 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

イ 消防機関

- ① 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。
- ② 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、第5章第26節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜査、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

ア 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

イ 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(10) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(11) 広域応援

町、消防機関及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

(12) 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

ア 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

イ 関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。

ウ 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

エ 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第5節 危険物等災害対策計画

1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、危険物施設等の災害対策については、「上ノ国町消防計画」、海上への危険物等の流出等による災害対策については、本章第2節「流出油等対策計画」の定めるところによる。

2 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの

《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの

《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの

《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

【資料編 8-5-1 危険物施設の設置場所】

3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

(1) 危険物等災害予防

ア 事業者

- ① 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。
- ③ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

イ 北海道（檜山振興局）、上ノ国消防署

- ① 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- ② 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ 江差警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

(2) 火薬類災害予防

ア 事業者

- ① 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに道に報告するものとする。

イ 北海道産業保安監督部

- ① 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

- ② 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。
- ③ 事業者の自主保安体制の確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。
- ④ 事業者の予防対策について監督、指導する。

ウ 北海道（檜山振興局）

- ① 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- ② 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。
- ③ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

エ 江差警察署

- ① 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。
- ② 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。
- ③ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

オ 上ノ国消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等について適切な指導を行う。

(3) 高圧ガス災害予防

ア 事業者

- ① 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

- ② 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

イ 北海道産業保安監督部

- ① 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- ② 事業者の予防対策について監督、指導する。

ウ 北海道（檜山振興局）

- ① 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- ② 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。
- ③ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

エ 江差警察署

- ① 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- ② 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

オ 上ノ国消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等について適切な指導を行う。

(4) 毒物・劇物災害予防

ア 事業者

- ① 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業員に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

イ 北海道（檜山振興局）

- ① 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。
- ② 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための

教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

ウ 江差警察署

必要に応じ、毒物及び劇物の保管状態、自主保安体制等の事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

エ 上ノ国消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等について適切な指導を行う。

(5) 放射性物質災害予防

ア 事業者

- ① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

イ 上ノ国消防署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ 北海道警察江差警察署

- ① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- ② 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

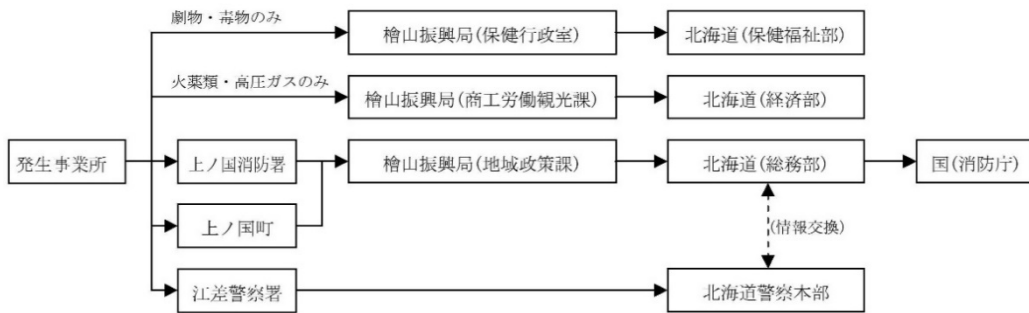
4 災害応急対策

(1) 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、以下のとおりとする。



イ 実施事項

- ① 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ② 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ③ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

イ 実施事項

- ① 被災者の家族等への広報
 - 関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。
 - a 災害の状況
 - b 被災者の安否情報
 - c 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
 - d 医療機関等の情報
 - e 関係機関の実施する応急対策の概要
 - f その他必要な事項

② 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 災害の状況
- b 被害者の安否情報
- c 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- d 医療機関等の情報
- e 医療機関の実施する応急対策の概要
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制**ア 町**

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第5章第1節「動員計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

イ 北海道

知事は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

ウ 防災関係機関

関係機関の長は、危険物災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

エ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

ア 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

イ 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急停止使用命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じる。

(5) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

ア 事業者

上ノ国消防署の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努める。

イ 上ノ国消防署

- ① 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。
- ② 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(6) 避難措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

(7) 救助救出及び医療救護活動等

町及び各関係機関は、第5章第10節「救助救出計画」及び第5章第11節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、第5章第26節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

江差警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

(9) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第7節「自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

(10) 広域応援

町、消防機関及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第6節 大規模な火事災害対策計画

1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

町（上ノ国消防署含む）は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、次に掲げる予防対策を実施する。

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする旅館、診療所、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。

また、高齢者宅の防火訪問を実施する等災害時要援護者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(9) 防災訓練の実施

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、檜山振興局長から火災気象通報を受け、又は気象の状況が下記の火災警報発令条件若しくは自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

振興局	火災警報発令条件
檜山	【3月から10月まで】 実効湿度60%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速10m/s以上のとき 【11月から2月まで】 実効湿度60%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速15m/s以上のとき

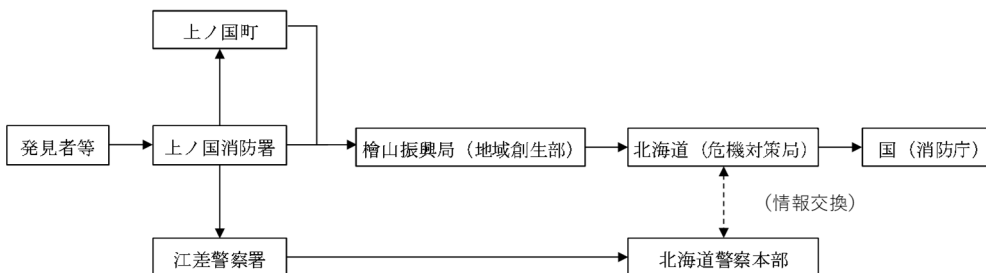
3 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。



イ 実施事項

- ① 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ② 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ③ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等関係機関が被災者の家族等、地域住民に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ① 災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑥ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第5章第1節「動員計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

イ 北海道

知事は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

ウ 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

エ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

ア 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

ウ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(5) 避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

(6) 救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、第5章第10節「救助救出計画」及び第5章第11節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町等各関係機関は、第5章第26節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(7) 交通規制

江差警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

(8) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害や情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(9) 広域応援

町、消防機関及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の崩壊、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第9章「災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第7節 林野火災対策計画

1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 予防対策

(1) 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、国、道、町及び関係機関は次により対策を講ずるものとする。

ア 北海道森林管理局、北海道、町

北海道森林管理局、北海道、町は、次の事項を実施するものとする。

① 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- a タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- b 入林の承認申請や届出等について指導する。
- c 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- d 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

② 火入対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- a 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び上ノ国町火入許可に関する条例（昭和32年上ノ国町条例第6号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- b 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- c 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- d 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

【資料編 8-7-1 上ノ国町火入許可に関する条例】

③ 消火資機材等の整備

- a 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- b ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

イ 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- ① 入林者に対する防火啓発
- ② 巡視
- ③ 無断入林者に対する指導
- ④ 火入れに対する安全対策

ウ 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

- ① 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- ② 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
- ③ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

エ 森林愛護組合の協力

森林愛護組合は部内における山火事予消防思想の普及啓発、火入れの場合の具体的指導について、その体制をとること。

オ 自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

- ① 演習地出入者に対する防火啓発
- ② 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- ③ 危険区域の標示
- ④ 防火線の設定
- ⑤ 巡視員の配置

カ バス等運送業者

バス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

- ① 路線の巡視
- ② ポスター掲示等による広報活動
- ③ 林野火災の巡視における用地の通行
- ④ 緊急時における専用電話の利用

(2) 上ノ国町林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、上ノ国町林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

(3) 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

ア 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報により気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。

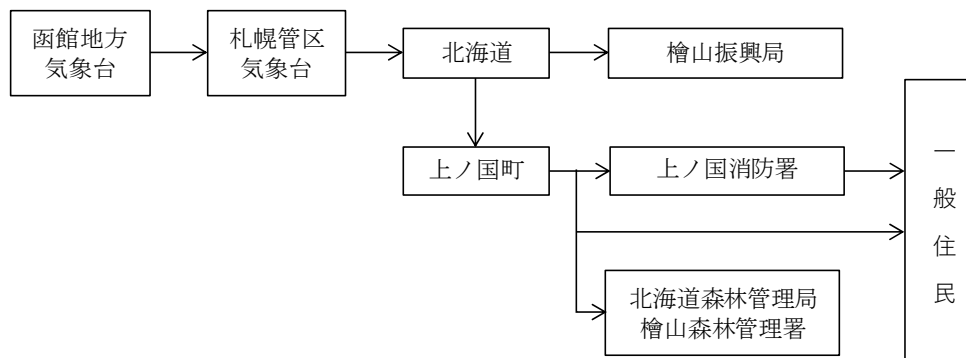
なお、火災気象通報の通報基準は次のとおりである。

通報基準

発表官署	地域名 (一次細分区域名)	通報基準
函館地方気象台	檜山地方	実効湿度が65%以下で、最小湿度が35%以下、若しくは、平均風速が13m/s以上（檜山奥尻島では15m/s以上）と予想される場合。 ※上記通報基準の平均風速は陸上を対象とした予想である。また、平均風速が基準以上の予想であっても降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

イ 伝達系統

火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）の伝達系統は、次のとおりとする。



① 北海道

通報を受けた北海道は、直ちにこれを檜山振興局及び町へ通報するものとする。

② 町

通報を受けた町は、消防機関へ通報するものとする。

また、町長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した町は、消防機関、関係機関、一般住民等へ周知を図るものとする。

③ 協力関係機関

通報を受けた協力関係機関は、速やかに適切な措置を講じるとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

(4) 林野火災予防思想の普及啓発

町民への林野火災予防思想の普及啓発は、関係機関の協力を得て、次により行う。

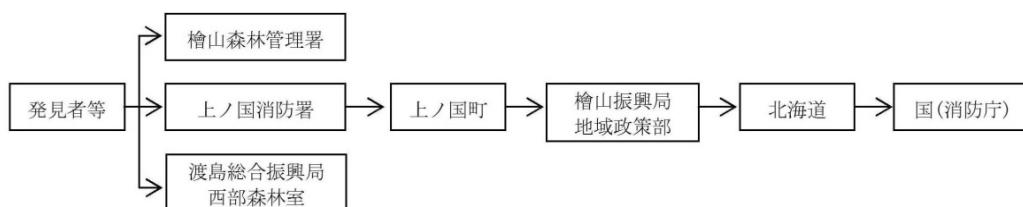
- ア 町防災行政無線による普及啓発
- イ 広報車、広報紙等による普及啓発
- ウ ポスターの張付、立看板の設置による普及啓発
- エ チラシの配布による普及啓発
- オ 森林愛護組合、巡視人の協力による普及啓発
- カ 小中学校児童生徒の作品による普及啓発

3 応急対策

(1) 情報通信

ア 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- ① 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ② 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ③ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- ④ 当該市町村及び総合振興局又は振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市町村等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ① 災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑥ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 北海道

知事は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

ウ 防災関係機関

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

エ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

ア 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。

イ 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

(5) 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(6) 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

(7) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(8) 広域応援

町、消防機関及び道は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第8節 大規模停電災害対策計画

1 基本方針

大規模停電災害により、住民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

住民班
総務班

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

- ① 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。
- ② 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。
- ③ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

イ 北海道経済産業局

- ① 電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。

ウ 北海道産業保安監督部

- ① 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。
- ② 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

エ 防災関係機関

- ① 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- ② 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- ③ 住民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

- ④ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。
- ⑥ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

オ 病院等の防災上重要な施設

病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

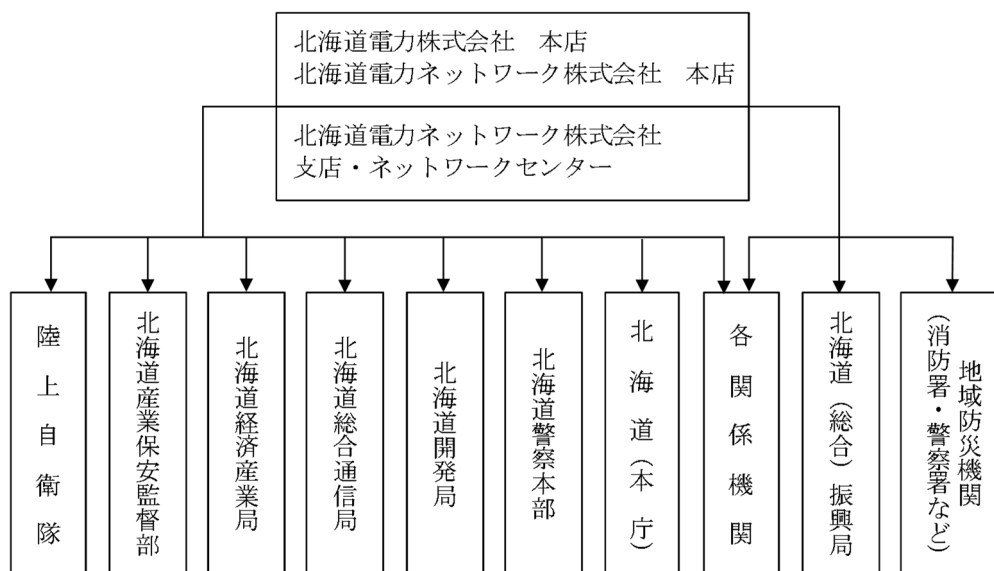
3 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



※上記のほか、北海道電力株式会社と北海道の管理職によるホットラインを設置

イ 実施事項

- ① 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ② 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ③ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

町、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

イ 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ① 停電及び停電に伴う災害の状況
- ② 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ③ 停電の復旧の見通し
- ④ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑤ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町

町長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 北海道

知事は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて、基本法第23条の規定に基づく災害対策本部等を設置し、災害応急対策を実施する。

ウ 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

エ 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

- ① 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となって災害応急対策を講ずるものとする。
- ② 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。
- ③ 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

(4) 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
イ 火災発生に対する迅速な消火活動ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

(5) 医療救護活動

道は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」の定めにより実施する。

(6) 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

ア 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

イ 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

(7) 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 応急電力対策

ア 緊急的な電力供給

北海道電力ネットワーク株式会社は、町や道等と優先度を協議のうえ、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。

イ 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

(9) 給水対策

町（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

(10) 石油類燃料の供給対策

町及び道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第19節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

(11) 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

(12) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(13) 広域応援

町、消防機関及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第9章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

全部署

1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 海岸
- ウ 砂防設備
- エ 林地荒廃防止施設
- オ 地すべり防止施設
- カ 急傾斜地崩壊防止施設

キ 道路
ク 漁港ケ 下水道
コ 公園

- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 上水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、おおむね「事業別国庫負担等一覧」のとおりである。

【資料編 9-1-1 事業別国庫負担一覧】

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

1 罹災証明書の交付

(1) 町

ア 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

イ 町長は、上ノ国町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

ウ 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

エ 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

オ 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(2) 消防機関

ア 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、上ノ国消防署長に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることができるものとする。

イ 消防事務の共同処理に関して複数の町が一部事務組合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

ア 町長は、上ノ国町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な

総務班
施設班

住民班

実施に努めるものとする。

イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

① 氏名	⑪ 町長が台帳情報を当該町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
② 生年月日	
③ 性別	
④ 住所又は居所	⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
⑤ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況	
⑥ 援護の実施の状況	⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
⑧ 電話番号その他の連絡先	
⑨ 世帯の構成	⑭ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
⑩ 罹災証明書の交付の状況	

ウ 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

ア 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- ① 本人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ② 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- ① 申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ② 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ③ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

- ④ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
- ⑤ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

ウ 町長は、イの申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(本節2の(1)のイの⑬)を含めないものとする。

3 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子父子寡婦福祉資金
- (3) 災害援護資金貸付金
- (4) 災害弔慰金
- (5) 災害障害見舞金
- (6) 住家被害見舞金等(都道府県見舞金・災害対策交付金を含む)
- (7) 災害復興住宅資金
- (8) 農林漁業セーフティネット資金
- (9) 天災融資法による融資
- (10) 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))
- (11) 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)水産業施設資金(災害復旧)
- (12) 造林資金
- (13) 樹苗養成施設資金
- (14) 林道資金
- (15) 主務大臣指定施設資金
- (16) 共同利用施設資金
- (17) 備荒資金直接融資資金
- (18) 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付(災害貸付)」
- (19) 勤労者福祉資金
- (20) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

4 災害義援金の募集及び配分

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分は「災害義援金募集事業要綱骨子」の定めるところに準ずるものとする。

全部署

住民班

別紙

災害義援金募集事業要綱骨子

北海道災害義援金募集委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金募集要綱名
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金募集要綱」とする。
- 2 実施主体
北海道災害義援金募集委員会とする。
(事務局:日本赤十字社北海道支部)
- 3 構成団体
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨
都度委員会において定める。
- 5 義援金の種別
募集する義援金は原則として現金とする。
特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。
- 6 募集期間
都度委員会において定める。
- 7 損金等の取扱い
委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。
- 8 義援金の受付窓口
各構成団体(同地方組織を含む)の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。
- 9 受領書の発行
各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。
但し、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書(免税領収書)の発行手続きをとるものとする。
(2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。
- 10 義援金の送金
各構成団体において受付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。
(2) 委員会口座に送金された義援金(預金利子を含む)は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が指定する口座に送金するものとする。なお、募集期間が長期に及ぶ場合は、募集期間終了前であっても、北海道災害義援金配分委員会と協議の上送金することができるものとする。
- 11 広報・周知
義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においては、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。
(2) 義援金の募集成績は概ね1ヵ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。
- 12 義援品の取り扱い
義援品は原則として取扱わない。
- 13 経費
各構成団体が義援金を募集するに当って必要とする諸経費については、その団体が負担する。
- 14 その他
本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

沿 革

昭和38年9月	作 成
平成5年3月	修 正
平成7年3月	修 正
平成14年3月	修 正
平成22年3月	修 正
平成27年3月	修 正
令和3年3月	修 正

上ノ国町地域防災計画

発 行

令和3年3月

発行人

上ノ国町地域防災会議